

平成24年舟形町議会
第1回定例会々議録

舟形町議会

平成24年舟形町議会第1回定例会々議録

招集年月日 平成24年3月8日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 3月8日 午前10時 議長宣言
応招議員

1番	佐藤 勇	6番	大場 清之
2番	奥山 謙三	7番	野尻 益夫
3番	斎藤 好彦	8番	叶内 富夫
4番	佐藤 広幸	9番	八 歙 太
5番	加藤 憲彦	10番	信 夫 正 雄

不応招議員 ナシ
出席議員 応招議員と同じ
欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
副 町 長	豊岡 信尋	地域整備課長	矢野 正
会計管理者	高橋 明彦	総務課財政管財班長	叶内 範夫
総務課長	高橋 剛	教 育 長	伊藤 孟
健康福祉課長	伊藤 廣好	教育委員会次長	伊藤 幸一
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	渡辺 晴美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松田 清司 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	議案第3号 平成23年度舟形町一般会計補正予算（第7号）について
2	議案第4号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
3	議案第5号 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
4	議案第6号 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
5	議案第7号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
6	議案第8号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
7	議案第9号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
8	議案第10号 太折辺地に係る辺地総合整備計画の一部変更について
9	議案第11号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について
10	議案第12号 舟形町空き家等の適正管理に関する条例の設定について
11	議案第13号 舟形町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 12 議案第14号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第15号 舟形町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第16号 舟形町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第17号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第18号 舟形町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第19号 平成24年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 18 議案第20号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 19 議案第21号 平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 20 議案第22号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 21 議案第23号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 22 議案第24号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 23 議案第25号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議員提出の議案の題目

No.	件	名
-----	---	---

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

3 番 齋 藤 好 彦 5 番 加 藤 憲 彦

平成24年3月8日（木）
平成24年第1回定例会第1日目
午前10時01分開議 欠席無し

議長： 只今の出席議員数は9名です。定足数に達しております。只今から平成24年度第1回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名致します。3番斎藤好彦君、5番叶内富夫君の両名を指名致します。

日程第2

議長： 日程第2 会期の決定についてお諮り致します。

8番： 会期の日程につきましては、本日8日より15日までの8日間をお願いしたいと思います。

議長： 只今8番議員より、本日8日より15日までの8日間との発言がございました。異議ありませんか。
(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって会期は8日間とする事に決定致しました。

日程第3

議長： 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第4

議長： 日程第4 議員派遣の報告についても議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第5

議長： 日程第5 町長挨拶並びに行政報告をお受け致します。

町長： おはようございます。本日は、平成24年第1回の舟形町議会定例会を招集しましたところ、何かと公私共にご多忙の折、全議員のご出席を賜り心から厚くお礼申し上げます。

先ずは、この度の2月12日執行の町長選挙におきまして、無投票当選ということで町民の皆さんのご理解、ご協力、ご支援を賜りまして引き続き町政執行の重責を担わせて頂くことになり、改めて極めて大きな使命と責任の重さを痛感している次第であります。これまで以上に町民の目線の立場に立って、現場の声を反映する政策づくりを基本にしながら、初心を忘れないで自問自答して常に自らを戒め、身を引き締めながら町政を執行して参りたいと思いますので、議員各位におかれましては改めまして、ご意見、ご提案、お力添えを心からお願い申し上げたいと思います。

私は、4年前、町民の皆さんの声やニーズを的確に捉えながら、緩急性を選択し、柔軟でスピード感ある町政執行に全力投球して参りました。その3つの基本施政は、(1) 町民の皆さんと行政が表裏一体の信頼関係において公平・公正・平等の基本理念を貫くこと。(2) 町民の皆さんと行政が知恵を出し合い、自助努力を基本にまちづくり、人づくりを実施すること。(3) 常に町民の皆さんはお客様であり、交流・対話を深めながら現場主義を徹底し、自らが率先して行動すること。この施政は引き続き貫いて参ります。

今の事態は、人口減少社会への突入、少子高齢化の進行、そして国・地方合わせて1,000兆円近い巨額の債務により地方の財源不足、更に雇用の創出にどう立ち向かっていくかであります。この課題は、国が思い切った政策を実行し、施策が具現化されない限り、短時間で解決することは困難な課題であります。しかし、舟形町は最上地方では最も南に位置し、国道13号線と旧国道47号線の交通の要衝にあり、しかも高規格道路インターチェンジが整備された立地条件にあります。しかも、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽、この3つの生活排水処理施設の普及率は96.1%となり、県内で6番目に高い整備となりました。

従いまして、立地条件の良い舟形町、環境の整った舟形町、そして日本一の命名からなる「若鮎と古代ロマンの里舟形町」、この舟形町の良さを企業的感觉で、行政を経営するという発想を持って、営業活動を展開しながら、売り込んでいかなければならないと思っております。

いずれに致しましても、私は身の丈に合った行財政運営を基軸に、町民の皆さんが参加、参画してまとめあげられた「第6次舟形町総合発展計画」を着実に前進して、具現化する為には、私は常に挑戦する気

概を持って町民の皆さんが、(1)心豊かで安心して元気に暮らせるように、(2)生きがいと自信、誇りがもてるように、(3)人と人が絆を結びあえるように、活力ある舟形町を更に元気な舟形町へと高めていく為、町づくりの基本理念であります「出あい・ふれあい・支えあい 新たな結いの創造」を町民の皆さんと一緒に躍動感あふれる町づくりに取り組んで参りたいと思いますので、議員各位には重ねてご提言、お力添いを賜りますようお願い申し上げます。

平成24年度の予算編成につきましては、第6次基本構想における第1期実施計画の最終年度にあたる重要な年となることから、子育て・健康・教育の充実、産業の振興、安心安全の確保を念頭に置き、財政運営の基本原則である収支均等の原則、財政構造の弾力性確保の原則、行政水準確保向上の原則、財政運営効率化の原則に基づき予算の編成にあたりました。ここで、平成24年度の当初予算案の概要について申し上げます。一般会計歳入歳出予算の総額は36億8,000万円となり、前年度比6,000万円、率にして1.7%の増額予算となりました。特別会計は6会計合計で20億1,500万円となり、前年度比で260万円、率にして0.1%の増となりました。歳入の町税については、個人町民税が年少扶養控除を廃止する税法改正により増額を見込み、全体で1,442万2,000円、3.4%増となりました。地方交付税は国の予算が17兆4,545億円、対前年比で0.5%増を確保していることから1,000万円増の18億1,000万円を計上しました。

主な歳出予算としては、厳しい財政事情及び現下の経済情勢を踏まえ、事務事業の見直し、経費の節減合理化の徹底を進める一方で、第6次基本構想の基本目標のもと、優先度の高い小学校統合関連事業に2億2,812万1,000円、緊急雇用対策事業に5,395万9,000円、道路新設改良事業に1億5,147万8,000円、新規事業として、地域おこし協力隊事業に810万6,000円、再生可能エネルギー推進事業に300万円、縄文ヴィーナス関連事業に621万5,000円を計上しました。

特別会計では、国民健康保険事業課畏敬が、一般会計の後期高齢者医療療養給付費の増と相応する形で△500万円、0.7%の減。高齢化の進行により後期高齢者医療事業会計では100万円、1.6%の増、介護保険事業課畏敬では17,000千円、2.5%それぞれ増加しています。簡易水道事業会計では町道内山長尾線道路改修に係る水道管移設事業に1,900万円、10.6%の増、農業集落排水事業会計では補償金免除繰上償還の終了に伴い△2,340万円、10.3%の減、公共下水道事業会計では公債費や修繕費の減により△600万円、3.2%の減となりました。特別会計全体では260万円、率にして0.1%の増となりました。

以上のように、一般会計・特別会計の平成24年度の当初予算を編成したところですが、世界の石油産出の拠点であります中近東諸国の政情の混乱が深刻化し、石油価格の高騰に繋がっています。世界経済に大きな悪影響を与える可能性もあり、予断を許さない状況にあります。ヨーロッパのEU諸国においても、金融不安からの脱却が改善出来ない状況が長期化しています。国内においても長引く円高・デフレ傾向は国内経済活動の大きな足枷となっています。今後の経済動向を注視していく必要があります。新年度の予算執行につきましても、世界各国の聞き要因をも考慮して、町の財政計画に基づき、更なる歳出の削減を図るなど、社会状況に対応した柔軟な財政運営を図り、健全な行財政の維持に努めて参りたいと思います。

ここで定例会に提案しています案件に先立ちまして、12月定例町議会以降の主な行事等について、行政報告を申し上げます。

(1)「訪問介護2級資格」取得講習会の開催について。平成23年12月12日から平成24年2月2日までの土・日を除く、29日間に亘って2級ヘルパー講習会を開催しました。この事業は、高齢化に伴い、質の高い訪問介護を行う為に必要な知識と技術を有する介護員の養成を図り、福祉関係の雇用を促進する為に開催したものです。講習会は、社会福祉法人舟和会に委託し、愛知県立大学の佐野先生や新庄市の三條クリニックの三條先生による講演など、60時間のカリキュラムを受講することで訪問介護員2級の資格が取得できるものであり、この講習会で13人の受講生が訪問介護2級資格を取得しました。

(2)町園芸作物栽培セミナーについて。平成23年12月18日(日)中央公民館において参加者71人のもと園芸作物栽培セミナーを開催しました。新しい園芸作物に出会うきっかけとして、また新規就農を考える機会になればと開催したものです。セミナーでは県生産技術課の阿部課長から「舟形町の園芸産地を一步前へ」との講演があり、産地研究室から「女性にも取り組みやすいラズベリーの栽培法」と「富田地区のいちご『サマーティアラ』への取り組み」について研究発表がありました。その後、農協の各部会から栽培例の発表があり、園芸への助成制度の紹介や流通のしくみの説明を受け、営農相談も行われました。園芸作物の産地や仲間づくりに向けた有意義なセミナーとなりました。

(3) 西堀町内会消防ポンプ車庫の落成式について。西堀町内会の長年の念願でありました西堀地区消防団（舟形町消防団第3分団第22部）が、地域の団員12名で平成23年4月1日に発足しました。既に、財団法人日本消防協会から小型動力ポンプ付き多目的消防ポンプ車1台を寄贈されていましたが、この度消防ポンプ車庫が完成し、1月8日の町消防団出初式の後、西堀町内会において落成式が行われました。伊藤町内会長は、「長年の夢が実現し感無量です。消防団と協力して災害の無い安全な地域づくりに努めていきます」と決意を新たにしていました。

(4) ふるさと特養誘致要望活動について。医療法人徳洲会が特養を整備するにあたり、町が提案する「ふるさと特養事業」の実現性の可能性についての要望があり、東京都の高齢社会対策部長の紹介を受け、1月18日～19日に墨田区・大田区・練馬区・江戸川区の4区役所を2月14日～15日には台東区・渋谷区・豊島区・新宿区合わせて8区役所を訪問し、福祉担当の部長や課長から「要介護者の現状と課題」をお聞きし、「町のふるさと特養の提案と実証事業への協力」をお願いしてきました。各区とも特養の待機者が多く、区内での施設整備には限界があるものの、山形県は遠いとの印象があるようでした。現在、大田区と新宿区からの問い合わせがあります。課題も多くありますが、受け入れについて今後も誘致活動に取り組んでいきたいと考えています。

(5) チャレンジ農業実践塾事業報告会について。平成24年1月27日（金）、JA新庄もがみ舟形支店を会場にチャレンジ農業実践塾合同研究会を開催しました。実践塾生と関係者23人が参加し、(株)新庄丸果の佐藤社長から「舟形町の農産物有利販売」についての講演を聞いた後、おかひじき倶楽部からの実績の報告やあととして「水菜」栽培に取り組んだ事例が発表されました。その後、やまがた地鶏や行者にんにくの栽培についても実績発表があり、新たな農作物として定着してきていることを確認しました。定年帰農を見据えて高齢者が元気に農業を担う取り組みを継続して、活気ある農業の振興を図っていくことを確認しました。

(6) 叙位の伝達式について。平成20年11月3日に旭日小綬章を受章し、昨年12月1日に亡くなられた元舟形町議会議長の加藤俊正氏に叙位が授与されることになり、2月13日、八鍬副議長と共に加藤宅を訪問して「叙位 正六位」の伝達を行いました。伝達後、ご子息の加藤孝氏としばし懇談し、元議長の功績を偲んで参りました。改めて故加藤俊正氏のご冥福を心からお祈りしたいと存じます。

(7) 全国農業大学校等プロジェクト意見発表会について。山形県立農業大学校2年生の佐藤真奈美さん（沖の原出身）が、2月21日（火）と23日（水）の両日、東京で開催された第15回全国農業大学校等プロジェクト発表会の「就農や農業経営などの意見発表の部」に出場し、特別賞（農業大学校同窓会全国連盟賞）に選出されました。「わが家の6次産業化で地域を変える」とのテーマで意見発表を行い、創意工夫や地域づくりに取り組む姿勢が高く評価され、今回の受賞に結びついたものと思います。町の新規就農者支援事業を受けた第1号の佐藤真奈美さんの今後の更なる活躍に大いに期待したいと思います。以上7件についてご報告を申し上げます。

さて本日、本会議にご提案申し上げます案件は、平成23年度一般会計・特別会計補正予算が7件、辺地計画の一部変更が1件、条例の設定が2件、条例の一部改正が6件、平成24年度一般会計・特別会計予算が7件。以上、23件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようお願い申し上げます。

尚、12月定例町議会以降の主要行事につきまして、次頁に記載の通りですので説明は省略させて頂きまして、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

日程第6

議長： 日程第6 一般質問をお受け致します。順次発言を許します。

2番： おはようございます。私から3点について質問させていただきます。

1. 光生園建設地を問う。現在の光生園は昭和50年4月開所して37年経過しております。耐震基準を満たしておらず、また建設地が崖地で危険な状態にあり早期の建設が望まれます。新光生園の建設地を是非堀内地区に行うべきと考えます。その理由の第1は、平成8年比で人口が28%の減、世帯数で9%の減となっており、地区別で一番の減少率となっております。第2は小学校統合による堀内小の閉校です。過疎が益々進む事が予想されます。活気を維持するには、定住人口、交流人口の増が必要だと思います。是非堀内地区内に建設するように強く切望します。

2. 地域コミュニティ強化による地域活性化策を問う。舟形町の地域活動は集落単位が基本となっております。集落によっては人口、世帯数が減り過ぎて活動が出来ない集落が発生しています。又、平成25年3月で長沢小、富長小、堀内小が閉校となります。これまで小学校が担ってきた地域活動が途絶えてしまいます。集落単位を基本としつつも、学区単位の地域コミュニティを強化して活動を行うべきと考えます。活動を補助する為総務省で提唱している「集落支援員」を設置して行う事により町の負担も増えずに行う事が可能になります。更にこの4月から採用されます「地域おこし協力隊」も活用すれば更に体制構築が出来ると思います。是非、先進地研修等を行いながら進めるべきと考えます。

3. 舟形町水環境保全条例の早期制定を。豊かな森林を「共有の貴重な財産」として町民らに認識してもらい、清らかな水環境を将来に渡り守ると共に、外国資本による森林買収防止に繋げる為に、早期の条例制定を行うべきと考えます。現在、町の森林等で直接、間接の外国資本による買収がないか確認を行っているのか質問します。

町長： 2番奥山謙三議員1点目の「光生園建設地を問う」のご質問にお答えします。「障がい者支援施設 光生園」の現状につきましては、昭和50年4月に開所し、今年で37年経過となります。敷地は平成13年11月に山形県の急傾斜地崩壊危険区域に指定され、施設が建っている場所の法面も崩壊危険箇所として、平成14年から15年度にかけて長者原側の法面工事を約1億2,200万円、平成19年度から20年度には1億7,700万円の予算を投じ木友沢側の工事を行い、安全対策を行ってしまいました。施設の現状課題としましては、①施設の老朽化と4人部屋の造りであり、プライバシー等が保てない。②亜炭廃坑があり、地下の空洞化による地盤沈下が認められる。③昭和56年6月以降の新耐震基準に適合していない為、耐震化の大規模修繕等緊急的な整備を要する。④利用者が地域社会と日常的に交流できる立地条件にない、などがあります。こうした状況を踏まえ、町でも平成21年7月10日に耐震工事及び移転改築に係る助成制度の説明と早期移転改築を要望してきました。その後、社会福祉法人「舟和会」では平成22年2月17日に舟形町を經由して山形県並びに国に整備計画を要望しております。その計画概要は、①建設用地造成を平成25年度に、②建設工事を平成26年度から27年度にかけて実施、③平成27年10月に開所を目指しております。事業費総額は、土地購入費、施設整備費、解体費の16億円を見込んでおります。(財源計画 施設整備費等13億4,000万円、土地購入費6,000万円、施設解体費2億円、計16億円・補助規準額 国50%、県25%、設置者25% 解体は補助対象、用地買収は補助対象外)

さて、ご質問の移転改築建設地を人口が減少し、小学校の閉校を踏まえながら地域の活性化の為、堀内地区に建設をとのことでありますが、先ずこの事業は社会福祉法人舟和会が事業主体になります。しかしながら、社会福祉法人舟和会は基本財産並びに普通財産は町の寄附行為で設立した公設の法人であります。従いまして、公設民営方式という施設体系とこれまでの経緯を踏まえながら光生園の移転先の選定については、利用者の皆さんの交流や地域の発展に寄与できる場所を視点におきながら舟和会と協議、連携して参りたいと思います。今後は建設場所の決定、基本設計、建設費の見積もり等を具体的な整備計画及び要望を平成25年1月までに提出し、その後、国との正式協議に入る予定になっておりますので、更に連携を深めて対応していきたいと考えております。

次に「地域コミュニティ強化による地域活性化策を問う」というご質問にお答え致します。町では、18年度から地域の身近な課題を地域と町が協働で解決する地域協働事業の展開をし、21年度からは、この地域課題の話し合いの為の地域づくり支援事業も実施して参りました。又、町では話し合いの進め方や解決策の見出し方の研修も必要となる為、21年度から6回に亘り櫻井先生をお迎えし、研修会を開催して参りました。昨年更に、仙台の地域社会デザインラボの遠藤先生もお迎えし、地域の方々と職員の研修会も実施しているところであります。この様な中、昨年の3月11日の東日本大震災と本町を縦断する活断層の存在がクローズアップされ、防災意識の高まりと共に櫻井先生の研修成果もあり、24年度は地域づくり支援事業の要望が、話し合いをする事業に3町内会、避難訓練の実施などのイベント関係事業に5町内会、更に地域コミュニティの創造や活性化の為の事業として、(財)自治総合センターの事業に2町内会が申請しているところで、町内会を単位とする地域づくりの意識が高まっていると感じているところであります。更に地域のハード的な課題の解決策として実施しております地域協働事業にも3町内会から4事業の申請を受けているところであります、各町内会から地域の課題解決に一生懸命に取り組んで頂いているところであります。

さて、24年度は地域おこし協力隊を2名、緑のふるさと協力隊を1名採用することとしております。1月の全員協議会の時にも説明申し上げましたが、地域おこし協力隊は人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした事業で、三大都市圏から住所を移すことを条件に、国が年間350万円を限度として財政措置されるものであります。協力隊活動事例は色々ありますが、町では協力隊がいなくなっても地域の活動が終わることなく、地域の自立を目指し、地域力を向上させる為、協力隊の力を借りることを考えており、課題の解決も地域が行う事を前提としております。

現在、町が考えている活動としては、地域づくり支援事業の課題の発掘とその解決に向けた地域の話し合い、地域イベントの企画立案、特産品開発や6次産業化、都市と農村の交流事業などへのサポートを考えております。次に、緑のふるさと協力隊であります。NPO地球緑化センターの事業趣旨に賛同された若者が農山村や離島に出向き、農山村が必要としている様々な分野において力一杯仕事を手伝い、汗を流し、住民らとの暮らしを通じて自分の人間力を高めることを目的とした事業であります。当然、この事業においても様々な分野を通して地域おこしを手伝う訳ですが、今申し上げました通り、協力隊が自らの人間力を高める為、舟形町に夢を抱いて来られているわけですから、協力隊の意思を尊重し、一生懸命、力一杯活動して頂きたいと考えております。その結果、地域の課題が解決できれば良いと思っておりますし、今まで地域が気付かなかった地域の魅力を再発見する機会になれば良いと考えているところであります。

さて、総務省の事業で地域おこし協力隊と同様な制度として集落支援員制度があります。この制度は、地域の実情に詳しく、集落対策の維持に関するノウハウ・知見を有する方を雇用し、集落の状況把握や集落の点検、話し合いの促進等をする為の制度で年間350万円を上限として財源措置される事業であります。町としては、地域おこし協力隊等の3名の方々をサポートしなければならず、サポートなくして協力隊の活動は有り得ないと思っております。各集落においては地域おこし協力隊が入り、或いは緑のふるさと協力隊が入り通常業務における各課の事業においても地域に入ることになります。当然ながら地域が煩雑となったりする懸念があります。従いまして集落支援員の導入については、地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊の活動状況等を検証した上で、また地域の状況を見た上で考えて参りたいと思っております。

次に、「舟形町水環境保全条例」の制定についてお答えします。昨年5月の資料になりますが、国土交通省の調査による外国資本による森林買収の調査によりますと、平成18年から22年の5ヶ年間に北海道、長野、山形、兵庫、神奈川県で40件、面積で620haとなっているようであります。こうした外国資本による森林買収の背景には、世界的に水需要が高まる中で水源地を確保しようとする動きや、国際的な二酸化炭素排出権の取引を先読みし、森林の価格の上昇を期待した先行投資が話題に上がっているようですが、実際にはその実態が見えない状況となっているようであります。こうした買収に対しての法的規制は、森林法の1ha以上の林地開発の県知事許可、1ha以上の土地取引法に基づく県知事許可だけとなっております。山形県でも米沢市の山林10haがシンガポール人によって森林買収されたことは記憶に新しいと思っておりますが、こうした動きに対し、県では昨年1月31日に外国資本等による森林買収に関する問題点の把握や今後の対策について調査、検討を行うことを目的に「外国資本による森林買収に関する連絡調整会議」を設置して、森林の監視の強化や市町村に対する指導・助言を行い、更に県条例の制定も含めた検討を行っております。併せて県では、依然として土地取引が終わってからのしか情報が把握できないことや、水資源の量的な確保に関する法規制がないなどの現況の問題点があり、①森林買収については1ha未満の事前届け出や1ha以上の許可制度の創設、②適正利用からの監視区域の指定、③地方自治法に基づく登記情報の税務担当以外の部署での活用について提言しております。

議員が言われる通り、水資源の確保は重要な課題であります。舟形町にあっては、約7割が山林(8,328ha)であり、うち国有林野(4,935ha)が約6割を占めていますが、水資源と直接的に結びつくのが小国川と松橋川の水源地を涵養している森林であります。今年4月から改正森林法が施行されますが、全ての森林の取引は県知事への届け出が必要となり、更にその届け出の窓口が各市町村となります。この改正に伴い、町と県との情報が共有されることとなりますが、森林売買の届け出だけであり、規制できるものではありません。

昨年9月に尾花沢市が県内第1号として市が有する清らかな水環境は共有財産として「尾花沢市水環境

保全条例」を制定しましたが、「水源かん養に資する山林の適切な管理、保全、及び水資源の良好な環境保全に努める」為に市や市民、及び事業者の役割や取り組みを盛り込んだ内容となっています。このように先進的な尾花沢市の取り組みですが、外国資本の森林売買に関する法的規制がない中で、残念ながら規制ができないものとなっています。しかしながらこの問題は大きな課題であり、舟形町にとっても又、隣接する最上町或いは大蔵村、更には最上総合支庁も含めた広域的な取り組みが必要になると思います。今後とも県や各市町村との広域的な連携や情報交換を図りながら、県が政策提言している3項目の早期実現に向けて取り組んでいる内容を支持しながら進めて参りたいと考えております。

尚、当町での外国資本による森林買収は、昨年12月末での確認ですが該当森林はありません。尚、1月、2月につきましても早急に法務局の登記状況は担当課を通じ把握しているところです。

2番：では最初に、光生園の建設地の関係で質問します。町長は、この堀内地区の人口減少率、そしてまた世帯率の減少率は堀内地区が一番ということについての認識はどのように持っていますか。

町長：冒頭でも申し上げましたが、人口減少社会の突入というのは、舟形町のみならず山形県のみならず、全国的な趨勢がある訳です。特に舟形町でも堀内地区は人口減少というものが非常に差が大きいと認識しております。

2番：では、これらを何とか克服する為に公共施設、又準公共施設の地域配分と言いますか、地域の発展を考えたこの地域配分での建設ということについての考えはどうでしょうか。

町長：人口を増やすという施策は色々あると思います。企業誘致も然りながら、或いはご提案の公共施設を建設するという方法もある訳だろうし、何れにしましても子育てのし易い環境づくりというものもありますし、或いは定住促進というような政策もある訳であります。今、奥山議員が提案しておりますこの光生園の建設というようなものもその一つであろうと認識しております。

2番：是非、光生園の建設については、一番目に堀内地区にお願いしたいということのを要望致しまして、光生園建設についての質問を終わりました、次は地域コミュニティ強化による地域活性化策の質問に入らせて頂きます。

今回質問しました地域コミュニティという考え方ですけれども、今日は舟形連合町内会の会長さん方々もおいででありますけれども、最初に当町においては、各集落単位の活動を基本にしていることは重々理解しておりますけれども、連合町内会についての町長の認識はどうなのですか。

町長：連合町内会という認識はどうですかと言うと、具体的にどういうことですか。

2番：各町内会で行っている活動の中には、当然共通する活動が多々ある訳であります。そういった中で私のイメージとしては、富長小学校の学区にあります富長連合町内会を考えているのですが、できれば3町内会で、馬形なり小松が入ってくれば5町内会になるかと思いますが、共通する行事等については連合町内会、地域コミュニティという言葉でもよろしいのですが、この辺で行いながらこれまで担ってきた、各集落での活動はこれまで通り、行っていくところでの両立を基本とした地域コミュニティ、又集落での活動というこの体制の構築という考えであります。その辺についてどうでしょうか。

町長：舟形町を発展する為には、やはりそれぞれの集落が発展するのがまず道筋であろうと思います。従いまして、議会の中で何回も言っておりますけれども、地域、或いは集落もお互いに自助努力をしながら自分達の集落、自分達の地域を自分達で守り、そして育てていくのが自助努力であろうと思います。21年度から地域づくりに取り組んでおりますけれども、櫻井先生なり、様々な方を講師にしながら、そして役場の職員も現場に入りながら、それぞれの地域づくりに取り組んでおりますけれども、要は、やはり櫻井先生が言う、皆さんで地域の課題を発見して、話し合いをして発見しなさいということから進めております。これは自分達の地域の課題が何かはやはり一番必要であろうと。行政から、こうしなさいよと言われる前に、地域の課題をお互いに地域の町民の方々が把握して、では、何をしようかというところから出発して行かないと、地域づくりはなかなかできないであろうと。21年度からそういう趣旨で取り組んでおります。従って、その地域によっては長尾町内会では長尾町内会の地域づくり5カ年の計画を持っております。木友町内会では自主防災組織さくら会を作りながら木友町内会の地域づくり、組織づくりを図っております。或いは太折町内会でも防災訓練なり、或いは地域訓練ということで防災に対する意識の高揚というようなものを、その中で太折町内会、或いは木友町内会、それぞれの町内会で話し合いの中で、こういう課題を見つけて、このように取り組んで行きましようというものがあるだろうと思います。そして、

その一つの連合体が地区別の例えば富長地区、堀内地区になるのではないかと。今、奥山謙三議員が言ったように、富長地区の福寿野の課題、或いは長寿原の課題、或いは富長の課題を結集して、その中で地区の課題を見付けるのも一つの順序ではないかと考えております。

2番： その地域づくりにおける行政と言いますか、役場職員も含めますけれども、この辺の関わりというか、その辺についてはどのような考えですか。

町長： 今、先程も答弁で申し上げましたけれども、来年度も大分防災関係、或いは話し合い作りということで、3つの町内会、4つの町内会とあるようであります。従いまして、そのような要請があるのであれば当然この担当者の方、職員がその中に入りまして、職員が主体的に指導することも必要でありますけれども、自意識的に内部の方からこの課題を発掘出来るような体制作りが大事であろうと思います。その中に、今回から始めます緑の協力隊、或いは地域づくりの協力隊の応援を頂きながら今年度はやってみたいと思います。

2番： あくまで地域の方々が主体となって行う考えであるという町長の答弁でありますけれども、今日の冒頭の挨拶の中に、「町民はお客様」という言葉を使っているようであります。お客様ということになれば、あくまで主体は行政、職員だよと取られ兼ねないと思います。やはり色々な場面の中で、町民が主役とすれば、お客様という言葉を使うのは如何なものかと思いますが、どうですか。

町長： 私のお客様というものは、町民があってこそ集落があって、集落があってこそ舟形町が存在することですので、端的に申し上げれば、現場からのお客様を行政の方で迎え入れることも一つのお客様の定義であろうと思いますし、接遇面からもお客様という観点で今申し上げたところです。

2番： 各集落における活動を強化する為には、当然その集落におけるこれらを行っていく方のリーダーが必要になってくると思われます。町長の考えるリーダーの条件とはどのような条件ですか。

町長： 今行っております地域づくりも、当然人材育成もある訳です。その中には、この地域のリーダー、或いは集落のリーダーという人材育成の大きな要請であろうと思います。奥山議員がこの質問する集落支援も確かに良い制度であります。ただ、最初から集落支援を一色して、「こうこうやって下さいよ。」と言うのも結構であろうと思いますけれども、内面から盛り上がって来て、そして集落支援に移行するというのが私の考え方であります。

2番： 私が考える地域のリーダーは、日本的には資本主義社会でありますから、自分の利益を考えるのは当然でありますけれども、それと合わせながら共益、全体の利益も考えられる人を如何に増やすかが、その地域の活性化に繋がってくるのではないかと私は常々考えております。やはり、そのリーダーが自分の利益優先で物事を進めた場合には、絶対その地域は発展してこないし、良い方向には向かわないと考えております。そういった中で、やはりリーダーの条件は、個人の利益よりも共益、全体の利益を考えられる人を如何に増やすのかということにかかっているのではないかと考えております。後、地域おこし協力隊については、この4月から採用される訳でありますけれども、隣の最上町の地域おこし協力隊の方々と2回程話し合いをする場を作りまして、勉強して参りました。その中で彼女達は、今年で2年を経過した訳でありますけれども、やっと自分達地域協力隊が認知されて来ているという状況なのです。ということは、都会から来たよそ者が各集落に行ったところで、やはり最初はよそ者扱い、ましてや地域の事も分からない方々が歩く訳ですので、「あなた達、どうせ3年で帰るのだろう」と、「3年間、ぱっと来て遊んで田舎暮らしを経験して帰るんだろう」という認識しかなかったようです。そういった中で、彼女達は自分達がこういったことをやろうとしても、それを町民の人達が理解してくれなかったということに一番苦労したとありました。そこで私が考えるのは、集落支援はこの舟形町の中で地域を知っている方々を雇用するという条件でありますので、では地域おこし協力隊にずっと役場職員が張り付いて行けるかといえば、これこそ経費の無駄遣いになるのではないかと考えます。そういったことを考えますと、是非、集落支援の方々を雇用しながら、最初はその方々と町全体を歩きながら、地域おこし協力隊の活動を町民の方から理解してもらってところから入っていかないと、折角の良い事業が徒労に終わってしまうと考えられます。そういったことを考えますと、是非この集落支援委員という制度を活用しながら地域おこし協力隊も生かせる、また緑の協力隊も生かせるような体制を構築することが本当に大事なところではないかと考えます。是非、この地域おこし協力隊が本当に「3年間、あの人達は何しに来たのか」ということだけにならないような施策を考えて頂きたいと思います。

最後に行政のスリム化という観点の中で、酒田市においては、地域コミュニティ活動を指定管理者制度で任せているということなんです。これが絶対正解かといえばそうではないかもしれませんが、地域の課題を地域でやっていく体制は、この舟形町よりは間違いなく出来ておりました。そういった事を考えて行きますと、是非、この地域コミュニティの指定管理は即できるとは考えておりませんが、同じ県内で酒田地区においては32、33の地域コミュニティがあって、現実に指定管理制度を取って活動している地域があるのです。そういったところを是非、これから私共も一緒に研修したいと考えておりますので、この研修会等の参加についての町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長： 奥山議員の質問の、集落支援委員を設置はしないという考えでは毛頭ありませんので、その辺はご理解願いたい。酒田市の今の様子は分かりませんが、多分そういう数十名のコミュニティでしたことは、やはり自意識的に、その三十数名ですか、その話し合いの中で、そういう組織が出来たのだと。これは集落支援を交えながらしたのか、或いは自意識的になったのか分かりませんが、要は奥山議員の言う、この地域づくり協力隊、緑づくり協力隊というのは、お互いに平行しながら行くという方法もあるだろうと私も思います。ただ今回は、地域協力隊、緑の協力隊という2つの事業に取り組んでおります。これを検証して地域協力隊は最長3年でありますので、3年以上舟形町にいれば最も良い訳です。前回もちょっと申し上げましたが、今2名の方々は男女1人ずつでありますけれども、永住もあるようですので、その辺も見極めながら来年以降になりますけれども、今の集落支援という制度も十分考慮して参りたいと思います。

2番： 最後に、水環境保全条例について、町長にお伺いしたいのは外国資本による買収の認識と言いますか、どのような考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

町長： 認識よりも、そういう外国資本が来られるような法律であろうと。今の段階では、そういう規制がない。許可をしても、事後の許可、届出であるという法律の不備が今回の外国資本の導入であったのかなと思います。これは国策としてばっちり法律を改正してやらなければ大変難しいと思います。

2番： 国においても、県においてもこの保全条例の制定というものに規制をかけて行くことは、国、県一致しているようでありますので、これと歩調を合わせて町の方で進めて頂きたいとお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。有難うございました。

議長： 以上をもちまして、2番奥山謙三君の一般質問を終結致します。続きまして、4番佐藤広幸君。

4番： 農業所得500万円の目標はどこへ行ったか。奥山町政2期目のスタートにあたり、4年前に公約した「農業所得500万円を目指す」について、この度の選挙期間中には一度も聞かれませんでした。これは非常に残念なことであり、あわよくば忘れて欲しいと考えているのでしょうか。そこで12月議会に続き「農業所得500万円を目指す」について再度質問させていただきます。

現在、町は農業振興を図る為、6つの重点施策を推進しているようですが、その効果が出ているのでしょうか。今までの農業政策は農家を保護し、農地を荒廃させないことが中心だったように感じています。そこに4年前奥山町長は新たに農業者が公務員並の所得500万円を得ることを目指すとしたのです。その施策の推進を期待せずにはいられませんでした。しかし目標を達成出来ているのは2名のみ、更に2期目の公約には一言も触れず、達成した政策のみを強調する、この様な姿勢は如何なるもののでしょうか。出来なかった政策にも真摯に向き合い、今後も進めるつもりだと正直に町民に問えば良いと私は考えます。

町には専業農家53戸、第一種、第二種、兼業農家合わせて481戸、合計534戸の販売農家が存在し、中でも認定農業者は79名で将来は100名を目指しているとのことですが、今後4年間で何名の目標達成農家を見込んでいるのかを伺います。又、農業所得500万円を超えた農家はこの4年で2名とのことですが、それは4年前、奥山町政が始まってから500万円を越えたのか、それ以前から500万円を超えていたのかを伺います。

町長： 4番佐藤広幸議員の質問にお答え致します。まず、「農業所得500万円の農家を目指す」という公約は、産業の振興と地域の活性化の基本となるものであり、前回に引き続きマニフェストとしております。12月の議会でも申し上げましたが、農業政策は農家の保護と農地の保全だけでなく、平成12年度に制定された「農業経営基盤強化促進法」に基づいた担い手農家の育成と支援を行う事を大きな柱としております。この法律は、ご存知の通り他産業並みの年間労働時間（1人当たり2,000時間）と年間農業所得（500万円）を目標とする農業者が、計画達成の為に営農支援や農地の集積、経営管理の合理化、基盤整備などの

支援を行う法律となっております。その後、平成18年に見直され、所得目標が概ね400万円となりましたが、当面の目標を400万円とし、更に500万円を目指す農業を進めて参りたいと考えております。

具体的には、営農類型毎の「経営規模・生産方式」をつくり、その経営モデルを参考に改善を図るものとなっております。尚、認定された農業者は、平成19年度が70名、現在は79名となっております。例えば、一つの営農の例として「水稻+野菜」では、水稻10ha、ニラ15a、作業受託1haの経営を行った場合、所得額は413万円、労働時間2,453時間となりますが、このようなモデルを個別経営体として11、組織経営体として4つを設定しております。ご存知の通り農業所得は、収入から種苗費や生産資材費、減価償却費、雇用労働費など、所謂栽培経費等を差し引いたものが農業所得となりますが、税務申告による農業所得は更に専従者控除や生命保険、医療費控除、配偶者控除など加わり、実際には所得率は大幅に下がることとなります。

農産物の価格低迷や機械化による経費の増大もあり、厳しい経営を余儀なくされておりますが、こうした農業情勢ではあります。舟形町でも頑張っている農業者の皆さんが数多くおります。

これから申し上げる数値は、平成17年度と平成22年度のセンサスの数値ですが、この5年間の特徴としましては、やはり高齢化や機械の老朽化などにより、離農者が多くなっていることですが、当町でもこの5年間で89戸が減少し、538戸となっております。それと呼応するように販売額200万円以下の農家数が64戸減少し、303戸となっております。

又、もう一つの特徴と致しまして、逆に販売額の多い農家が増加していることです。販売額が700万円から1,000万円までの農家が18戸から23戸に5戸の増加していることや、1,000万円から1,500万円までが3戸の増の10戸に、又新たに1,500万円から2,000万円の販売農家が2戸に増え、更に3,000万円から5,000万円と5,000万円以上がそれぞれ1戸ずつとなっております。つまり700万円以上の販売がある農家がこの5年間で9戸増加し、38戸となったこととなります。

次に、米を除く販売額についてJA新庄もがみ南部営農センターのデータを元に申し上げますが、平成19年度が3億7,537万円、平成20年度では3億9,776万円、平成21年度では4億672万円、平成22年度が4億5,159万円となっております。平成19年度との対比では約1.2倍の伸びとなっております。

また、園芸部門では平成19年度が1億9,428万円、平成20年度が1億9,774万円、平成21年度が2億18万円、平成22年度が2億4,030万円となっております。米価が下落する中、園芸関係でも1.2倍の伸び率になっております。特にニラ、ねぎ、アスパラガスがトータル的に販売額を押し上げていると考えております。

12月の議会でも申し上げましたが、町では積極的に助成事業を活用して積極的な支援を行なって参りましたが、その一つの例として今年度の事業を申し上げますと、園芸産地支援事業として、園芸ハウスや機械の導入として6組織、事業費8,493万円（補助額4,385万円）への支援、創意工夫プロジェクトとしてトラクターやコンバインなどの導入で8組織、事業費2億1,100万円（補助金8,500万円）となっております。その他にも水田農業支援（675万円）、耕畜連携事業として991万円（補助金471万円）などにより「頑張る農業者」の支援を行なって参りました。

議員は、出来なかった政策に「500万円の所得を目指す農業者を育成」を挙げておられますが、申し上げた数値や販売額の伸びをご覧頂ければ一目瞭然であります。認定農業者の方々をはじめ、多くの農家の方々が一生懸命、自分の立てた農業経営や所得目標を達成する為に頑張っておられます。私の公約は決して未達成だとは思っておりませんし、その為の行政支援は今まで以上に積極的に行ってきたと自負しております。

その他にも、園芸作物栽培セミナー（12/18）の開催や里地里山再生講座（8/21、11/6）の開催、また、緊急雇用により営農指導員の配置（1名、JA営農指導員190万円）、チャレンジ実践塾（指導員1名200万円）開設などを進めている中で、このように園芸部門が伸び始めております。できれば、その方々からいち早く、そして一人でも多く500万円の所得目標を達成できることを期待しています。500万円を目指す認定農業者が現在79名いますが、更に、100名の目標達成に向けて頑張っているところです。

ご存知の通り、平成24年度から新たな農政として地域活性化事業（人・農地マスタープランによる新農政）がスタートします。この新しい政策は、「集落の中で誰が農業を担い、農地をどう利用するのか、誰を新規就農者として育てるのか」などについて、地域や集落で話し合いを行い、計画を作る中で実践するものです。従いまして、今以上に農業経営の改善が必要とされる内容になってくると思われまます。

尚、ご質問の税務申告上、農業所得の500万円の達成者は平成20年度が6名、平成21年度が2名、平成22年度が1名となっておりますが、農業所得として500万円を超える農家につきましては、農業所得率を約53%とすると約1,000万円以上売上げの農家が38戸おりますので、その方々が該当者となります。

4番： それでは再質問をさせていただきます。まず始めに町長がこの2期目に挑戦するにあたって、農業取得500万円を目標にするという公約を1度も聞いたことがなかったんです。町長、認識はございますか。私は1期目に相当500万円を目標にすることを彼方此方で良く聞いたものなんです。これはすごい目標を立てたなど、これは期待するぞと思ったものですがけれども、今回の2期目に挑戦する過程の中で、私は1度も聞かなかったんです。その所だけ削除するか、或いは忘れていいのか、もうマニフェストとして謳っていないのかと感じたのですが、言った覚えはありますか。

町長： 私のマニフェストには、この農業所得500万円は継続して載っております。ただ、色んな面で、500万円とは言わなかったと思います。これは農業の面ではなくて、婚活事業、或いは環境産業、色んな施策を私は持っておりますけれども、全て全部申し上げた記憶はありません。その中に500万円と特別に申し上げた記憶もございませんし、農家にも婚活があり、或いは定住という内容の細かいものもあったと思いますけれども、マニフェスト全部をお話した事はございません。

4番： そうですね。それで私はそこが如何なものかと私は思ったんです。あれ程、4年前に500万円の所得者を目指すと言っていた町長が、今回は全くその言葉を聞かなかったものですから、やはりそういった姿勢はおかしいのではないかと思った訳です。随時質問をさせていただきますが、この指標をちょっと耳に入れて頂きたいと思います。山形新聞に載っていたのですが、本県の県民所得に関する記事です。本県は220万円が県民の所得額なのです。これは農業者所得も全部含まれての産業に関する方々も含めた所得だと思えます。そこで、更に県に問い合わせまして最上地方の平均所得は幾らですかと。HPに載っておりますから見て下さいということで、資料を取り寄せて見てみました。そうしたら最上地方での所得平均額が176万8,000円、220万円から大分下がりますね。そこで、これをずっと調べて行きますと舟形町の平均所得が載っているのです。平均ですからこの中には農業者もいると理解して良いと思います。幾らだと思えますか、驚きますよ、153万円。これが舟形町の所得者の平均所得なのです。これが今の舟形町の働いている方々の現状なのです。そこに町長は4年前に農業者は公務員並みの500万円所得を目指して頑張ると、こう言ったものから私はすごく期待した訳です。どういう施策をするのだろうと期待した訳です。そうして様々な施策を行いました。特に農業推進機構、活気あふれる農業推進機構をスタートさせたり、チャレンジ農業実践塾をスタートさせたりして4年間頑張ってきた訳ですがけれども、まずその前に、この公務員並みの500万円、そういう表現の所得額とこの舟形町の農業者も含めた平均の所得額135万円の差について、町長はどのように考えているのか、まずちょっとお伺いしたいと思います。

町長： 舟形町全体の所得額この153万円という数値があるようではありますが、その内容は舟形町全体になるだろうと思えますけれども、極めて単純に申し上げると非常に低いという感じはします。ただ私がこの500万円という公務員並みを目指したのは、舟形町の基幹産業、農業です。農業からこの町の活性化をするのが一番だろうと。企業誘致もこれも大事です。ただ、今までの社会資源というのは農業でありますので、農業から雇用を創出するのが私の一番大きな狙いでございます。その為に今佐藤議員もおっしゃった通り、新しい形で町全体がこの農業というものの経営体であることが私は必要だろうと。舟形町全体で農業の振興をどうするかという目標が、私は平成12年の強化法500もありますけれども、戻って400までありますけれども、戻って500万円という大きな目標を掲げても良いのではないかと。これは目標でありますので、それに向ってこの農業の振興、産業の中の農業振興をやりたいと4年間参りましたけれども、数字上は135万円でありますけれども、今申し上げた通りに、この舟形町全体が農業という経営体の中で発展していくことが一番の企業誘致よりも先んずる施策であろうと思えます。ですから経営体と申し上げましたけれども、チャレンジ農業実践塾もそうであります。或いは舟形町産業振興本部、これも同じように農協さん、商工会さん、漁協さんと色んな団体が結集して、その中で皆さんがアイデアを創意工夫して、所得を上げる施策をすれば、それなりの支援が上げられますよという施策をかなり取って参りました。それと同時に認定農家の方々、今79名おりますけれども、毎年年に3回程ありますけれども、毎回、私の出席をして頑張りたいと、今100名で渡辺課長に今指示をしていますけれども、これさえも20年度から23年度まで、1億5,000万円の支援も講じて参りました。更に創意工夫プロジェクト事業、色んな形で

この認定農家に対する支援を、比べましても5億7,000万円程の支援をやりまして、何とか頑張る農業者の発掘を。それから米プラス園芸作物の補助という支援をしながら、何とかして500万円というようなものを一人でも2人でも多くの施策、そして「よし、やってやろう」と町民の方々が気構えをする為にも、やはり大分の舟形町の支援をこれからもやって参りたいということでもあります。以上です。

4番： 努力はしているなど私も感じます。ただ、実際の所得者が4年間で2名では余りにも少ないのではないかと思います。今日の答弁では、平成20年度の町長就任時が6名、500万円以上超えていた人達であったのが、21年では2名、22年では1名とだんだん下がって来ている訳ですね、所得額が。そういったところを見れば、やはり効果が出ているのかなど。正直そう思わざるを得ない数字になっている訳ですね。そして更に、緊急雇用対策で各1名ずつ2名農業指導員という形で、JAさんの方から来ている方もおられるようすけれども、この方々の動きが今一つ見えていないのではないかと私は考えているのです。ある意味、この4年間でチャレンジ実践塾、或いは活気溢れる農業推進機構という活動の内容を読ませて頂くと品種を様々作ってみて、その中から収益のある品目を選び出して、それに付加価値を付けて売り出せば何とか500万円という目標を出来るのではないかと、目指せるのではないかとスタート時には書いてあったのです。勿論そのように活動して来たと思います。そして一斉に去年の町報ではおかひじきとか、山形地鶏とか、行者大蒜とか、いちごとか、大豆とか、舟形餃子とか、こういった事を取り上げて、それがだんだん商品化に至りましたと書いてあった訳です。ここまでの経過は良いと思います。でも一步先に進む為にも雇用しておられる2人の方々の更なる活躍が必要だと私は思うのですが。では更なる活躍はどういうことかと思うのです。今までは作物を作って来たのだと思うのですが、これからは500万円に向けてどのように付加価値を付けて経営計画を立てて行くのか、そういったところを指導しながら、作物を作ってもらえることを指導出来る方が必要だと私は考えているのです。町長はどのように考えていますか。必要だと思いませんか。

町長： 先程の前段の所得の考え方ですけれども、税務上というようなものと、それから農業所得という本来の農業所得のあり方、これを先程答弁でも申し上げましたけれども、平成17年の農業センサス、22年の農業センサスの5年間で9戸500万円以上増えております。もう一つは、その22年の農業センサスで700万円以上にならない販売所7年から28戸あります。所謂500万円から700万円までの区分の中で500万円に到達しない所得で、販売では500万円以上あって700万円未満が28戸あります。当面の目標は、この方々をまず500万円以上の所得に上げていきたいと思いますという目標は持っております。

それから、この指導の面でありますけれども、この21年から23年までまんさくさんにも1人、或いは営農指導員ということで認定農家の方々、或いは農家の方々からその当時要望されたことは営農指導員を設置して欲しいということが喫緊の課題でありました。ですから色々物色し、人選しましたけれども、今田さんが前もおりましたのでその方をお願い致しましたけれども、高齢であるということで今回お辞めになるようであります。要は、この営農指導が本来は、農協さんでまず第一義的にやらなければならない事業であろうと私は認識しております。農協さんもそれぞれ色々な課題もありますので、然らば町の方でその補助を出して営農しましょうと取り組んで参りました。実際この産業振興本部の中でも、私の考え方もそうすけれども、まず何と言っても6次産業に取り組む必要があるであろうと。営農指導とそれから6次産業の推進の為に加工部門と販売の部分を抱き合わせたような形に持っていけないとなかなか難しいのではないかと思います。これから4年間の中で加工部門と販路、それから流通をミックスしたようなものに持っていけないと、収入は上がってこないのではないかと考えております。ですから今佐藤議員が言ったように、この営農という考え方をもう少し整理しながら、そして加工、販路の部分をストックした形態がこの産業振興本部。これは町だけではないのです。農家の皆さんがやる気を起こせる戦略創りを町ではします。その支援もします。ですからその農家の方々が如何にしてそれをやり遂げるかというふうに行って行きたいと思っております。

4番： 農業所得率について、ちょっと認識の違いがあると考えます。答弁書の中にもありますように、この農業所得率は、農業者の手元に残る割合の事を示す統計指標となっています。然らば、この町が出したこの53%、農業所得率を53%とするこのパーセンテージは一体どこから出てきたものかと私は感じています。少なくともこういう資料として出す場合には、ある程度一定の全国基準とか、今私の手元にありますけれども、例えば農林水産省が出している統計基準とか、そういったものを基に出してもらいたいと思

うんです。どれだけ認識の違いがあるのかを今お話致しますけれども、これは東北農政局が作った資料です。電話もして調べてみたのですが、作物毎に統計が出ている訳ですけども、水稻に関して、丁度良く22年度の分を先月末に統計が出ましたということで案内されました。農業所得率、これは東北地方においては23.4%だそうです。23.4%。因みに他の作物で、路地野菜については38.6%、花卉花類については38.1%、更に畜産においては10%前後なんですね。そしてざっと見た中でも多くても17%位が農業所得率となっているのです。これを足して割れば平均が出てくると思うのですが、それを考えたら53%などという数字は出てこないんですよ。どうひっくり返しても。どこからこういうものを基準にして出したのか。こういったものを基準に500万円の所得を得ている人がこれだけいるんですよと言うのは信憑性に疑いがあると。私はそう思いますよ。統計局の方もこのように言うておられました。もっと小さな数字、例えば舟形町とか、そういう小さな数字で所得率は出せないのですかと聞いたら、やはり小さくしていくとどんどん信憑性に欠けてくるので、ある程度大きい範囲の中で所得率を出して、ここに公表しているのだということでした。そうしますとこの数値から売上700万円からの所得率とか、1,000万円の方が該当するとか、こういったものは該当しなくなってくるのです。そういった厳しい視点に立って、やはり所得率の向上を目指して頂かなければならないと私は考えているんです。これについては、とやかく言っても仕方がないと思いますので、今度は全国規模の基準を基にこういった資料を作って頂きたいと思います。

さて、それでその人は良くやっていると、町でも頑張ってもらっていると思っているのでしょうか、そこに今後今までは良かったかもしれませんが、この農家の方々が更に付加価値の作物を作って、そして売って行くと。そして更に、そこに経営計画も立てて行くことに関して、今のままの人員、体制で臨むつもりなのかを町長にお伺いしたいと思います。

町長： 人員という職員でしょうか。

4番： こういう雇用もそうだし、職員もそうです。

町長： 今、6次産業という面でも観光面とも結び付けるということで、去年の4月1日から産業振興に観光も全部統一しました。これは農商工観と言うものの、もう一つ観光も付け加えております。ですから現状、今職員が何人いるか分かりませんが、今の現有勢力で、もしも足りないとなれば増やすことになると思いますけれども、その辺は職員の組織的にはこれから考えてみたいと思います。

4番： 人について、更にとやかく申し上げるつもりはありませんけれども、是非、この mismatching と言われたいような、農家がそう感じないような人選をお願いしたいと思います。

そして、一つ参考までにこの石川県羽咋市というところの神子原地区で、ご存知の方もいらっしゃるかと思うのですが、取り組んだ一つの事例を紹介したいと思います。これを紹介する理由は、公務員の方々がスーパー公務員と言われる方々がいらっしゃって、その方が努力した結果、ここまでやる事が出来たのだという良い事例だと思うので紹介させて頂きたいと思います。能登半島の丁度根元の所にある山間部に神子原地区、神の子で原と書く地区なのですが、そこで特別栽培米を作ったと。そこは過疎地にどんどん進んで行って、もう限界集落だとなっていたそうです。神子原は、神の子と書くものですから、ローマ法王に英訳して食べてもらおうと、そういう営業戦略をとってローマ法王に手紙を送ったと。そしてたまたまその支社か誰かが東京に来た時に、職員が町長を連れてその支社に会いに行ったと。そして神子原という名前を英訳した文を載せて営業したら、こんなに素晴らしい名前の米が、土地が日本にあったのかと。こう感動されて米を食べて頂いて、そして買って頂いたと。それが話題になって、その特別栽培米を作るという流れに至ったという訳です。そして更に、その特別栽培米の作り方、その米を取ったらそのモミと、そこで取れる藁だけでそれを繰り返して循環して作った特別、他に堆肥とかは入れない。それだけで作った米を販売して約2倍の値段で売れるようになったのだそうです。更にここから面白いんです。そういった米を作りたいという希望者が続々と日本各地から訪れるようになった。視察も訪れるようになった。そこで、では来て下さいではなくて、町の方は面接をして合格した方だけ定住してそこで作って貰うような施策を取ったんだそうです。そしたら面接して合格した人だけ採ったと。その合格した人達が12世帯いるそうですけれども、その限界集落に来た12世帯の方々全員が、未だにそこで農業を営んでいる。12世帯35名の方だそうです。私が調べた範囲の中では、これ面白いと思うのですが、この舟形町もそれに匹敵するような財産があると思うのです。縄文ヴィーナス、或いは小国川の清流、そういった歴史やロマンですよ。この政策を取る前にこの町は何と奇抜な UFO が飛ぶ町、UFO が飛来する町で売り出し

て一風を博したそうですけれども、更にその職員がそういった企画を立てて、最初は僻まれたけれども、今ではスーパー職員と言われているんだそうです。これが今舟形町にあっても良い、或いは求められている一つの奇抜な、奇抜だけでも実際に定住する、実際にできた、舟形町にも出来る一つの例ではないかと思うんです。そこに必要になってくるのが、やはり一番頭の良い人達がこの役場には集まっているとは思っているんですよ。その使い方ですよ。その職員の出る杭は頭を打たれるとか、そういうのではなくて、ある一つの町民に夢を与えられるような農政を実践して頂きたいものだ。その芽は、私は出てきていると思うのです。更にこの4年後にどうされるのか私は分かりませんが、何とかこの500万円の所得に対しても、そういった活動に対しても同じことを問うて行きますから、その時にちゃんと成果が出るような施策をお願いしたいと思います。

議長： 以上を以って4番佐藤広幸君の一般質問を終結します。

ここで午後1時まで休憩と致します。(11:44)

議長： 再開します。(13:01)

引き続き一般質問をお受けします。

3番： 私からは震災から1年後の防災対策はと題して質問致します。

東日本大震災から1年を迎えようと致しておりますが、未だに仮設住宅で不自由な生活を送っている方々や放射能汚染により自宅に帰れず避難生活を強いられているたくさんの方々がいる現状にあります。又仕事や職場を失い、大変な日々を送られている方々も数多くおり、以前の生活を取り戻すまでには相当の時間を要するものと思います。

舟形町で募集しましたボランティア活動に私も微力ながら参加をさせて頂きましたが、人の手による作業にも限界があり、どの程度役に立てたのか疑問を感じながら作業をして参りました。平日の作業ということで参加者も数名でしたが、被災地を目の当たりにして今回の震災の甚大さを痛感して参りました。

幸いにして舟形町では、津波による災害の心配はないにしても、いつまたあのような大地震が発生するか予測できないのが現実ですから、常日頃からの万全の備え、身構えが大切であると考えますが、町長は防災対策についてどのようにお考えでしょうか。

先日、東京大学地震研究所が地震学の経験則を基に南関東におけるマグニチュード7規模の地震の発生確率を当初の30年以内70%の確率から4年以内に70%の発生確率に修正したという報道がありましたが、実際にその規模の地震が発生した場合、東北地方にも相当の影響があると想定されることから、万全の対策が必要であると考えます。

今年は昨年に引き続き豪雪に見舞われ、雪国に住む私達に通ります、非常に苦労した年でありました。このような豪雪時に大規模な地震が発生すれば、避難所や食糧そしてライフラインの確保に非常に苦慮するものと予想致します。そのような二重の災害が発生したとしても、それに耐えられるような万全の備えが必要であり、豪雪時の除雪体制の充実など、一つひとつが重要な対策ではないでしょうか。

大地震から1年を迎え、この1年の間に様々な機会を通じて、防災対策についてご提案、ご意見を申し上げて参りましたが、何一つとして具体化になっていないように感じるのは私一人だけでしょうか。舟形町の防災計画の見直しを始めとした防災対策は完備なものと町長はお考えでしょうか。

昨年は1月の豪雪から始まり3月の大地震、そして集中豪雨、更に12月の豪雪と自然災害に悩ませられた年になりました。このような災害の年のことも、少しずつ記憶が薄れて行く現状において、町民の「安全、安心」を守る責任のある町長として、舟形町の防災対策は万全であるとお考えなのでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

町長： 3番斎藤好彦議員のご質問にお答え致します。昨年の3月11日に発生しました東日本大震災から早くも1年が経過しようとしています。2月10日によく「復興庁」が発足しました。本格的な被災地の復旧・復興に取り組む体制がやっと整ったものと期待をしています。宮城県と岩手県の復興特区の認定により、被災地に進出する企業の法人税を5年間免除とすることや、医師や看護師の配置基準を緩和する措置により、復興支援に弾みがつくものと思われま。しかし、未だ現地ではガレキは片付けられたものの、放射能汚染問題があり、受け入れ先が一部の自治体を除いては殆ど無く、至る所にガレキが山積みになっている状況にあるようです。放射能汚染による健康被害も時が経つにつれて深刻の度合いが増しているようです。当初は「ただちに健康に影響を及ぼすものではない」との政府の発言や、最近では「原発事

故の収束宣言」が発せられるなど安易に原発問題を捉えているような気がしてなりません。これから建物や道路、農地などの除染作業が本格的に行われると思いますが、長い年月を要するものと思われます。町では町民の協力を得て、昨年8月から12月まで月2回の被災地でのガレキ処理等のボランティア活動を行ってきました。延べ95名の方に参加して頂きました。斎藤議員におかれましてもご多忙の中、4度現地へ足を運んで頂きましたことに心から感謝を申し上げます。

1月23日付けの読売新聞一面に「首都直下型4年以内70%」との大きな見出し記事が掲載され、大きな波紋を広げました。東京大学地震研究所の酒井准教授らの研究グループが、昨年の9月に研究会の談話として発表したものであり、その時には話題にもならなかったようですが、何故この時期に「マグニチュード7級の首都直下地震が4年以内に70%の確率で発生する」と突然に報道されたのか、その真意が理解できません。多くの国民が困惑し、不安を覚えたことは事実であります。京都大学の防災研究所では、同じデータに基づいた調査結果として「5年以内に発生する確率を28%」と公表しています。

このように専門の地震研究所の調査結果でも大きく見解が分かれています。地震予知をすることが如何に難しいかを如実に物語っているものと思います。地震を予知する事は科学的にも不可能に近く、地震予知より地震発生による被害の軽減対策を重点的に整備していく事が地震対策の要諦ではないかと考えています。

昨年の6月定例会でも、斎藤議員から「町の危機管理対策」についての質問を頂きました。町としても「災害はいつでも発生する可能性がある」との危機管理意識を常に持ち、日々の業務を行っています。国・県と連携しての防災訓練の定期的な実施や、県と地域が直接行う地域防災学習会にも積極的に町内会からの参加を得ております。地震に備え個人の住宅の耐震診断調査を実施するなどして、地震に強い住宅の推進にも取り組んでいます。太折町内会から始まった地域防災訓練は他の地域へも波及効果を及ぼし、昨年は木友町内会が自主防災組織「さくら会」を組織するなど、多くの地域住民が参加して、救護活動や炊き出し訓練を行うなど、正に実践さながらの防災訓練を行っています。地元の町内会長は、「防災訓練を実施することで防災の意識が高まり、地域の連帯感も生まれた」と語っていました。今年は、地域づくり支援事業を受けて、舟形第1町内会・舟形第3町内会・富田1、2合同町内会で地域防災訓練を実施する予定です。福寿野町内会でも防災訓練の実施に向けて検討していると伺っています。太折町内会と長尾町内会が防災活動を含めた地域づくり活動の事例発表を行うなど、各町内会で年々、防災意識が高まっています。

昨年、全町内でまちづくり意見交換会（町政座談会）を開催しました折に、一番要望が多かったのが地区の公民館への発電機の配置でありました。間もなく一時避難場所であります全公民館等に発電機と投光機を配置することになっております。ペットボトルの飲料水4,000本の確保や生涯学習センターや中央公民館、環境改善センター内に担架や石油ストーブ、電池、毛布などの防災用品も確保してありますが、今後、更に必要と思われるものについて計画的に整備していきたいと思っております。

保育所や小・中学校においても災害を想定した危機管理マニュアルに基づいて、防災訓練を実施するなどして危機意識の継承に努めると共に、保護者との危機管理意識の共有を図っています。町広報を通じて、3月11日に災害対策本部を設置して以降の取り組みについて逐次、町民の皆様に報告をしています。地震に備え、家庭や地域で取り組んで頂きたい事や一時避難場所、広域避難所の確認についても再度周知を図っています。

明後日の10日（土）、長沢地区の親和会の皆様を中心となって進めてきました、復興支援への思いをこめた「絆布草履1,000足」を被災地に届けることにしています。全町民の防災意識の表れではないかと心から感謝しております。

近年、豪雪が続いていますが、町の除雪体制は整備されていると思います。町道や公共施設の駐車場等の除・排雪作業を実施していますが、防災時に備えた各避難施設となります地区公民館等の除雪体制については、今後検討していきたいと思っております。この度の国の防災基準計画、山形県の地域防災計画の見直しを受けて、平成24年度中に町の地域防災計画の見直しを実施し、災害に強い安心・安全なまちづくりを目指していきたいと思っております。

3番： どうもありがとうございました。初めに舟形町防災計画の策定についてお伺いしたいと思っております。今年度取り組むというご答弁でございますが、昨年6月での私の質問に対して、町民の意見を最大限に取

り入れながら町の防災計画の見直しを行っていきますというご答弁でございましたが、町民の意見を聞く機会はいつ行ったのですか。それとどんな意見があったのかその辺りから教えて頂きたいと思います。

町長： 町民の意見については、後程総務課長の方から答弁させます。基本的には、この防災計画、来年度188万円の予算で計画しておりますけれども、斎藤議員の質問があった時に申し上げたのは、防災計画を作る場合、やはり上位法というものがあります。国の防災計画、そして又、県の防災計画というもの、つまり河川法、或いは急傾斜法、色んな法律がある訳ですので、それを踏まえた町の防災計画という順序とすれば、そういう事になるだろうと。従いましてここ最近の新聞を見てみますと、国はまだ分かりませんが、県では今月中に山形県の防災計画を全面的に見直すと過日の新聞で拝見致しましたので、これらを基にしながら、舟形町でも取り組んで行くようになるかと思えます。そして又、昨日一昨日の山形新聞を見ますと、庄内地方の関係で相当な面積での津波が非常に広範囲に広がっているようでありまして、その辺も含めながら、非常に山形県でも危機管理を強めておりますので、そういう山形県のこれまでの経過、或いは成果となったこの山形県の防災計画を参酌し、歩調を合わせながら舟形町の防災計画を作ってみたいと考えております。

総務課長： 只今、町長の方から答弁がありましたけれども、昨年も地域の座談会を行いました時に、一番要望がありましたのが、先程の答弁の通り第一次避難所であります地区の公民館等に避難した際に暗い訳ですので安全、安心を確保する為に発電機、投光等の設備をお願いしたいと言った意見が一番多く出まして、それは昨年9月に補正予算を計上して頂き、今発注しております来週辺りに入る予定になっておりますけれども、まずはそういう整備をしております。又、国の防災計画、県の防災計画の見直し、特に地震等の見直しにつきまして、毎日のように色んな報道がされておりますけれども、県の方でも地震の規模拡大と言いますか、想定するような計画が出ておりますので、そういったものに各市町村も合わせて行かなければならないと思えます。国、県の指導を受けながら進めて参りますけれども、これからは各町内会長さん等の意見を聞きながら、更に必要な物がございましたらそういった物を集約して、町の防災計画に取り入れて行きたいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思えます。

3番： 確かに24年度の予算におきまして、180万円程の策定委託料が計上されておりますが、それと合わせまして、只今町長から答弁がありました、国、県等の対応が遅れているようではありますけれども、町民の声を取り入れた住民参加型の防災計画の見直しを早急に必要だと思えます。その国、県の対応を受ける前に町としての防災会議なりを開催しながら、町独自の防災計画の策定を出来ない訳ではありませんので、その辺りの早急な対応をお願いしたいと思えますが、そんな考えはありませんか。

町長： 先程も基本的な事を申し上げましたけれども、防災会議は当然県、或いは国交省からの防災会議の職員も交えるようになります。ですから、勿論町内会長さんを通じながら、これも並行してやっていかなければならないだろうと思えます。何と言っても国交省なり、或いは県のアドバイス無しでは難しいのではないかと思いますので、町民からの意見を聞く場は設定しますけれども、全体的なものはやはり国、或いは県のアドバイスが一番肝要でありまして、今斎藤議員がおっしゃる通り、質問にもありますが、除雪の関係での避難訓練は新たに町の防災計画には無いと思えますけれども、これなどもこれからしっかり受け止める場もあるだろうと。その辺は丁度、町内会長さんがおりますけれども、そういう面でのアドバイスのようなもの、町内会長さんの意見を聞くことは大事な要素であろうと思っております。

3番： 舟形町の防災計画書について、平成12年に策定されてそのまま全然見直しが行われていない状況でありますので、今町長から答弁がありました除雪の関係も含めまして早急な見直しと言いますか、対応をお願いしたいと思えます。

次に昨年も申し上げました防災対策の件でございますが、災害時の司令塔としての機能を備えた防災対策室の設置につきましても、意見を聞きながら検討するというご答弁を頂戴しておりますが、その検討につきましてもは検討をなされたのか、その結果必要ないということで、今も尚、対策室が設置していないのか、その辺りの回答を願ひたいと思えます。

町長： 内部で話しておりますけれども、基本的には来年の4月1日に、今斎藤議員からお話がありました、防災対策室が良いのか、防災対策係というのか、そういうものを設定したいと今考えているところであります。

3番： 何度も同じことを言って申し訳ありませんが、余りにも時間が経ち過ぎているかなと感じており

ますので早急な対応をお願いしたいと思います。その防災対策室に関して、昨日の新聞に南三陸町で犠牲になりました職員の遺族が町長に対しまして、町職員に対する避難指示の遅れとする業務上過失致死容疑の告訴状を提出したという記事がありました。町長の避難勧告指示は極めて重要だということは、私が言うまでもありません。そのような重要な判断、指示、会議をする場が是非とも必要だと私は感じておりますが、その辺りも含めまして町長の今の考えをお聞きしたいと思います。

町長： 先程、防災対策室と言いましたけれども防災対策室か、危機管理室か、どのような名称になるかわかりませんが、そういう対応をして見たいと思っております。町長のこの指示、命令というものは、防災計画なり、或いは内部の防災計画の中で項目に載っております。これは安全、安心ということで、まず人の命を守ることがこの防災計画の大きな優先順位であるのが前提であろうと思っておりますので、間違いないようにこれを指示するのが私の役目だろうと認識しております。

3番： 今の町長のご答弁で、4月1日からという話もありましたので、何とか早急な対応をお願いしたいと思います。この点につきましては、先の定例会でも加藤議員からも再三設置については、要望もありましたので、宜しくお聞きしたいと思います。

次に質問を変えさせていただきますが、ご答弁の中に、個人住宅の耐震診断調査を実施したということでございますが、この耐震調査についていつ実施したのか、町内全戸について実施したのか、又診断結果はどうであったのかその辺りをお聞きしたいと思います。

町長： この実施の内容については、矢野課長から。

地域整備課長： 耐震審査の結果でございますけれども、耐震診断につきましては広報と町のHPでもお知らせしまして募集をかけております。今年度は10名程の診断をしております。その結果、耐震に耐える住宅は余りなかったという診断が出ております。その診断の結果に基づいて、改修工事もあるのですが、改修工事の募集も同時にかけているのですが、改修については何方も応募がなかったということで、診断のみで終わっております。

3番： 募集をかけて10名程の応募があったことで、診断をした結果、そのままということですが、そのままにしておいて良いのでしょうか。舟形町で制定しております舟形町建築物耐震改修促進計画という計画書がございますが、これは平成20年3月の制定のようでございます。昨年の震災を受けての見直しもなっていないようでございますが、先程申し上げました結果、診断すればそれで終わりという体制でよろしいのでしょうか。町長どうですか。

町長： これは決して良くはないだろうと思っております。これは斎藤議員のみならず思うことでありますが、明日、明後日で震災1年になります。「喉元過ぎれば、熱さ忘れる」という格言もあるようでありまして、人間はやはりその時、その時で気運というようなものもある訳ですし、よし、やろうという気合もありますけれども1年、或いは2年も過ぎますと色々な面で人間は忘れる動物であると思っております。私も常に消防の訓練、或いは色々な訓練の中で申し上げることは、何時でもこの災害は起こり得るものであると、その都度申し上げております。これは何故かと申しますと、今斎藤議員が申し上げたように、地震の診断にせよ、或いは地震の耐震化をするにしてもその時なのです。それらを常に啓発することが、町の一番大きな役目ではないかと。忘れないようにする為の方策をやって行かないと、なかなかこの問題は解決しないであろうと。これが今言った「喉元過ぎれば、熱さ忘れる」と合致するであろうと思っております。今後、啓発活動、或いは啓蒙する活動がやはり一番の大きな課題であろうと。これは何と云っても自分自身の家、自分自身の家族、これを守るのは自分達の自助努力だろうと思っております。この対応につきましては、これまでも平成21年に防災のハンドブック震災編、これは全戸に渡してあります。これさえも、それぞれの家庭で果たして持っているかどうか疑わしいものだろうと思っておりますけれども、これをやはり常に忘れないことが、一番の防災対策の基本だろうと思っております。

3番： 耐震診断調査でございますが、今、啓発啓蒙が大事、継続することが大事ということでございますが、先程矢野課長の答弁にもありましたが、殆どの住宅につきまして基準に満たしていないということでございます。その満たしていない住宅に対して、町としての対応と言いますか、言い換えれば補助と言いますか、その点についての政策等は考えておりませんか。

町長： 今、県の予算関係でこの細部の点、細かい点については県議会中でありまして、追々来るだろうと思っておりますけれども、お聞きするところによりますと、今ご質問のような個人の住宅まではちょっとい

かないかもしれませんが、避難所の耐震化も今後3年間で県の方で計画してみたいという情報を得ており、大変良い制度だと思いますので避難所を優先的にするのか、或いは個人の住宅というものを踏まえ、これからやって行く県の制度を見極めながら、それに付随して町も歩調を合わせながらどのような対応をしていけば良いのかこれから検討して参りたい。何れにしましても、耐震になっていない住宅が一番危険な訳でありまして、その編の危機管理、自分自身の危機管理が一番だろうと私は思います。幾ら町報で広報してもやらない人はやらないでは困る訳でありまして、その辺の啓発啓蒙を繰り返すのが最も大事だろうと思います。

3番： 今、一次避難場所の耐震について、3年間でという話がございましたけれども、当町の一次避難場所である各町内の公民館の耐震の診断の結果はどのようになっていますか。

町長： 矢野課長から答弁させますけれども、私の念頭、頭に置いているものでは、耐震化の公民館というのはゼロに近いのではないかと思います。これを県の方で一次避難所、二次避難所と区別は分かりませんが、避難所の耐震化の推進を来年度やって行きましょうという情報を得ております。

地域整備課長： 先程耐震の診断、それから耐震の改修工事についてお答えしたのですが、診断、改修共に国の補助が付いております。診断につきましては1軒当たり60,000円です。上限を60,000円としております。それから改修工事につきましては60万円を上限とした補助事業となっております。

公民館でありますけれども、公民館はその補助事業から除外されておまして、この度は診断等には該当になっていないです。公民館に対しては町として耐震診断は全然していません。

3番： 診断をしていないで済む問題なのでしょうか。一次避難所である公民館に何かあったら、皆さん何処に逃げれば良いのですか。

町長： これはもっともなご質問でありまして、それが第一次避難所の公民館の耐震化を促進する為に、県では今の段階で考えているようであります。これに歩調を合わせて行って、町もどうするかを検討させて頂くと申し上げたつもりであります。

3番： 確かに県の対応を受けてするのが道筋かと思っておりますけれども、先程の防災計画と同じように県、国を待たないで、町が独自に手を挙げてどんどんそういう対策を進めるのが先頭に立っている町長の仕事ではないかと思っております。できる限り、この耐震化につきましても町民の住宅をはじめ、避難場所である公民館についても推進して頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。

時間もありませんので質問を変えさせて頂きます。防災用品の備蓄の件であります。先程の答弁の中で飲料水等については確保してあるということですが、隣の大石田町と戸沢村で山形市にあるダンボールメーカーと製品調達協定をしたという話がありました。内容につきましてはご存知の方もいるとは思いますが、大規模災害が発生した場合に避難者が使用するダンボール製簡易ベッド等の物資調達の協定だそうですが、このようなことも災害対策の重要な対策ではないかと考えております。メーカー側から言わせれば、防災減災対策として多くの自治体と今後協定を結んで行きたいと言っておりますが、こういうものは必要無いと町長はお考えでしょうか。

町長： これは必要だろうと思っております。ダンボール関係のお話がありましたが、今私が進めているのはそれ以外のものです。震災が起きればペットボトルもそうですけれども、この21年度発行の防災ハンドブックの中には最低限3食は準備しなさいと載っております。今、色々進めているのはペットボトル、食料品も含めまして、このダンボール関係のみならず、一手に震災が起きた時に優先して舟形町と言いますか、舟形町にポットボトルなり、カップラーメンなり、水なりという色々な非常食を舟形町と協定を結んでできないものかと。今、大手商社に問い合わせ中でありまして、その結果を待ちながらこのダンボール箱的な協定以外のものを結んでみたいと考えております。

3番： 他の事で検討しているということですが、早急に対応しないと何回も同じことで申し訳ありませんが、何時地震が来るか分かりませんので、この隣町村でやっておりますダンボールメーカーとの話し合いにつきましても前向きに検討してみてもどうかと思っておりますので宜しくお願ひしたいと思っております。今ダンボール他の備蓄品ということで町長からお話がありましたが、備蓄の場所であります学習センターなり、公民館なり、改善センターなりに防災用品を確保しているということですが、山形市におきましては、災害時の避難場所に指定されております小中学校に、避難所に必要な物資を備蓄しているとありました。当町でも学校の他に町内の公民館も含めて検討すべきと考えますが、この辺り町長はどうお考えでし

ようか。

町長： これも学習センター以外と斎藤議員はおっしゃいますけれども、当然公共施設も対象にしなければならないと思います。と同時に先程のダンボール箱云々でありませんが、ダンボール箱以外の食料品の備蓄は当面、要らない訳です。震災があった時にその会社なり、協定を結んでいる商社なりから持ってくれば良いという発想の中で、最低限この公共施設に入る備蓄をしなければならないものを選定しなければならないと。ですから備蓄する場所も考えましたけれども、最低限のものを備蓄しながらも、それ以外のものにつきましては、その協定する会社なりとの食料品なりの調達が可能ではないかという協定を結びたいという考えであります。

3番： 先程申し上げましたダンボールの会社につきましても、手元に物を置くのではなくて、災害が発生したら3日以内に発送するという内容の協定でありますので、その辺りも含み置き頂きたいと思います。備蓄する必要が無い物資をその協定によって様々調達をする計画をこれから相談して行くという話であります。備蓄をしていなければ、例えば山形の会社と協定した場合に道路が崩壊したり、鉄道とか欠落した場合、運ぶ手段が無くなったりするのではありませんか。その辺りを想定すれば地元で備蓄した方がいざという時に活用出来るのではないかと思うのですが、その辺りどうですか。

町長： ですから繰り返すようですが、先程も言ったようにそういう災害の時も勿論、災害が起きてからこうなる訳ですから最低限のものは公共施設や学校、或いは今申し上げました学習センターなりに備蓄をしながらも、それ以外の量については協定する会社との取引にしてみたいと思います。

3番： 時間もありませんので、それではそういう形で一番ベターな備蓄方法を検討して頂きたいと思います。

話題が変わりますが、発電機の配置の件であります。答弁の中で近いうちに全公民館に発電機と投光機を配置するというごさいます。配置が終われば対策が終わったのではなくて、発電機を利用した訓練等、指導をすべきであると考えております。地域づくり支援事業による地域だけの訓練だけでなく、町が主体となって全町内が実施するような取り組み、仕組みが必要だと思っております。この辺り仕組みづくり、取り組みについてできないものでしょうか。町長如何でしょうか。

町長： 発電機なり、投光機なりというものが、山形県で一番最初の配置になります。昨年9月の補正予算で取った関係でありますので、多分、高い順位の中での配置になるであろうと思います。従いまして1年間、2年間黙って置いておくのは勿体無いというか、ある程度訓練をしなければならない訳です。発電機も。そういう意味での訓練という有り様を町内会長さんともお話をしながら、最低限年1回実施。というのは今回の震災の一番大きな教訓は、訓練に訓練を積み重ねた地域、或いは集落の方々が助かっているようであります。そういう面から一番の訓練は、自分の身は自分で守る。地域の事は地域で守ることから発想すれば、やはり訓練が一番この災害から逃れる要素であろうと思います。

3番： 確かに配備された備品については、自己責任という部分もあるかと思っておりますので、その辺りは各町内会と相談しながら訓練を重ねて、いざという時に活用出来るようにして頂きたいと思っております。訓練の話が出たので最後ではありますが、今般木友町内会の自主防災会「さくら会」が組織されたようですが、この会への消防団の鞍替えと言いますか、そういう検討はされておられませんか。というのは自主防災組織について、活動範囲に限定があることでありますので、その辺り、無ければこれから検討して頂きたいと思っております。

議長： 以上を以って3番斎藤好彦君の一般質問を終結致します。

5番： まず奥山町長、2期目の当選おめでとうございます。2度の無競と、責任は大きいと思っておりますが、反面楽な選挙はありません。町民は選択することが出来ないのですから、町民は奥山町政に将来を託したと言っても過言ではありません。町の為、町民の為に船出をした訳でありますから舵の取り方等しっかりとお願いしたいと思います。

通告書に基づき質問を申し上げます。質問の主題、東日本大震災のその後は。東日本大震災が発生してから1年になります。その後1年舟形町では何をしたのか。今日本列島を揺るがす、正に日本列島沈没と言っても過言ではない。総武沖、南海、東南海の地震が今来ても不思議ではない周期に入っていると言われております。私も昨年、色々な事を一般質問しました。その後の進捗を伺います。

小学校統合跡地について。さて25年4月に小学校が1校になります。その跡地についても伺います。こ

の問題についても昨年の一般質問では白紙と聞きました。その後の町長の考えを伺います。

町長： 5番加藤憲彦議員のご質問にお答えします。昨年の3月11日に発生しました東日本大震災から早くも1年が経過しようとしています。毎日のように被災地から報道がなされていますが、震災地のガレキ処理はなされているものの、一向に復旧や復興の歩みを感じることができません。寒い長屋形式の仮設住宅での暮らしにも疲れが見え始めたり、原発事故の放射能汚染により自宅に戻れない被災者が故郷を離れ、全国各地に避難を強いられている状況を見るにつけ、深い憤りを感じます。長い、長い復興への道のりになると思いますが、同じ東北人としてこれからも被災地への支援活動を行っていきたくないと1周年を迎えるにあたって、改めて決意を強くしているところです。

大震災発生時から町民の皆さんと共に、被災地へ向けての募金活動や食料・生活物資の支援活動を実施してきました。原発事故の影響による福島県南相馬市からの避難者の受入れについても積極的に行ってきました。石巻市内の被災地でのガレキ処理のボランティア活動にも町民の代表、延べ95名が参加して頂きました。町議会議員の皆様にもご協力を頂きまして心から感謝しております。町民の代表と町職員、光生園、ブナの実の有志による食事の炊き出しを福島県新地町や宮城県名取市や東松島市などで8回に亘り実施しています。それぞれの繋がりによる民間の支援活動も長期間に亘り行われています。各町内会においても大震災以降、防災の意識が高まりつつあります。太折町内会や木友町内会では、自主的に地域住民が参加しての防災訓練を実施しています。火災を想定した消火訓練や救援活動、日本赤十字社の協力を得て炊き出しの訓練を行うなど、正に実践さながらの真剣な防災訓練を行い、地域住民の団結を強めると共に防災意識の高揚に努めています。自主的に防災訓練を計画している町内会については、町としても全面的に実施に向けての支援をして参りたいと思います。保育所や小・中学校でも危機管理マニュアルに基づき、防災訓練を定期的に行うなどして防災の意識を高めています。町の防災対策についても広報等を通じて町民の皆様へ情報の提供を行っています。今回の地震の訓練を受けて、深夜の停電への対策を求める声が各町内会から強く出されました。9月定例議会での補正予算を受けて、町内の避難所に指定されている全ての公民館や集会所に「発電機と投光機」を設置すべく、準備に当たっています。間もなく納入される予定になっています。更なる安全対策に向け各町内会長との連携を強め、対応して行きたいと思っています。水や食料、医療品など必要な災害時の物資についても少しずつ整備を図って行きたいと考えています。町民の災害時の安心を確保する為、国・県の防災計画の見直しを受けて「舟形町地域防災計画」の全面的な見直しを新年度で行う予定です。

東日本大震災以降、将来大規模な地震を予測するマスコミからの情報が氾濫しています。昨年は文部科学省の地震調査研究推進本部地震調査委員会から新庄盆地断層帯の将来発生する地震の確率の予測が発表されました。新庄盆地断層帯東部に位置する本町は30年以内に震度6弱の地震が発生する確率が5%と公表されました。専門家の指摘では5%の発生確率は決して低い数値ではないとのことで警戒心を強めました。最近では、東京大学地震研究所の地震予測として「マグニチュード7級の首都直下地震が今後4年以内に約70%の確率で発生する」との読売新聞のショッキングな記事が、多くの国民に動揺を与えました。その後、京都大学の研究グループが同様の手法で試算して「5年以内の発生確率を28%」と公表しています。如何に地震予知が難しいかを物語っている数値だと思います。文部科学省の地震調査研究推進本部が発表している地震発生の確率予測地図では今後30年以内に震度6弱以上が予測され、最も危険区域とされているのが、関東から四国に至る太平洋岸、所謂「東海」「東南海」「南海」の地域と予想されています。国や大学の地震研究所で地震の予知を行っていますが、いつ、どこでも大地震が起こり得る可能性があるとの危機管理意識を常に忘れずに持ち続けて、防災対策に取り組む事が一番大切ではないかと考えています。

次に2番目の質問であります「小学校統合跡地について」の質問であります。現在、平成25年4月1日の小学校の統合に向けて小学校統合準備委員会で検討中であります。新舟形小学校が統合小学校となりますので、他3小学校が廃校となります。跡地利用を含めた3小学校の今後の活用について、学区毎に学校跡地活用検討委員会を設置して活用の在り方を検討して参りたいと思います。

5番： 今質問に答えて頂きました。答えの中身は私の質問と少し離れているような感じがします。昨年1年間、被災地に向けて募金活動や食料、生活物資の支援活動を実施したとのこと。福島県からの避難者の受け入れ等々、これは当然の事であり本当に大変ご苦勞様ですと申し上げたいと思います。それと並行

して、私が今質問と少し離れていると申し上げたのは、3月11日、あの震災が来た時の職員の対応です。それから防災無線等の故障です。このことはその後職員の間でどのような検証がされましたか。それをお伺いします。

総務課長： 3月11日の大震災の時でありますけれども、お昼の2時46分に発生しまして、その時はまだ明るかった訳でありますけれども、それから職員でそれぞれが所管する、例えば地域整備課でありますと水道関係でありますとか、又道路を含めましてライフライン等の確認、それから健康福祉課の場合ですと一人暮らしや高齢者の確認とか、それぞれ自分に関係する業務について確認を行っております。

防災無線のことでありますけれども、当時猿羽根山に設置しております無線で、地震等が原因であると思いますが不具合が生じたり、或いは防災無線がうまく聞こえなかったとか、それは後であります、色んな方からそういった要望が出まして、基本的に町では総務課で子機につきましては「貸し出し」にしています。無償で改修はさせて頂いておりますけれども、当日の一番大事な時に聞こえなかった、機能していなかったという意見が大変ございました。そういうことが無いように当然メンテナンス等は毎回予算化して対応しておりますけれども、更にいざという時に使用できないのであれば致命的な欠陥になりますので、今回の地震等の反省を踏まえまして、そういうことの無い様にと注意しております。又各家庭に設置しております子機に電池が入っている訳でありますけれども、それも2年、3年しますと電池が漏れ出すなどの事がありましたので、色んな機会にそういった情報を流しまして、いつでも町からの防災無線が聞こえるように色んな機会を話をしております。まだまだ不備な点があるかと思っておりますけれども、今回の反省を踏まえてそういった事が無いように今対応しております。

5番： その震災が起きてから3月11日、12日、13日、14日、15日と全協の方に、総務課で何を、まちづくり課で何を、というふうに全協の方で我々に示して頂きました。ただこれはあくまでも起きた事を示した訳であります。この起きた事に対して町ではどのような対応をしたのか。例えば私が昨年一般質問で申し上げました、先程斎藤議員からもありました、防災対策室というか、私は防災センターというような事を言いました。この防災センターは地震が来た場合、ひ通りで電気が付くような設備をされた防災の要と申しますか、地震にも耐えるものを作る予定は無いのかという話をした訳です。というのは、こういう震災が起きた場合には国でも予算化するんです。とんでもない時に防災センターを作るから補助金をくれと言っても国、県では対応出来ません。やはり何かあった時にそれに便乗するという言葉は大変失礼で、申し訳なく間違いだと思っておりますが、そういう時期だからこそ、そういうセンターを設備するという考え、町長ありませんか。

町長： あの時は防災センターという計画、それからこの役場の耐震化という範疇で、多分あの時は2件あったと思います。今年度は5,000万円の役場の庁舎積み立て貯金をしまして、その額は今1億円になっております。防災センターを作ったとしても、役場が耐震化になっていないこの庁舎ですので、どちらを優先とする訳ではありませんが、まずは積立金を役場の庁舎資金に1億円を貯めて、そして25年度以降に役場の耐震化に取り組んで行こうと今考えておりますので、これから今加藤議員がおっしゃったように地震なり、災害が起きた場合に公立の補助金がある訳でありますので、その辺、総務課長で防災センターなるもの、補助金の動向は分かりませんが、そういう公立の補助金があるとすれば並行してやっていくのも一考なのではないかと思っております。今現段階ではその補助事業を精査しながら役場庁舎の耐震化にまず取り組む必要があるだろうと思っております。

5番： これまた先程の斎藤議員の中にあつたのですが、例えば各町内の方に発電機、投光機等を設備するようなことであります。これもまだこないのかという事も昨年一般質問しました。やはり今日本全国で足りなくなっていて作るのに追いつかないということで配分が遅くなっているのですが、この1週間位で各町内の方に配備されるということでありますけれども、これについて一つお伺いします。先程言ったように、ただ公民館に発電機を置いて、年に1回訓練をし、そのままで良いのか。やはりその発電機や投光機を町の地域行事等に使うのが全然出来ていないでしょう。町内会長に「発電機等を置きますから。町内会長から発電機を買ってくれと言われたから買って与えますよ」と言うのではなくて、より細かく一朝有事の際に最大限、それが活用出来るような訓練、並びに日々そういうものを使って地域の為になるようなマニュアルを早急に作って欲しいと思っておりますが、如何ですか。

町長： 細かいことは課長から答弁させますけれども、今加藤議員が言ったことはもつともでありまして、

町意見交換会の中でも発電機、投光機は地域づくりの為に使っても良いのかというご質問もあったように思いますので、今のマニュアルというものも含めて、私なりに考えてみたいと思います。

総務課長： 昨年度の9月の補正予算で予算化なりまして、その後すぐ発電機と投光機の発注を行った訳でありますけれども、非常に製造が遅れておりまして、やっと今月3月16日と21日に、それぞれの地区公民館に町で直接、業者と一緒に行きまして配置をする計画にしております。前後合わせまして39台になりますけれども、特に各集落に配置する予定にしています発電機につきましては燃料タンク12、30入ります。これはガソリンであります。大体20時間位持つ予定になっております。当然、燃料を注入すれば幾らでも持つ訳であります。そういった意味で緊急に対応しなければならないということで、町長も即対応した訳でありまして、今加藤議員からご指摘されましたようにその運用につきまして後追いになるような感じになりますが、その辺りは先程から何回も出ておりますけれども、いつ、そういう大きい地震が来るかも分からないので町民の方も不安視されておりますので、まず明かりが大事だということで、町でも対応させて頂きましたので、その辺はご理解の方宜しくお願ひしたいと思います。又、町内会長さんを通じまして、利用につきましては年1回、2回位の町内会の色々な事業でありますとか、使い慣れれば機械でするので、いざという時に使う事が出来ます。そういったものも含めまして、町内会長さん、又は消防団員と連携を取りながら有効活用して頂けますように対応して参りたいと思いますのでどうぞ宜しくお願ひしたいと思います。

5番： 私、この防災の事で斎藤議員の後に言うものですから、斎藤議員の質問の中でまた言う事になりますが、先程町長の答弁の中にここ4年間80%、そして又、別の研究防災センターの方では83%とありました。しかし昨日の夜、テレビの報道番組、今朝の新聞から東京直下型地震ということで、これまた更に今迄は6弱だったのですが、7の地震が発生する確率があると言っています。そして中央防災会議に政府が内閣府の防災会議にそれをかけるのだという報道がなされています。今言ったように、町長が答弁したように来る、来ると目まぐるしく報道されています。しかしながら私の記憶では10年位前、東京消防庁第8緊急機動隊ハイパーレスキューという東京消防庁の全世界に向けて緊急援助隊として出場する消防隊がいます。その席に行った時に山形県の地図がかかっていた訳です。そして、その山形県の地図の中に新庄、長者原活断層と載っていた訳なんです。私、驚きました。それ十何年前です。ここで見たこと、聞いたことは言わないで下さいと言われた訳なんです。なぜならば自分の住んでいる下に活断層があるなんて、あの時期に聞いたらパニックになるということで是非言わないで下さいと。そして山形県でも何かあった場合には、一番先に行きますよという隊長の話も聞いて来ました。あの頃ですね、長野か群馬で集中豪雨があり、土砂災害があった時なんです。県知事の要請で出動するのですが、県知事が要請した時に、既にその県の入口まで来ているそうなんです。そういう災害が起きると。その時に長者原活断層を見たのですが、それを重機等で掘って実際に見たら富田のホウイ沢かな、そこを見て実際にこの地域に活断層があるとはっきり示したわけです。そんなことから今東京直下型で大きな、大きな地震が来ると。これ4年後、10年後、30年後に来るのか分からないのですが、今言ったように栗駒に地震が来た時に近い将来、宮城県沖、岩手県沖に大きな地震が来ますよという話はしていたんです。ただあんなに大きな地震が来るとは思わなかったのです。だから防波堤だって水面7、8m位のもので済んだ訳なんですよ。ところが実際は15m位の津波が来た訳ですから、多くの方々が亡くなって大きな、大きな被害を受けた訳です。それと同じように備えあれば憂いなしと、先程町長が言ったように「喉元過ぎれば熱さ忘れる」みたいに今やるべきではないかという感じがする訳です。そんなところで是非防災センターなり、なんなり、この庁舎が耐震になっていないなら、本当に大きな地震が来た時に崩れたらどうするのですか。それが夜なら誰も職員がいなから良いのですが、日中職員が一生懸命働いている時に崩れたら、どこでその資料を出すのですか。そんなつもりで私は先程、内容が違くと質問を申し上げた訳です。そしてできれば図上訓練、さっき防災訓練、防災会義等を開くと県、それから警察、色々な委員が入っていますので、これ会議を開くというのは大変な事であります。しかしながら町独自で図上訓練はできる訳でありますから、町内会長を一同に集めては大変な事になりますので、できれば長沢、舟形西南部という区切りを付けて、ここにこうなった時はこうするんだよと、せめて図上訓練位は是非してもらいたいと思います。その辺、町長どうですか。

町長： 加藤議員が申し上げました通り東京大学の考え方、京都大学、或いは政府と3つありますけれども、何れもこの数値は非常に高い高低差がある訳ですので、どういうデータなのか分かりませんが、

何れにしても、その警鐘は、日本は地震大国でありますので「備え有れば憂いなし」で、気をつけて下さいと我々国民に警鐘しているのだらうと私は思っております。何れにしましても、地震は100%、何時起こるか予測出来ない訳ですので、この警鐘というものを踏まえながら、初動体制とか、或いは先程、斎藤議員の言う通り、地震の診断とか、或いは防火意識の高揚とか、訓練とか、或いは今、加藤議員が言う図上訓練とかそういうもの、我々でできる事、行政でできることが一番、地震の対策であらうと思います。今の創意工夫の発言を踏まえながら、内部で検討しながら取り組みたいと思っております。以上です。

5番： 宜しくお願ひしたいと思ひます。時間も無いものですから、先程斎藤議員も言ったように今発電機、投光機、中央公民館、各地域の公民館等々に配置するのだと話があったので矢野課長、是非公民館等の耐震を早急にするようにお願ひしたいと思ひます。防災はこれ位にして、次の小学校跡地について町長からご答弁を貰ったのですが、これも昨年の一般質問の中でお話しました。まだ白紙ですと。そして地域の方々からご意見を頂いて、跡地利用検討委員会を立ち上げて、それから考えていくと話を貰っていたのですが、なぜこんなことを言うかといえば、先程町長の選挙ですが7日の告示の時に町内を一周した訳ですが、その時に私達議員団も同行して奥山町長を応援し、2期目の町政を勝ち取るようにとお願ひをして、町内を周った訳であります。ところが洲崎地区に行った時に光生園の話が出たのです。私は沢内元町長が舟和会を創って光生園を持って来たから沢内建設の前でわざと、あえて町長がそのような話をしたのだらうと、私なりに勝手に解釈したのです。どこの地域に行っても光生園の建て替えやら云々は出なかつたんです。ただ堀内の洲崎でその話が出ると考え方によっては、前町長が光生園を持って来てくれたからその話が出たのだらうという解釈をするのですが、堀内地区で話をすれば、あれ光生園は堀内に来るのかと、分からない人は感じるんですよ。その辺、もう一回町長。

町長： 今、加藤議員がおっしゃったように光生園は、沢内元町長さんの自宅に参った時に、ふと思ひ出したのがこの光生園の建設というようなことでありまして、先程2番の奥山議員が午前中ありましたけれども、何と言つても公設民営ということで企業融資という立場から、この沢内町長が頑張った施設であります。公設民営というものを画期的にしたのがこの沢内町長と。ふとこの沢内さんの前に来た時に蘇つて来まして、私も沢内町長さんからそういう面で指導を受けたという思ひも皆さんの前でお話を申し上げまして、この光生園ももう37年になりますので、今計画もありますので、先程言った通り、今年から用地の選定がありますので、私もその後を引継いだ町長と致しまして、沢内町長さんのような考え方でこの光生園を建設したいと申し上げたつもりであります。

5番： 分かりました。私と同じような気持ちが出たのかなという感じはしました。しかし、光生園を建て替えるとなると、建物は今のような作りでは決して駄目な訳ですね。これからあのような施設を作るには2階建てでは駄目な訳です。勿論平屋でない駄目なんです。そして平屋にするには莫大な土地が必要な訳です。約16億円かかるということで、先程奥山議員からの質問にあった訳なのですが、町としてはどのような考え、例えば今、私が言った小学校跡地にすれば土地提供になるんですよ。それとも、これは町とは関係がないから土地を購入して建物を建ててやるのか。ただ、これも恐らく補助対象になると思ひます。補助金等の対象になると思ひます。国等が50ないし60、後県が50ないし35、後自己負担と申しますか、それが20位。町の方ではどのような考えかお聞きます。

町長： この光生園の敷地の選定は正直言ってまだ白紙です。ですから今2階建て、平屋とありますけれども、最近のもので都市型になりますと2階建てもあります。平屋が一番良いのですが、平屋の場合ですと相当な面積が必要な訳です。今光生園の敷地1万平米です。約一町歩。ただ、あのような急進な勾配がありますので2階建てにした訳ですけれども、それ以上のものは、例えばえんじゅ荘の場合、あそこは80名でありますので、この結の家とすれば約100名位になりますけれども、あの位の敷地がいるようになりますので、その辺も2階建てが良いのか、或いは平屋で良いのかということは敷地の状況もありますので、その辺は今、町でこうということは持つておりませんが、とにかく利用者さんのサイドに立つとすれば、地域との交流が非常にいる訳です。37年前ですと今の光生園が建つたということは、あの当時、あの時代でありましたので、今の時代は町の中に作つております。殆どと申しましうか、敷地の有効利用ということで、そういう面も勘案参酌しながら場所の選定になると思ひますけれども、地域の活性化という面からすれば、1番議員のような考え方もあるだらうし、その辺も光生園の皆さんと協議しながら、場所の選定をしていかなければならないと今の時点では考えております。

5番： 正にそうなんですよね。あのような施設を作るには私達の偏見な考えになるのかもしれませんが、老人ホーム、老人特別介護施設となれば、あまりガジャガジャうるさくてしょうがないと思います。しかしながら、昔は重度身体者、今は障害者支援施設で事故等や生まれながらにして体が不自由になって、ただ頭はしっかりしている方が沢山いるんです。例えば、絵を描かせれば日本で有数の絵を描けるような人が沢山いるんです。ですから昨年もその白紙という一般質問の答弁を頂いた時に、町の中に造ってくれと。今は崖地であって、下の方は蜂の巣みたいになってはいますが、窓を開ければ子供達や色々な人達の会話が聞こえてくるような町の中に造ってくれと私はお願いをした訳です。逆に言うと富長小学校みたいに山の中にポツンと離れた所は、色んな音が出る工場でも良いのではないかと。そして逆に長沢ではまだ小学校、それから学習センターが新しい訳であります。あの辺を廊下で繋ぐなり、間に何かを建てる事にして学習の起点にする。要するに何回も言って、これは当然無理な事は分かっているんですが、色んな短大なり、学習の場を持って来て欲しいということを私が一般質問した経緯がある訳ですが、是非、今光生園の方々が電動車いすを自分で運転して来るんですよ。重作までそばを食べに来るんですよ。重作も火災になって新しく建て替える時に、団長さんと私達が入り口をスロープにしてくれとお願いをしたんです。そんなところから、できれば町長のお力で、今奥山1番議員が言ったようにますます堀内が寂れてきます。その中でできれば町長の力で是非あの小学校の跡地に平屋建ての大きな、大きな施設を造って欲しいと。そして堀内の橋を一日も早くやると。そうすれば自ずと過疎化が止まるのではないかという感じがします。もう3分しかございませんけれども、最後に町長の頑張るといふか、頑張ってみるといふ言葉が聞きたいのですが、出来ませんか。

町長： 先程も2番議員なり、或いは今加藤議員のお話がありますので、その辺も十分その願意と申すか、提言と申すか、そういうものも舟和会の皆さんにお伝え申し上げたいと思います。

5番： 合わせて堀内の橋の方も、町長は選挙の遊説の時にまだ調査費がまだ付かないと話をしていたのですが、私の耳には調査費が付いたということをお聞かしています。その辺も合わせて出来れば舟形町全体が元気になるような2期目の町政をお願いしたいと思います。これで質問を終わります。

議長： 以上を以って、5番加藤憲彦君の一般質問を終結致します。続きまして6番大場清之君。

6番： 私からは前に通告した通り、2点についてお聞きしたいと思います。第1点は交流学習の成果について、2点目は2期目の町長の指導力を問う。この2点についてご質問致します。

今まで町と世田谷区、港区と長年子供達の交流がなされてきたが、教育目的だけの学習ではなかったかと推測されます。もっと成人社会として節目の年に町に招待しながら婚活を含めて交流を検討する必要があると思います。又町から都会に出て行った方々も大勢おり、ふるさとに生きたいと考えている人達をあゆ祭等に招待しながら、町の活性化の為交流を深める必要があると思いますが、どうですか。

2期目の町長の指導力を問う。1期目の奥山町政の手腕は素晴らしい政治力で数々の実績を挙げ、福祉の町に相応しい事業、農業面では活気ある農業推進機構の立ち上げ等で努力している姿は認めますが、それだけでは6,000人の人口が維持出来るのか疑問視する訳です。町の出生は21年41名、22年33名、23年31名で、死亡は21年97名、22年99名、23年112名です。この状態は当分続くと見られ毎年60名余りの人口が減り、10年で600~750人減って行く現状をどう対策をするのかをお聞きします。

町長： 6番大場清之議員の質問にお答え致します。児童交流につきましては昭和48年から港区飯倉小学校と堀内小学校の交流を皮切りに、世田谷区山崎小学校、代沢小学校、更に平成19年からは三光小学校との児童交流を行ってしました。この事業は人・自然・社会とのふれあいの中から地域の良さを発見し、豊かな人間性を育むことを目的として行っていますが、自立心や広い視野、心の交流が大きな成果として生まれております。又こうした交流をベースに経済的な交流として、平成21年度から代沢ローソン店でのアンテナショップの開設や港区三光小学校での「やまがたふるさと給食」の実施、或いは今年4月のオープン予定の代沢学区・山崎学区を対象としたネットショップ「舟形屋」の開設も進めているところです。

議員提案の「舟形町に成人を迎える年に交流した人達を招待し婚活を行う」という提案ですが、具体化するには大変難しいと思われます。山崎・代沢小学校の卒業生に婚活の参加を呼びかけるには、卒業生に直接連絡する必要があると、舟形町が交流先の自治体とは言え、本人の了解なしに個人情報を利用することが出来ない為、教育委員会が主催する児童交流のような婚活の為の事業はできないと思われます。今でも児童交流をきっかけとして交流を行っている人達もいますので、その人達が纏まり、一緒に「婚活」への

参加呼びかけを行う場合やネットを利用した婚活情報の発信などは可能であると思われます。婚活につきましては、昨年から本格的に進めています。今後とも内容を充実させながら、又回数を増やしながらい組でも多くのカップル誕生に向け、力を傾注して参りたいと考えております。

次に、町出身者の「東京友の会」の方々に対するイベントへ招待という提案ですが、招待ではなくふるさとへの里帰りや小旅行の一環として若鮎まつりなどのイベントに合わせて行って頂くような取り組みを進めて参りたいと考えています。その為にも今進めている「舟形ファンクラブ」への入会を呼びかけ、「東京友の会」の方々にもメールマガジンなどでイベント情報提供や農産物のPRを行いながら、舟形町に足を運んで頂けるような企画を今後とも検討して参りたいと考えています。

次に「2期目の町長の指導力を問う」というご質問にお答えします。平成22年3月の定例町議会に上程しました舟形町総合発展計画では、本町の10年後の人口目標を国立社会保障・人口問題研究所が5,420人と推計しているところを6,000人と定め、舟形町の将来像の実現に向け、4つの基本目標により、まちづくりを進めることとしております。1つ目が安心して暮らせる住み良いまちづくり、2つ目が産業の振興と地域が活性化するまちづくり、3つ目が子育て・健康・教育の充実したまちづくり、最後に、互助・共有・自立による協働のまちづくりであります。

この総合発展計画には、10年間の施策の大綱、基本計画を網羅しておりますが、町では6年間で83億円余りの実施計画も策定し、人口を6,000人に食い止めること、並びに4つのまちづくりの基本目標の実現の為の施策を定め、事業を展開しているところであります。初年度となる22年度からは、緊急雇用対策やほなみ増床などでの就労支援による雇用の安定、小児肺炎やヒブワクチンの予防接種、中学生以下の医療費無料化、子宮頸がん予防ワクチンの無料接種など、子育てし易いまちづくりの展開により、人口流出に歯止めをかけようとしているところであります。又町では子育て世代への住宅政策により、町外から舟小跡地である「ひだまりタウン」に13世帯が転入され、47名の新たな転入者がありました。又転入者に対するヴィーナス定住促進交付金では、ひだまりタウンに建築中の3世帯を含み、現在までに1世帯、年度内には更に6世帯、計20名の転入者が見込まれており、これら住宅政策により重複分を除きますと56名の新たな転入が見込まれることとなります。更に保育時間の延長や各種子育て支援対策の充実などにより、他市町村から町営住宅などに入居されている方々も徐々に出てきている状態となっております。又高齢者や一人親世帯、身体障害者世帯などへの保健福祉サービスも充実していることもあってか、最上管内では、17年度と22年度の国勢調査比で7.6%減(△507人)と人口減少率が一番低くなっております。町としましては、今後とも他市町村からの転入促進と併せ、子育て支援や若者定住支援、一番の問題となっております学生が戻って就労できる企業誘致など、雇用対策などに力を入れ、人口減少を極力少なくしていくことに努力して参りたいと考えております。

更に空き家対策による優良な宅地の提供や新たな宅地の創出なども検討すると共に、地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊の力を借りて魅力あるまちづくりを進め、6,000人の目標を達成したいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い致します。

6番： 答弁ありがとうございます。まず最初に前段の方からお聞きしますが、今まで港区、世田谷区との交流が30年程も続いている状態かと思えます。その中で私の子供の時30年前に、子供が交流学习で家に泊まった時に交流した人なのですが、そのすぐにその父親が亡くなりまして、それを向こうから来た方が、あのおじいちゃんから素晴らしく世話になったと仏様にお供えをあげて貰いたいと電話が入りまして、そして毎年海産物を送って来ております。それが今でも続いているのです。そういう交流の深さは他にも色々あると思っておりますが、また港区の何か水産物を売りに行った場合に、その親子で手伝いをしてくれるという、今でもそういう体制作りをしております。ですから私達も素晴らしい人達もいるのだと感心しております。ただ、そういう家庭が今までの家庭の中で、舟形町でも私の家だけでなくあると思うのですが、その辺どうなのでしょう。今までの経過を見まして、今でも付き合いをしている方はいるのかなと思うのですが。

町長： 大場議員が申された通りに私も、大場議員のような意見を持っているような方、お付き合いをされている方がかなりいると思っております。これは30数年前の飯倉小学校、今廃校になりましたけれども、その関係でのお付き合いもあると思えますし、特にこの代沢小学校、或いは山崎小学校関係でも24、25年になりますので、この家族ぐるみでお付き合いしている方もかなり居るとお聞き致しております。

6番： 町長の先程の答弁では、交流は交流で進めて来た中で20歳になった一つの節目の年に、交流はプライバシーの事を考えると、これは難しいのではないかという答弁を頂きました。ただ、お互いに港区の行政同士の話の中で、本当にそういう事業をやる気があるならばそんなに難しいものではないのではないという感じがします。確かにプライバシーの制限はありますが、その辺はやる気があればお互いに町と世田谷区と港区と、やはり同じ職員同士で検討すれば、前に進める事が可能であると私なりに考えております。そうした中であゆ祭りが毎年ある訳ですが、そのような時に婚活が出来ればという私の考えでありました。ところが先程話した通り、教育委員会の行政枠とは、20歳になれば一般になりますから、これは無理が入ると思います。そういう点をお互いに他の課とも打合せをしながら、お互いに世田谷区、港区とのそういった話し合いの場において、まだまだ進める余地があると思うのですが、その辺はどう考えておりますか。

町長： 今大場議員からご質問があった訳ですけれども、この婚活は昨年、一昨年から本格的に取り組んでおりますけれども、まずパッと思ったのは今大場議員がおっしゃったように、交流事業の方々を何とか縁組できないかということを実は担当課に指示した経緯もあります。これはお互いに何と言いますか、気張ってしてもなかなか難しいと思いますけれども、今大場議員がおっしゃるように柔らかな中でやるというのも私は可能ではないかこの事業をまだ捨て切れていない訳です。プライバシーも勿論ありますけれども、今やる気の問題ということもあります。今山崎小学校にも代沢小学校にも舟形ふるさとサポーター、山崎には2名、代沢には3名、或いは港区には2名おりますので、そういう方々からの働きかけも良いだろうし、そして又世田谷区長さんなり、或いは港区区長さんとの、私の願いということでもまだ1回もお話しておりません。これからふるさと特養でお邪魔する機会もありますので、その辺もごつくばらんにお話ししながら、かなり有名な方も舟形に泊まったとお聞きしております。芸能人でも。そういう方も利用しながら、とにかく1人でも2人でも多い婚活をしないと子育てが出来ませんので、まずこれを優先順位にしてみたいと、取り組んでみたいと思っております。

6番： その他、今でも舟形町の若あゆ祭りに毎年、太鼓の演奏を一緒にしているメンズクラブという団体があります。あれも元から小学校単位で交流した結果、あのような団体が生まれている訳なのです。ですから、冬はスノーモービルを乗りに来たり、夏はあゆ祭りをしながら太鼓を叩くという特別出演もして交流が深まっている訳です。ですからやりように依っては、そういう団体も使いながら過疎化が進む舟形町を押さえるには、何か新しい試みとして考えなければ前に進まないのではないかと感じている次第です。そういう姿でもう1件は先程も言いましたが町出身者、舟形町出身者が数多く東京などで成功している方も相当おります。そうした中で舟形町のあゆ祭りに行ってみたい、或いはふるさとに行ってみたい方々が相当数多くいると思うのです。そういう人達を何とか、なかなかふるさとに帰れない事情もあると思いますが、それを友の会を一つの起点として、東京友の会、これは長沢にもありますし、舟形にもあります。堀内、西南部それぞれあると思います。そういう人の事務方と色々な打ち合わせをしながら、何とかその辺の交流事業も含めて、考える事ができないかという考えを持っております。そうした中身を。これはタダでできることはできないと思うのです。受け皿もあるでしょうし。

それからもう1点は、先程の婚活の面でもあるのですが、舟形町も青年団が無くなってから何十年になります。しかし、この頃また青年団体が出まして一生懸命若い方々のつきあいも出ている状態の中にあると思います。そういう点も受け皿として、色々な姿で相談すれば、前に進む時期ではないかと感じております。その辺を町としてどう考えているのかお願いしたいと思います。

町長： 先程も言った通りこの婚活というものは、子育てをする原点な訳であります。今婚活というものに来年度予算250万円程取っております。その内利子補給を除きますと昨年の倍額150万円取っておりますけれども、私はこの婚活という考え方は、毎月出会いの場を創出して下さいと申し上げております。ただ毎月となると職員も大変でありますけれども、そういう出会いの場を数多く設定して、1年に1回ですとAとBが1年振りに会って、「名前は誰々さんでしたか」ということではうまくないので、毎月では極端でありますけれども、そういう姿勢でやって欲しいと。それから今商工会の方が中心となってやっております。来年からは一つ商工会に農業委員会、それから今の団体青年団体ですね、そういうものを組織しながら。ということは、先程4番議員にも申し上げましたけれども、農業に認定農家にかなり、独身の方もおられます。ですから、農業委員会という立場でPRというものも一考だろうと思っております。ですから舟形

町の婚活事業という形態を、舟形形式をしっかりと確立しながら、先程の東京友の会なり、或いは代沢、山崎というものの、今丁度、舟形町の東京都の方は社会資源でありますので、その方との何十年の交流もある訳ですので、そういう方々のご支援、或いは応援を頂いて取り組みたいと。因みに今最上町と板橋区でやっています。これは非常に大かきなようです。予算もかなり食っているようでありますけれども、今のところ最上町の高橋町長も非常に声高らかにしておりますけれども、22年度で終りと聞いております。あまりにも絵に描いた餅になりますと、なかなか難しい面もありますので、今大場議員が言った通りに体制というものの、農業者もかなりおりますので農業委員会、商工会、或いは農協さんもそういう団体の中で若いフィッツとかTmプロジェクトfとかも含めまして、模索しながら数多い出会いの場を創出するような婚活事業に取り組むというふうにしてみたいと思います。

6番： 町長の前向きな答弁本当に有難うございます。今も益々人口減が心配される中ですから、色々な町の皆で人口増に向けた一つの模索する時期だと思えます。そのような中で、本当にここから離れた方々は、ふるさとを本当に大事にするという観点から、又毎年帰りたいという印象を付ける為にも、若あゆ祭りを利用したイベント的なものでも出来るのではないかと私も考えておりますので、その辺に前向きに宜しくお願いしたいと思います。

次の問題に入りたいと思います。先程4番議員さんですか、農業推進機構の立ち上げの所得500万円を目指した姿も先程話をしていました。ところが、私も不思議でならないのが2名の方が達成したと言われました。その地域はどこで、何の分野でその500万円の所得になったのかをもう一度お聞きしたいと思います。

産業振興課長： 先程の町長の答弁で19年度が2名でありますけれども、地区につきましては、沖の原地区と木友地区の方になります。それから20年度6名でありますけれども、沖の原地区の方が1名、福寿野地区の方が2名、そして長者原地区の方が2名となっております。これは先程町長が答弁しましたように、専従者控除とか生命保険とかそういったものを引いた、そして残った農業所得という数字でご理解頂きたいと思えます。

6番： 作物は何でなったのですか。

産業振興課長： 失礼しました。水田を中心としまして複合経営でやっております。例えば冬期間のうるいとか、或いは果樹、そういったものを組み合わせながらやっております。特に作業の受委託を引き受けているので所得率が高くなっているということでございます。

6番： 先程の質問者と重なりますが、私が不思議なのは500万円の所得を上げるには、我々も努力しているのですが、作物によっては先程お話が出ましたが、畜産関係ですと2,000万円以上、3,000万円にならないと500万円の所得にはならないでしょうと言われております。ただ複合経営の中でも経費がかかるものと色々な分野がまちまちだと思えます。先程の佐藤さんの質問でもその辺が出ましたが、農水省での試算とこちらの試算の見方がどう違うのかと先程も質問がありましたけれども、私共も自分がやって見て500万円の所得をするには、どのような諸収入があるのかなとやってみますと、一番最高で良いのが鮎の1,000万円以上、なれば500万円になる分野もあります。ただ下手にすると1,500万円、2,000万円になって500万円にしかならないものも農業面ではあると思うのです。一概にこの位採ったから500万円が次々と誕生したという事例は不思議でならないのです。だから私も今年も税金を取られた位だから相当の金額にはなったと思うのです。ただ500万円という姿は素晴らしい、本当に成功した例ではないかと思うのです。ただ田んぼも10町歩、20町歩作れば当然お金が上がる訳ですから、簡単に500万円、1,000万円はなると思うのです。ただ複合経営でやるとなると大変だと私自身も反省もしながら努力している中でありまして。もう少し分析をきちっとしないと、ただ所得500万円と言っても無理が入るのではないかという感じがします。その辺は先程も答弁がありましたので、詳しく聞く事は致しませんが、今山形県の中で、複合経営が全体的に伸びております。やはり雇用が少ない中で、そんな中であっても最上郡だけズバ抜けて複合経営に対する伸びが一番です。山形県の中でズバ抜けているのが最上郡。その裏を返せば企業誘致もない、仕事もない、生きる為には複合経営をするしかないのだという信念を持って努力をしているからそういう結果ではないかと私なりに感じております。そうした中でその辺、これから500万円を目指すことも大事かと思えます。ただ今仕事も無い中で、農家の所得を向上する為には、どうやって経営の拡大を図るのが一番大きな問題ではないかと思えます。500万円を目指すというより、舟形町では、できるだけ人数

を複合経営に勤しんで貰って、所得向上に繋げるかが一番の大きな問題ではないかと私なりに感じております。その辺をどう考えているかお願いしたいと思います。

町長： 舟形町の農産物全体を見てみましても、米の販売額は軒並み毎年減っております。従いまして、それをカバーしているのが野菜であります。野菜は45%でしたか、20年から23年度を見ますとかなりの部分で野菜が増えているのは事実であります。ですから、米プラスαということで、米の方は軒並み下落になりますけれども、今回米はちょっと上がりましたけれども、その統計はまだ分かりませんが、今までの推計ですとかなり野菜の部分、或いは山菜関係のものが伸びているとの実態を見てみますと、今大場議員が言った通りに米プラスαの園芸に非常に取り組んでいると。園芸しかも1年を通して周年を通して積み重ねている方がやはりこの500万円に近づいている方ではないかと思っておりますので、何と言っても先程も4番議員の時も申し上げましたけれども、そういう戦略創りなり、支援創り等でやる気を起こす方々に対してはやはり支援をしながらも、先程と繰り返しますが、企業誘致もありますけれども、今舟形町の人口は6,219名、その内生産人口が3,700人程おります。この3,700人の方々をどういうふうこれから維持するか。これは、一つは農業であろうと思っております。企業誘致は大変良いのですが、企業誘致はここ2、3年取り組んで参りましたが、1歩寸前でなかなか難しいのがこの企業誘致。企業誘致する為にも高速道の整備、或いは又企業の立地条件もあります。それから都会から新庄、舟形町まで来る新幹線の早さもあるだろうと思っておりますので、まず今の舟形町の社会資源の一番持っている農業というものをしながら、この生産人口を確保するのが一つの例であろうと。それから幼少人口でありますけれども、今670名程しかおりません。この為にもこの幼少人口の確保は、先程言った通りに住宅の政策、或いは又子育て支援ということで医療費の無料化もありますので、幼少人口の政策、或いは生産人口の政策、そして高齢者人口65歳以上の方々1,900人おりますけれども、この方々が元気であるような施策と、この3つの人口形態の中で取り組みたいと思っております。

6番： 先程も色々な姿で廃校になった3つの小学校の跡地をどうするのかという話もなりました。これは前年度も町長は跡地利用検討委員会を設けて検討すると言っておりますが、これからの課題だと思っております。我々も議会の中でも廃校になった校舎の跡地を、どうなっているのかなと県内外に行って調べております。しかしながら廃校した学校の再利用がものすごく苦勞しているのが、どこの町村でも同じなのです。ただ、あるものを利用出来るものがあれば最高なのですが、先程も言ったように光生園を無理に持って行くにしても3階建ての学校では利用ができないという言葉も出しますし、なかなか難しさがあると思うのです。ただ地域住民のあり方としてはやはり小学校は一つの軸にして、今まで町内会が持って来たものですから、それが無くなるとこれから何をすれば良いのかが一番の問題だと思うのです。その辺を考えると、まだまだ町としても地域住民の意向を踏まえながら十分に検討する必要があるのではないかと思うのです。それはまた検討委員会の結果を見てからでも結構なのですが、昨年度も私一般質問で申し上げましたが、山大の1学部を舟形町に持って来る事が出来ないかと質問をしました。ところが町長の答弁は検討、協議したり、或いは広域連携の中で相談しないとできないと言われましたが、私から見ると町長の積極性が丸で無いと感じました。余りにも消極的というような感じがした訳です。というのは自分の町が良くなる為には検討、協議する。これは協議しなければならない必要があると思っております。広域連携、これも最上郡全体で相談することも必要があればする必要があると思うのです。しかし我が舟形町がこれをすると活性化になる、人口減少に歯止めがかかるという、一つの問題提示があった場合にはこれをやってみるという積極性が無ければ、私は今の町長が色々言っている宅地造成、子育て支援、これだけで人口減少が食い止められますか。私なりに心配している訳です。ですから持って来られるものはどんどんとアピールして、それに挑戦するという意見がなければ、私は前に進まないと思うのです。だからそういう点の町長の今の考えをお聞きします。

町長： 私は、消極的という考え方はしておりませんので、これからも大場議員の意図するような堅実性で、県と話し合いに持って行きたいと思っております。これが成るか成らないかは分かりませんが、挑戦する気持ちであることは大場議員の言う通りで、私も持っておりますのでご理解願いたいと思っております。

6番： 昨年度の答弁がそうでしたから、私はこれでは前に進まないと思っておりますので、この度もう1回再度質問をした訳です。やはりこういう事業は、先程も言ったように雇用の場の確保ができるならば誰も心配をする必要はないのです。先程の答弁の中でも学生が地元に戻って雇用の場が開けて、就職できるの

であれば、誰も心配する必要はないのです。やはり雇用の場の促進だけ唱っていても、企業が来なければ折角大学を卒業して地元に戻ろうとしても、仕事が無いから地元に戻れないという現実がある訳です。だから如何にして雇用の場を生み出すかが一番の問題だと思うのです。それが出来なければ折角、このような介護の重要性が益々必要になってくる時代です。私も昨年度どうして言ったかというとなんで理工学部、医学部あらゆる教育学部があります。ただ福祉の町に相応しい学部、一つだけ抜けているのです。だから私が昨年度提案したのがその辺なんです。山大だって舟形町に1学部置けば、何百人規模しかないのですが、その受け皿さえあれば私は十分に可能性が出てくるのではないかと。ましてや町長はじめ、副町長は内政にする為に副町長を選んだのだと思います。外交に周るのが町長の経営だと思うのです。それで県会議員を如何に有効利用するか。その辺でやはり当たって砕けろという言葉は悪いのですが、そういう姿勢が無ければ、私は前に進まないのではないかと感じましたから申し上げたのです。もう一度だけ答弁をお願いします。

町長： まず、挑戦する気持ちでやって行きたいと思います。

6番： ありがとうございます。これで質問を終わります。

議長： 以上を以って、6番大場清之君の一般質問を終結致します。

本日の日程は全部終了致しました。本日はこれにて散会を致します。(15:00)

明日は午前10時より行います。午前10時15分前までお集まり頂きたいと思います。どうもご苦勞様でした。

平成24年3月9日（金）
平成24年第1回定例会第2日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： おはようございます。只今の出席議員数9名です。定足数に達しております。只今から2日目の定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 一般質問をお受けします。順次発言を許します。

8番： 皆さんおはようございます。私からは通告文に従いまして朗読説明させていただきます。質問の主題は「町政二期目の所信を問う」と。

町長二期目の当選おめでとうございます。立候補あいさつの中で熱く訴えられた数多くのマニフェストの中から若者の定住・子育て支援への取り組み。

第2点と致しまして、第6次舟形町総合発展計画の基本理念である出会い・ふれあい・支えあい・結いの創造への取組。

第3点目は、最上広域合併について、一期目の在任中に新庄市市民文化会館を会場に行われた、合併について各市町村長の考え、意見が述べられましたが、その席で奥山町長は合併に対しては時期尚早と発言をされました。二期目4年の中で合併に対し、どの様な行動、発言を起そうとされているのか、以上3点について町長の所信をお伺い致します。

町長： おはようございます。それでは8番叶内議員のご質問にお答えします。

まず、最初に1点目「若者定住、子育て支援の取組みは」とのご質問であります。子育て、若者世代の住宅建築に対して、町では子育て支援および若者定住支援交付金を平成21年3月に創設し、子供1人当たり内山団地20万円、50万円の限度。その他の地区については15万円、そして40万円を限度として子育て世代を支援しております。更に住宅の建築主、または配偶者のどちらかが45歳以下である場合、一律10万円を加算し支援をしているところであります。更に子育て支援集合住宅2棟の整備、或いは若あゆ温泉の遊具の更新を行い、子育て、若者世代への安価な住宅の提供、或いは子育てしやすい環境の整備にも取り組んでいるところであります。

保健福祉サービスの主な取組みと致しましては、妊婦検診を14回まで無料、或いは保育時間は朝7時から夕方7時まで延長し、中学生までの医療費も完全無料化して参りました。加えて小児肺炎やヒブワクチンの予防接種の無料化、更に子宮頸がん予防ワクチンの無料接種などに取組みまして、子育て支援の充実を図ってきております。

また保育所内には子育て支援センター「みらい」を運営し、入所前の乳幼児を持つ保護者の相談にのったり、新たに庁舎内に子育て支援室を創設し、子育てに関わる政策を企画立案しているところであります。

若者就農支援として農大生への授業料の支援、或いは結婚資金の低利の貸付けなども行ってございまして、去る2月25日も若あゆ温泉でウィンターフェスティバルを開催して頂きましたが、その主催は若者グループ「フィッツ」或いは「Tmプロジェクトf」のイベント活動支援による若い方々たちの組織化などにも今取り組んでいるところであります。

今後とも若者、或いは子育て世代を支援し、子育てしやすい、第6次舟形町基本構想の柱である「安心して暮らせる住み良いまちづくり」に努めて参りたいと考えております。

次に2点目の「第6次舟形町総合発展計画の取組み」についてのご質問であります。昨年3月に叶内議員のご質問にもお答えしましたように10年間の総合発展計画の実現の為、町では6年間、総額83億円余りの実施計画を策定しております。初年度となる22年度は14億3,700万円の事業計画に対しまして、15億8,000万円、110%の実績となっております。事業費ベースでは計画以上の実績が残せていると考えておりますし、概ね計画は達成していると思っております。特に町道長沢1号線外の流雪溝工事は、22年度の計画では6,000万円としておりましたが実績は8,200万円、或いは内山長尾線、紫山内山線の道路改良はそれぞれ計画でのベースが無かった訳であります。実績と致しまして内山長尾線が1,700万円、紫山内山線が3,400万円の実績となっております。更に福寿野ほ場整備は、事業費ベースで3,000万円の計画でありましたが1億6,200万円の実績となっております。その他、緊急雇用、或いはほなみ増床などの雇用支援、T I C

や薫風窯の誘致、小児肺炎やヒブワクチンの予防接種、或いは中学生以下の医療費無料化、子宮頸がん予防ワクチンの予防接種事業など、更に地域づくり支援事業の展開などを実施して参りました。

23年度は年度途中の為、実績を今取りまとめ中ではありますが、概ね計画は達成できるものと予測しております。参考までに23年度の事業計画では15億2,200万円であります。

次に3点目の合併に対して、どのような行動、発言を起こそうとしているのかとの質問ではありますが、まず市町村合併につきましては、平成11年に強化されました財政支援措置等によりまして、全国的に行ってきた合併推進も合併特例法の期限であった平成22年3月末をもって国主導の「平成の大合併」は終了されております。これはこの10年間の経緯、或いは市町村を取り巻く状況を踏まえ、このまま続けていくには限界があるという中央の地方制度調査会の答申から終了されたものでありまして、それ以降は自主的に合併を選択することとなっております。しかし市町村合併については、ご案内の通りに水道料金や下水道料金、或いは国保税や介護保険料、補助金等の各種施策の統一などを図らなければならず、住民の理解と大変な努力と膨大な業務を行う必要があります。加えまして電算システムの統合などには膨大な費用が嵩み、財政支援が無くなった平成の大合併以降での合併は、大変難しいだろうと考えております。

また国では、業務の共同処理方式による広域連携の推進、或いは県の補完による新たな仕組みづくり、更には定住自立圏構想の導入が進められております。

従って、現在は定住自立圏構想などによる共同処理が進められていくと考えております。山形県内の定住自立圏構想の状況ではありますが、山形市が中心市の宣言を行い、周辺市町村との連携を進めているようであります。全国的には現在73市で中心市の宣言が行われておりますが、今後はこのような仕組みで自治体の判断で進められていくものと思います。

現実に今、山形県でも広域連携を視野に入れた広域の婚活事業、或いは最上地域の広域観光事業への取り組みなどが今進められておりますが、更に今年7月であります8市町村からなる職員各2名と最上広域市町村圏から1名、総合支庁から2名からなる、仮称であります最上地域政策研究所が設立されます。これは最上地域が抱える諸課題についての調査研究、或いは各市町村における政策の推進、或いは政策形成能力の向上を図ることと致しております。具体的には産業育成策と若者が回帰する回帰策をテーマにした人口定住策、或いは地域コミュニティの維持・活性化、限界集落の対策をテーマとした集落の対策、或いはそれぞれの地域ブランドの構築をテーマとしたもの、企業誘致、医療機能の強化をテーマとした地域連携プロジェクトの検討など研究課題とすることにしておりまして、そういう研究所を媒体と致しましたが、広域的取り組みを一層加速していくこととしております。

また平成の大合併の時に合併したこれまでの市町村では、それぞれ多くの課題が指摘されております。国の支援が大幅に削減された現状において、今8市町村の首長からは合併の話は出ておりませんし、喫緊に合併の話が進められることはないだろうと思っております。いずれに致しましても最上地域が一致した意思の下で、この住民の意見を尊重しながら進めていかなければならない課題だろうと考えております。以上であります。

8番： どうもご答弁ありがとうございました。それでは第1点目の子育て支援についてお伺いします。町では今まで子育て支援に対しましては集合住宅をはじめ、モデル住宅の建設、また宅地分譲等行ってきました。これからもこの事業が継続されていくのかどうか、その辺からお伺いしたいと思っております。

町長： 今ご質問がありました通り、町の基本計画もある訳でありますけども、昨日も6番議員からありましたけども、人口の減少がこの10年間で6,000人を維持する大きな目標がある訳でありますので、何と言っても子育て支援を含めた定住に含蓄を置いていかなければならないだろうと思っております。その為にも、これまで取組んで参りました旧舟形小学校の跡地、或いは全町的に取組んでいます定住促進の5つの支援策がある訳ですので、これを継続して、更には商工会さんに対するプレミア20%という支援制度もありますので、子育て支援と定住と舟形町の経済の活性化という視点に立って、この3つをリンクした私なりに舟形方式と申し上げておりますけども、これを継続して参りたいと思っております。

8番： この事業は予算の範囲内で、これからも行っていく考えで理解しております。

それから、行政の力と民間の力を合併した大きな力として住宅改修、そしてまた三世同居等の住宅の改修等に町では今まで数多くの支援策を行いながら、町の定住人口の拡大に努力している所ではありますが、今までの住宅支援の枠内でもう一段の嵩上げ等があるのかどうか、その辺お伺いしたいと思っております。

町長： 23年度で新たに町外から舟形町に定住すると、永住する方々については一律100万円という定住

促進事業やりましたけれども、今現在1世帯が完了して、23年度中に3世帯、或いは24年度で計画があるようでもありますけれども、この民間の紫山パープルタウン、そこに3世帯でしたね。今建築しているとお聞きしております。この民間の不動産業者のお話によりますと、100万円の支援事業は非常に効率的であるということで、当初上半期の時点ではあまり申し込みは来なかったようでもありますけれども、下半期に入りましてバタバタと来たということは、やはり民間の不動産の皆さんもPRをして頂いたのかなと思ひまして、非常に私も喜んでおりますけれども、その制度、補助率の引き上げ云々、内容についてはもう少し検討しながら、民間の事業者の意見というもの、或いはまたこれまで23年度やって参りましたので、その反省と評価を踏まえながらまず前向きに取り組んで参りたいと思っております。

8番： 若者の定住促進には第1番の条件と致しましては、働き場所がないが第1番の条件だと思います。その次に子育てしやすい環境、それから第3に自分の子供に将来に亘っても高等な教育をやりたいという大きな、親としてしようがあるかと思ひます。働く場所と言ひましても、我々舟形町は雪も多いし、なかなか企業誘致を一生懸命、町長が毎日のようにずっと頑張つて、東京なり関西方面の企業回りをしている訳でありますけれども、舟形町では特色を生かした若者の定住促進ということで、各町村でも若者の定住の為に色々な政策を行つております。舟形町は特色ある若者定住政策をとということで、我々舟形町の立地条件は最上地方の一番と南に面した玄関口であり、また町長の行政報告の通り国道13号線、国道47号線の要所にあり、しかも沖の原の高規格道路のインターチェンジもあり、そして新庄市福田山工業団地には高速道路を利用すれば、ものの10分で到着するという大きな利便性があります。その利便性を大きくPRしながら、そして最上広域で福田工業団地の企業誘致に一段と取り組みながら、舟形の良さ、若者の定住促進に結びつけるという方策が一番良い方法ではないのかなと私なりに考えておりますが、町長の考えをお伺ひしたいと思います。

町長： 正にその通りでありまして参考までに申し上げますと、まず国勢調査が一昨年ありましたけれども、東北6県で全体的には20市町村の人口が増えているようでもあります。この増えているベスト6、一つは原発の立地に入っている市町村が一番増えているようでもあります。増えているというか、ベスト6であります。その次はベットタウンの宅地造成であります。更に3番目が企業誘致、4番目が大学、そして5番目が自衛隊の基地、そして6番目に子育てしやすい環境づくりと。こういうものがこの東北6県、この前の国勢調査で増えている市町村の順位であります。山形県では東根市だけが増加しております。その他、福島県でも大分増えております。その中で企業誘致というものがありましたので、これは前にもお話し申し上げましたけれども、市町村、町単独で今取り組んでおります。企業立地課でも足を運んでおりますけれども、相手のあることになかなか難しい面もあります。ただ、今叶内議員が言った通りに舟形町は高規格道路もインターも整備された最上地方でも一番良い立地条件であろうと思ひますし、何と言つても舟形町独自で企業誘致を進めながらも、最上広域で企業誘致をして福田山、横根山、或いはその他にしながら、舟形町そのベットタウンという位置付けも可能であろうと思ひますし、今最上8市町村でも先程、仮称研究所と申し上げましたけれども、人口増が一番、私は喫緊の課題であろうと思ひます。最上全体で。ですから、これも研究所の大きなテーマとしてこれから取り組んでいく必要があるであろうと。そして企業が誘致なれば舟形町はそのベットタウンという位置付けで、安価な土地、住宅の提供に結び付けていかなければならないだろうと思ひます。以上であります。

8番： ありがとうございます。やはり舟形町の立地条件を十分に生かして、そしてまた広域で企業誘致を致しまして、舟形町がベットタウンという大きな構想を掲げながら若者定住促進を図つて頂きたいと思ひます。それに教育面でございますけれども、舟形町は中学校の統合、そして25年度は小学校の統合と、そして、その前には保育園の統合で子育てしやすい環境整備が大きくなされております。ことわざにありますように「三つ子の魂百まで」、「鉄は熱いうちに打て」ということわざから学びますと、保育園にも総合子供園構想というものを入れながら、幼稚園化、幼児教育をするような保育園を、幼稚園のような機能を持った総合子供園構想の考えがあるのかどうか、その辺お伺ひします。

町長： 今端的に認定子供園、或いは総合子ども園ですか、具体的な方針は持ち合わせておりませんが、保育園一つ、それから小学校も一つ、或いは中学校も一つになる訳でありますので、山形県でも総一、一、一とはなかなかないだろうと思ひますのでその辺は子育て支援室なり、或いは政策推進室なり色々検討含めながらこの幼稚園と保育所と小学校、保幼小と言ひますか、中学校が3つのリンクした教育のあり方というものの、概要というものをこれからの大きな課題にしていきたいと思っております。

8番： 保育園を認定子供園、これもできるような環境にして頂きたいと思います。それには今まで保育園で働いて頂いた保母さんも教育できるような、幼児教育できるような資格を持った保育士、保母さんなり、そして町でも保母さんを資格取れるような勉強する場を提供しながら、若い人達が自分の子供に教育を受けさせたいという大きな希望がありますので、その辺の事前の為にもう一段の努力をして頂きたいと思います。もう一つ変わりましたけれども内山団地の売却であります。内山団地は団地造成してから10数年なるのかな、6棟の宅地造成したのですが、未だ1棟しか入っていないという形で、その団地の年間に維持管理、環境整備なり、草刈したり色々ありますけれども、環境整備の為に毎年20万円から30万円程の経費を費やしながら維持管理をしている訳でありますけれども、この辺で思い切って売れる単価で、悪い言葉で言えば、もう保留資産化している団地でありますので、その辺の積極的な売却なりをする考えあるのか、その辺お伺いします。

町長： 今叶内議員が申された通りに内山団地も先程答弁にありましたけれども、あそこに定住する支援というもの、プラス10万円しております。ですから町外の方から内山団地に来た場合は最高で200万円という支援になる訳でありますけれども、環境というものを考えた場合に如何なものかというのものも、叶内議員のおっしゃる通りだろうと思います。あそこの課題を煮詰めた場合に今叶内議員が申された通り、非常に安価で坪幾らという世界でありますし、貸付けもあるだろうし、或いは後年度に負担してもらう制度もあるだろうし、1㎡100円で貸す方向もあるだろうし、或いはそれ以外の安価な考え方で提供するという思い切った事をしないとなかなかできないだろうということ、政策推進室の方にも私の考え方をまず出口の方から一つ検討して欲しいと申し上げておりますので、どういう方向に推進室の皆さんでまとめるか分かりませんが、まずそういう方法でいかないと、あそこの財産は宝の持ち腐れになると思いますので、今のご提言も吟味しながら取り組んで参りたいと思います。

8番： どうもありがとうございます。一つの方法としては土地の代金をゼロにするとはいかないでしょうが、定住して10年を目途にして、子供2人を生んで、そして舟形町に定住するという考えを行政で見定めたという語弊がありますが、認定したというような形になれば、その前の土地代金を返納して、そしてその定住した方の教育なり、子育ての資金に回して頂くという変わったアイデアもあって良いのかなと考えております。

それから第2点目に入ります。第2点目の第6次基本構想の中で色々なハード面の整備は、財政等の相談、実質公債比率との関係等で財政が潤す限りハード面の整備はできると思います。その中でソフト面についてお伺いしたいと思います。町長は出会い・ふれ合い・支え合い・結という大きな目標の下に第6次基本構想を策定して、そして実施にあたっておりますけれども、ソフト面での支え合い・ふれ合い・結ということを考えてみますと今年の冬は近年にない大雪の為に1人暮らしや高齢者世帯の皆様方には雪との戦いに大きな苦勞、また心配をおかけしている事も事実であります。町でも豪雪対策本部を設置して、そして高齢者住宅、1人暮らしの住宅の為に今まで雪に対する雪下ろしとか、除排雪に今までない、今までの2倍位の支援策を講じて参りました。その行政と一体となって、地域のコミュニティ力を生かした地域の支え合いの考え、どのような組織を立ち上げて、地域全体でコミュニティを生かした町理念である支え合いという構想がありましたら、お聞きしたいと思います。

町長： この出会い・ふれ合い・新たな結の創造、10年間の基本構想の舟形町のキャッチフレーズ、或いは基本理念となりますけれども「結」というものは、前に何回も言ったかもしれませんが、今の農村社会を形成してきた昔からこの「結」というものが農村社会を形成してきた基本であろうと思います。東日本大震災の教訓が、このお互いに助け合う心であり、支え合う心であり、そして家族の絆であり、そして地域の絆というもの、そしてもう一つは「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」への大変換するのが震災の大きな教訓であろうと私5つ申し上げておりますけれども、これを実行する為に先程、昨日も2番議員の質問にありましたけれども、地域づくりであろうと思います。これから基本構想を実現する上でやはり子育て支援、定住、或いは企業の誘致なり雇用の創出、そしてまた福祉・健康というものも大事でありますけれども、何と言っても地域づくりが行政と一体になった地域づくり、これが大きな要素であろうと思います。これは実施に対する支え合い、或いはまた地域をどうするかという支え合い、助け合い、そしてまた自助努力をこれからしなければならぬし、除雪の問題にしましても、今堀内地区の方にモデル的な除雪の試行方法もやっておる訳でありますので、お互いに支え合うというものをこれから町民の皆さんと一緒に実現しなければならぬだろうということ、まず地域づくりを目指して参りたいと思います。

が開催されております。同年には環境庁より地球温暖化防止活動の功績からエコ産業プロジェクト研究会が大臣表彰を頂いております。長年の研究活動により国では、平成14年1月に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」の一部改正を行い「雪氷」並びに風力発電などを新たに雪エネルギーとして位置付けられ、これにより平成15・16年最上地域プロジェクトワーキング、これは最上総合支庁の中で行われた訳ですけれども、活動に繋がってきた経過があります。利雪の新たな価値、効果について単に比較的なコストからの経済性だけでなく、自然エネルギー、地域資源としての雪の魅力や価値を、文化や教育の振興に魅力的な環境づくりなど雪国振興に結びつける取組みとしても検討して頂きたいのですが、今回の雪冷房システムの考査は、何処で、どのような形でなされたのかをお伺いします。

町長： それでは1番佐藤議員のご質問にお答えします。まず議会まち活性化特別委員会で協議されている議員の環境、或いは体制の改革、議員定数や報酬等の課題につきましては、議会内で議論して頂きたいと思っております。

まず町民の行政への参加、参画についてであります。ご承知の通りに舟形町総合発展計画を策定する為、町民の意見を聞くまちづくり意見交換会、平成21年9月28日の木友町内会を皮切りに全町内会で実施して参りました。まちづくり審議会は8回、アンケート調査も2回行いまして、町民から1,177件のご意見なり、ご提言も頂きました。さらに町議会による「舟形町活気あるまちづくり調査特別委員会」3回、全協でも1回開催し、ご意見、ご提言を頂いております。また女性代表者及び単位老人クラブ会長会議各1回、そして25名からなる舟形町総合発展計画策定委員会7回の開催、舟形町の将来や目指すべきまちづくりについて、町民から数多くのご意見、ご提言を頂きまして、第6次舟形町基本構想に反映した訳であります。更に各団体の会議や委員会が数多く持たれておりまして、色んな意見を場面、場面で伺っているところもあります。また一般の方々におかれましては、昨年も開催致しました、まちづくり意見交換会或いは若者、女性委員との話し合い、スポーツ関係或いは卓球大会などの各種協議、敬老会への参加など、その都度、それぞれの立場で意見を伺っております事をまずご理解お願いしたいと思います。

次に、市町村合併についてであります。叶内議員の答弁でも申し上げましたが、平成11年に強化されました財政支援措置法による国主導の「平成の大合併」は、合併特例法の期限であった平成22年3月末を以て終了されております。私は「最上がひとつ」になることを否定しているものではありませんが、しかしながら財政支援が大幅に削減され、電算システムの統合費用などの捻出や合併による特例期間後の地方交付税の削減などの弊害が叫ばれる中、喫緊に最上8市町村の足並みが揃うのは非常に難しいだろうと思っております。

国では、現在も各自治体の政策が尊重できる広域連携の推進や或いは定住自立圏構想による連携を推進しているところであります。これらに基づく広域連携が進められていくことと思っております。

次にスクールバスでの送迎による児童の運動能力が低下するのではないかとのご質問であります。小学校の統合によりまして、スクールバスで登下校する児童が閉校となる学校の児童数分だけ現在よりは増えて参ります。このことについては統合小学校準備委員会の学校環境整備部会でも話題に出されまして、停留場所の位置などを決める際に、そうしたことも考慮すべきではとの意見も出されております。今後設置される予定の跡地検討委員会での利活用とも関わることもあるかもしれませんが、児童の登下校での安全性を考えながら、地域子供会、或いは準備委員会で議論して頂き、配慮して参りたいと思っております。

また運動能力の低下については、学校でも体育の時間は基より、登校後の朝マラソンなど、現在も各学校で取り組んでおります。町でも社会体育担当を派遣して、陸上競技の指導を行っております。また毎年1月に開催している「新春なわとび大会」もこうした運動能力を競い合う機会などを設定し、児童のみならず町民の運動能力向上の機会をつくっておる訳であります。

統合後も、運動能力の低下することのないように、学校教育の教育課程や社会教育での行事への参加啓蒙を図りながら、運動能力の向上に務め、健康な町民づくりを推進して参りたいと考えております。尚、学校跡地活用検討委員会については、新年度予算に計上して進めていくこととしております。

次に舟形小学校への空調設備の導入に伴っての雪冷房システムの考査についてのご質問であります。昨年12月定例議会で文教民生常任委員会からの所管事務調査報告を受けまして、教育委員会で検討をさせました。その内容につきましては、本年1月10日の全員協議会でご説明申し上げたことと重複致しますが、改めてご説明申し上げます。

まず考査の視点は、教育施設であるということでありまして。そしてまた昨年3月11日の大震災での教訓

を踏まえまして、学校が避難施設としての役割を担っていることに鑑みまして、この度、舟形小学校の空調の導入を考えたところであります。

1番議員がおっしゃる通り、町は雪の冷熱エネルギーの試験利用を昭和62年から行って参りました。そして数々の研究成果を上げ、世界初の雪冷房システムを実現した舟形町でもあります。今日、脱原発の流れで自然エネルギー活用の開発推進が注目を集めまして、太陽光、水力発電、風力発電と並び、雪利用での冷房システムもまた、夏場冷房の代替エネルギーとして今取り出されています。町は、そうした面において大きな成果を上げて参りました。

この度の空調設備導入については、計画している冷房面積を網羅する雪冷房システムに置き換えて、概算で試算設計をした場合、総額5億8,700万円のイニシャルコストになります。また、一部を雪冷房システムにして子供の教育に役立てるにしても、町内には既に猿羽根山体験実習館の世界初の建設した雪冷房システムを教育的に利活用もしております。

また雪冷房システムは環境に優しい、ランニングコストが低いといった長所はありますが、この度のような大規模建物の冷房面積での実績が確立しておらず、実施するに実績が乏しい状況にあります。既存建物へのダクト配管に伴う施設環境の課題などもあり、難しいと判断したところであります。

更に先程申し上げました避難所との役割も担っている施設でもあります。昨年の大震災における燃料調達または長期停電は大変難儀をしたことは記憶に新しいところであります。現在、舟形小学校の暖房については床暖房施設で灯油と電気ポンプでヒートパイプを這わせた暖房設備になっております。灯油の調達ができなくなったり、停電した場合は稼動できない設備であります。

今日、蓄電施設の研究が進み、蓄電設備を導入する施設が見受けられますが、容量的にはまだまだ小規模で発展途上の状況と見ております。しかしながら蓄電の必要性は今後大変重要な課題であろうと考えております。

また、蓄電するエネルギーを太陽光に求めるのか、風力に求めるのか、水力なのかは、様々な選択肢や条件があると思いますが、避難所は今後、そうした蓄電を活用できる設備に移行させていく必要があることも含めながら、判断をしたところであります。

その他にも考査の視点は、ランニングコストなどにおける財政的な負担については3、4ヶ月の冷房使用期間の比較ではなく、暖房期間を含めた通年での比較を判断したことなど、今後のまちづくりの中で、いかに災害時に活用できるかなども配慮しながら、今回の方式を導入したことをご理解頂きたいと思っております。以上であります。

1番： それでは再質問させていただきます。まず始めに議会改革については、これからも議会内で色々と議論して参るつもりでありますけれども、当町では住民投票条例が制定されている訳です。この議会改革についても、議会改革をする者を議会人だけで果たして改革できていけるだろうか、ちょっと疑問に思う点もあります。こういう面を踏まえて、意見交換会や色んな場所での意見反映を町民から頂いておるということですが、なかなかその場に行けない町民も数多くいるかと思われまます。それどころか、そういう場面に出不れな町民の方が多いのかと思っております。そういう状況の中で8年前は新庄市との合併という形の中での投票になって、新庄市だけ合併では嫌だという感じで拒否されたのではないかと私は受け止めております。「最上はひとつ」になろうという意味で、合併についての是非を問うたものではないと私は思っております。そのような観点から、今現在改めて十年一昔と言いますか、8年過ぎた中で前の投票の有効性とは言いませんけれども、町長の考えとしまして今現在改めて住民に是非だけではなくて、色んな情報を提供しながら、多様な論点を提示して住民の選択として投票を通じて、住民の確かな気持ちを提示して頂くような考えはありませんでしょうか。

町長： 合併については今佐藤議員から色々お話ありましたけれども、8年前にしろ、4年前にしろ、ありますが、合併支持についても相手がいる訳であります。これまでの経過なども佐藤議員も色々研究なり、勉強されていたと思っておりますけれども、特に私が町長になってから4年前の9月4日に8市町村の記者会見がありまして、その時私は時期尚早であると申し上げておりました。その前段で最上の新庄の文化会館でかなりの大勢の方々が集まって色々各首長の意見を申し述べましたけれども、その時申し上げたのはこれから合併しようと思つて、地域力を発揮していかないとなかなか難しいだろうと。そういう意味で合併時期尚早と申し上げました。8年前はやはり時代の流れとか、或いは地方交付税が増えることで色々話題を喚起しましたけれども、現実は今、合併が国主導ではなくなった反省の中で考えてみますと、やはり

地域力というものが非常に欠けているようであります。正直言って。全国の町村会の中で、色々アンケートした市町村の合併者首長さん、或いは住民の意見などを参酌しますと正にその通りでありまして、4年前の合併にしても、当初は4つの市町村が合併しようということで任意協議会も立ち上げましたけども、1人が去り、或いは2人が去り、3人が去って、新庄が残ったという経緯を見てみましても、やはり地域の皆さんが非常に心配されることは地域力が非常に大きな要素であろうと思います。今ご質問のように、先程叶内議員にも申し上げましたけども、まず今8市町村が合併しようという気運はないようであります。そして、私の方からも進んで合併しようということは今の段階では考えておりませんし、先程叶内議員にも申し上げましたけども、最上はひとつになる手法というもの、やはりこれは合併した方がいいんだというものを目に見えるような形で、事業を展開しないとなかなか難しいだろうと今の現段階で考えております。

1番： 今現在最上管内は8市町村があり、その上に広域連合組織があって成り立っている訳ですけども、一般的に単純な考えから言いますと、その相対的な三角形を見ました所に、かなりの負荷がかかり過ぎていてのではないかと感じられる訳です。合併する事によってもう少し生きた税の使い方を町民の為に、市民の為に、国民の為にできるのではないかという考えから、合併という形を少し考えてみてはという形であります。また新庄市の財政難でありますけども、新庄市は中央であり、尚且つ重大事業である長期に亘っての土地改良事業がほぼ終了され、今新庄市はどんどん回復している兆しにあります。しかしながら我が町では、先程町長の答弁にありましたように、1,000町歩を100年で1人10町歩程の耕作をやるのであれば守っていけるのではないかというような答弁が先程ありましたけれども、それをしていく上にあたっては土地改良並びに土地改良区が、要するに堰を管理する、土地改良区が舟形町一本となって、少ない人数でも営農経営ができるような基盤作りの推進が必要不可欠だと思います。そういう意味で、ここに農業委員会の会長もおられますけども、最上では全町村で振興されているねぎ、舟形町のねぎ振興協会長であります加藤会長の意見も、できれば一言お聞きしたいのですけれども、許されれば町長の答弁と共にお願いしたいと思います。

町長： 農業委員会の会長からも後程答弁という要請ありましたけれども、私の方からは一つ、先程と重複するかもしれませんが、この最上はひとつを具体的にする為には、これまでも企業の誘致は、私も提唱して参りましたし、ようやくと言って可笑しいのですが、今仮称最上地域政策研究所、これが今年の7月から発足します。これは各市町村から2名ずつですから16名と最上広域市町村から1名、最上合庁から2名で、合計で19名の職員を毎月政策課題の為にやるということになります。一つ例を申し上げますと人口定住対策、最上地域の。或いは集落の対策。更に地域のブランド、それぞれの持っているブランドの構築ということと、それから人口の分析も致します。そういうもので首長だけが「ああでない、こうでない」と言ってもなかなか難しい訳でありますので、職員である程度の政策を纏めながら、そしてアドバイザーも受けながら年間を通じまして、年間の啓蒙を作って最上はひとつという目に見える形をやりましょうということで、これまでも4年間首長の方で色々議論をしながら、ようやく仮称であります、最上地域政策研究所を作りまして、そこから一步踏み出しましょうということで今進めておりますので、このテーマなり、或いは政策の分野も相当広範囲にあるようであります。これを一つ機軸にしながら最上広域連携を尚一層の充実に向けて参りたいと思います。以上です。

議長： それでは佐藤議員からのご指名がありましたので、加藤農業委員会の会長答弁をお願いします。

農業委員会会長： 私から土地改良事業と致しましては、基盤整備の拡大とか農地の利用集積が進んでいかなければ駄目だと思っております。そしてまた、ねぎは水田の畑地化などがありまして、その為には今年から始まります人農地プラン、マスタープラン推進を進めていきたいと思っております。以上です。

1番： 確かに合併が一本筋ではないことはよく分かります。一番大事なのは8市町村連携を持って一丸となって、地域づくりを目指すのが大切だと思います。これからも町長の今まで続けてきた手腕を生かして先導となって、8市町村をまとめ上げて最上の人間が幸せになれるような地域づくりを更なる期待をしております。

質問変えて次に移らせて頂きます。時間が無いようですので雪冷房の件に移らせて頂きますけれども、先程ご説明あった通り、12月の全協で初めて増設する考えと更なる今の暖房がある上に、保護者から要望があることを踏まえて冷房を考えた時に今現状としては冷暖房一体化の機械という形の中のご説明がありました。しかしながら雪利用については、21年9月の定例会の一般質問並びに3番議員である佐藤議員の

昨年9月の定例会でも、強く、強く一般質問の中でされております。それ故1月10日の答弁内容には、答えがこうでした。教育委員会の答えとしては、大きい施設への雪冷房の実例が見当たらないので調査していませんでしたという質問で、その上にもう一回よく計算をして下さいと再質問して持ち帰って頂いて、試算をして頂いた訳です。しかしながら今現在、日本の中で言えば170余りの雪利用事業団体があります。大小踏まえて。その中で学校施設、小学校等に取り入れたのが新潟県の安塚小中学校の中で、平成14年にエネルギーと認定されたその年から直ぐにやられている訳です。更には隣、秋田県星陵学園高等学校で、莫大な雪を溜め込んで学校の雪冷房に使っております。という形の中で色んなずれがあります。直近では千歳空港に700万tの雪を貯蔵して、お金に換算しますと6,000万円の経費が浮くそうです。雪を利用する事によって。そういう試算をしながら数々の導入の実例があるにも関わらず、何故にして質問に対して検討しなかったという答えが返ってきたのか、それについてお伺いします。

町長： 今の件については、この前の1月、全協の時にもお話しましたがけれども、改めて教育委員会からの見解をお願いしたいと思います。

教育長： 新しい小学校の雪冷房システムと、うちで考えていました冷暖房の関係で、空調設備の説明の中で十分、皆さんにご説明が行き届かなかったことについては、改めてお詫び申し上げたいと思います。今回の質問でも、その雪冷房システムについての考え方として質問あった中、考査する期間については十分、私達の中でも各自治体での採用判例という所は詳しく調査する手段を講じて来なかった事についてはご指摘の通りであります。その後指摘された中で期間が僅かでありましたけれども、今ご指摘ありました所についても資料等集めながら考査させて頂きました。ここで十分配慮して頂きたいのは、今回の学校の増築するにあたりまして、その改築する費用、予算的なものを十分検討した上で、そういうものも導入しなければならないのではないかなということがまず前段にありました。そういう所を総合的に判断する中でより良いもの、もう一つは財政的な負担をかけないということと、また年間のランニングコスト等を考えて、後年度にも負担がかからないようなやり方ということで、考査の中で十分検討させて頂きました。そういう中で先般の1月10日、全協の時に私達でご説明させて頂いた内容になってきた所であります。また、この所で大きく皆さん方と見解が違うとご指摘されている中味では、一つは雪冷房の実践例を舟形町が世界に先駆けてきたことについては、やはり誇りを持って導入することについても検討してきた所でもありますけれども、再三お話ありますように、それらを設備する段階で、増築の期間等が私達の先程言いましたように、当初から雪冷房を導入するという考え方で来てこなかったという経緯があります。期間的にそれらの考査がなされていないこともあって、予算の計画でも財政計画の中で、それらを導入する部分の財政計画を持ち合わせてなかったものですので国県の現行の補助金を活用していく考え方を全体に持ったものですので、そういう考え方に立ってしまったということがありますので、そういう所を十分ご理解して頂きながら、予算の範囲の中で私達も十分検討したことに結論付けになってくると思いますので、その点ご理解して頂ければと思います。

1番： 舟形町に雪は永遠と降り続きます。暖房の新しい機械に関しては耐用年数あるかもしれませんが。しかしながら、壮大な雪ピットを建設し、その耐用年数は40年、50年、60年とも言われております。そういう中で長期に亘り、見た場合にはコスト面ではなく、やはり今の自然エネルギー、こういう状況の中で生きた学習資材として、子供達に色んな創意工夫を充てる為にもこういう課題は是非前向きに検討してもらいたいと思います。雪がエネルギーとして求められたその道筋には、ここにおられる高橋総務課長並びに室蘭工業大学の媚山教授と共に舟形町を中心として、長きに亘って研究、実験の結果を論文として発表され、それが実績と認められエネルギーに昇格したという形での位置付けに私はされていると思っております。今教育の中でありましたけれども、今回の件に関して庁舎内でのエキスパートである方と相談なれませんでしたか。

町長： 今庁舎内での検討というご質問ですか。

1番： 高橋課長は長きに亘って、この雪の実験段階からエネルギーに進達してもらおうまでずっと努力してきた訳です。いわば教育委員会の皆さんよりも遥かに知識と人脈がある訳です。その中で雪冷房導入の件を言いましたかという質問であります。

町長： 教育長から。

教育長： どれ程の指導をうちの方で受け入れるかということについて、若干の問題点があるかと思っておりますけれども、これらの導入についての資料とか導入方法とか、何かということについてのお話という

所では総務課長からの方も色々な形でご指導して頂いたものという形に思っています。

1番： 時間もありませんけれども、今何を言わんとするかと言えば、学校の統合の問題で増設、雪冷房導入というものについて、準備検討委員会の中には1回目、2回目の中には提議されておらず、3回目辺りから提議されたと初めて聞いたから当惑していますという意見も聞いております。こういうものについてはいち早く情報を提供し、ノウハウがあれば庁舎内で意見を交し合って、より良い発展の為に検討すべきではないでしょうか。一般の会社であれば情報を共有しながら、より良い結果を出す為に色んな知恵を出し揃って頑張ると思います。そういう面で町政繁栄の為に自分の所だけでかかるのではなくて、意見を交換し合いながら職員同士での更なる発展を願っております。宜しくお願いします。終わります。

議長： 以上を以て、1番佐藤勇君の一般質問を終結致します。

9番： まずもって奥山町長の2期目の当選誠におめでとうございます。町民が安心して暮らせるまちづくりに向けまして今後共スピード感を持って、町政執行に取り組んで下さるようにご期待を申し上げます。それでは私から通告の通り「宿泊型の多目的施設の整備を」という主題で質問を致します。

舟形若あゆ温泉も平成5年開業以来20周年になろうとしておりますが、これまで幾度かの改修や第2源泉の掘削を経てリニューアルオープンし、広く県内外にも愛好者も多く順調に業績を上げていることに対しては振興公社職員をはじめ、関係各位に感謝申し上げますと共に、昨年の東日本大震災の余震により崩壊した法面の復旧工事の完成が待たれるところであります。

温泉の周辺の施設整備においても、グランドやテニスコート、コテージ村は基より、遊具場やグランドゴルフ場の新設等、町内外の交流の場として広く利用されているようです。今後ともこの若あゆ温泉を軸にして交流人口の拡大を計るという観点から温泉に併設した形での宿泊型の多目的施設の整備が是非とも必要であると考えます。

現在のところ宿泊を伴う研修会の開催、各種大会、イベントの開催を行っても、参加者はもとより、招待者、関係者の宿泊さえも近隣町村のホテル、或いは温泉地の利用をしているのが現状であります。これでは、町に対する印象度がまるで少なくなってしまう。やはり旅の疲れや仕事の疲れを癒す為に泊まった宿での料理や温泉といった思い出が町のイメージとして残るのではないのでしょうか。町長が提唱する6次産業化の受け皿としても活用できますし、開発した特産品の提供や販売の場としても有効に利用できると考えます。また、町内においても地域行事の反省会や祭事の宴席など、四、五十名程度の会場設定においても町外の利用が殆どであります。

人口減少社会において、需要があっても民間では大きなリスクを伴う部門を行政がリードしながら運営方式を模索していくことも一つの住民サービスではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

町長： それでは9番八鍬太議員の質問にお答えします。

お蔭様をもちまして、若あゆ温泉につきましては多くのお客様からご利用頂きまして、県内でも利用者の多い温泉であると思っております。しかしながら、今年度は3月11日の大震災、或いはその後の余震による法面が崩落するなどの影響で約1ヶ月間の休業を余儀なくなれたこと、或いは夏の猛暑、冬の豪雪、更には福島原発事故により予想以上に集客が落ち込んだように思われます。その中でもコテージを被災者支援として提供したこともありまして、コテージの宿泊では昨年と比べ大幅な伸びを示しているところであります。今年2月末日の決算見込みになりますが、今年度の温泉利用では12万1,130人、コテージ利用では9,140人、売上としては温泉が7,639万円、コテージの売上が3,448万円を見込んでおり、温泉収入は対前年度で12.5%の減になっております。逆にコテージ収入は71%の増という見込みを今立てているところであります。

八鍬議員の「交流人口の拡大を図る為に温泉に併設した宿泊型の多目的施設を整備する」という提案であります。今最上地方では宿泊施設を併設している温泉施設としては、真室川の「梅里苑」、大石田の「あったまりランド深堀」、尾花沢の「ホテル五所山」、JR東日本と提携している金山の「シェーネスハイム金山」が挙げられますが、いずれも経営的には厳しい状況にあるとお聞きしております。

その原因は、山形県には古くからの温泉場や湯治場があり、多くの旅館、或いはホテルがしのぎを削って集客に努めていること、或いは旅行形態の多様化などでビジネスホテルなどの利用もあり、公的施設に宿泊する人数が減っていることがあるようであります。また人件費を抑える為にパートによる接客を行っているようですが、ノウハウが民間に比べないということと、人件費の固定化がありまして、利用者の減少に伴いまして経営が圧迫され、施設の廃止や民間への売却に至ったと思われまいます。こうした中で新たに

宿泊施設を温泉に併設することはやはり利用者の問題、収益性の問題もあり、経営が芳しくなければ、住民サービスとは言え、多くの税金を投じなければならないというリスクがあると思います。こと慎重に対応する必要があるであろうと思います。公共の宿といった場合、石炭から観光へという北海道夕張市のリゾートホテルや閉鎖した「かんぽの宿」、近くでは最上町の「保養センターもがみ」の民間への売却などの例があります。いずれも当初の誘客数が見込まれず、経営不振による閉鎖、或いは民間へ経営を委ねるという結果になったと思われます。舟形若あゆ温泉は日帰り温泉として、近隣の温泉場に行かなくても舟形町で入浴できる施設として町民の要望に基づき整備したものであります。またパブリック施設ならではの低料金の設定、或いは多様化する旅行形態の中で、家族単位やグループ単位での宿泊に応える為に最小限の施設としてコテージを造った経緯があります。

宿泊できる施設としましては猿羽根山の体験実習館があります。昨年7月から指定管理者となっているNPO東北エコリサイクルネットワークでも施設の利用拡大、或いは収益向上の為に宿泊研修の会場として、また山形のホテルで提供している料理を当館で提供し、祭事、或いは仏事も含めて利用できるような企画を進めているところであります。また舟形町では会食のできる店として10の飲食店があります。うち50人以上利用できる店が長沢地区で2店、舟形地区で1店となっています。一方、温泉でも一昨年度から本格的に宴会を受け入れております。平成21年度が115組、1,862名、平成22年度が96組、1,943名、平成23年度では現在まで100組、1,926名の方々に利用をしてもらっていることも事実であります。このように飲食店の営業やNPOの取り組みがある中で、やはり宿泊施設の整備につきましては、繰り返しになりますが、利用者の問題、投資効果、飲食店との関わりなどについて総合的に検討していく必要があると思います。

具体的には、今年1月に「民間資本、ファンドの活用」というテーマで三菱商事の国際戦略研究所のアドバイザーを町に招へい致しましてご講演をして頂きましたが、この講演を機会に「民間ファンドの活用」を見据えた学習会を立ち上げまして、舟形町の自然、或いは地理的条件、施設の利活用も含めて計画、提案をして参りたいと考えているところであります。今八畝議員のご提案頂きました件についても、テーマの1つとして考えております。また町の観光審議会でも1つのテーマとして審議して頂きたいと考えております。以上であります。

9番： 今の答弁の中には、北海道の夕張市のリゾートホテルでありますとか、かんぽの宿と言った名称も出てきた訳でありますけれども、極めて否定的な答弁の内容だったかなと思います。一つ残念に思う事は収益性、商業経営的な観点での答弁に終止したのかなということでもあります。確かに経営収支ということを考える事は当然でありますけれども、国で言えば迎賓館と言いますか、例えば適切でないかもしれませんが、町にとって大切なお客様の接待或いは社交の場としての機能を持つ施設が今はないというのが現状ではないかと思えます。例え規模が小さくても、舟形町のイメージを強く記憶してもらう為に接客の場が必要ではないかと思えます。コテージ、或いは実習館という話もありますけれども、町にとって重要なお客さんが来た時に町長は自信を持って実習館に泊まって下さいと言えますか。今実習館は冬期間閉鎖である訳でもあります。如何いかがですか町長。

町長： 昔は宿泊施設と致しまして猿羽根屋旅館、或いは伊藤屋旅館、一遊館ということで宿泊施設もあった訳でありますけれども、今現在最上地方の旅館、ホテルを散見致しますと大分減っておるようであります。赤倉温泉、瀬見温泉に然り、最上町でもこの5年間で10件近くのホテル、旅館が閉めています。宿泊型の建設するにしても、やはり舟形町の観光という面をある程度、構築していかないと収益性云々では良い訳ではありませんけれども、やはり費用対効果の面も当然考えなければならないだろうと思えます。今農業振興なり、今色々な子育て支援とありますけれども、もう一つの例と致しまして観光産業がある訳であります。第6次基本構想の中でも観光産業で6次産業も含めて今提案しておりますけれども、なかなか観光産業という面がまだ一歩前へ進んでいかない状況が舟形町の現状であろうと思えます。最上地方の観光をというものをした場合に、平成21年度で277万人来ているようであります。舟形町ではそのうち第4番目であります。24万人位の方々が県の資料によりますと22年度にあるようであります。この交流人口そこに含めると約30万人が来るのかなと思えますけれども、この舟形町の観光の現状は、点在はしておりますけれども、なかなか線が結べられないのが一つ大きな要因ではないかなと思えます。採算性というものに固執する訳ではありませんけれども、今議員提案のような宿泊型をするにしても観光産業をもう少し掘り下げながらしていかないとなかなか難しい面もあります。今、6次基本構想の中でもこの歴史的なルートというも

のと小国川の観光築場、建設も提唱しておりますので、その辺も大きな意味で猿羽根山、或いは若あゆ温泉あり、そして観光築場ありという大きな3つがリンクしたようなもので宿泊の施設も検討する意義があるのではないかと私は考えています。

9番： 今の町長の答弁の内容からしますと、町長も必要性というものは十分に認識しているのかなと思います。冒頭にも申し上げた訳ですけども、若あゆ温泉周辺は近年に色々な施設、或いは工房ですとか、事務所等も張り付けまして、町内外の交流の場として定着しつつあります。その中で、県民ゴルフ場も隣接している訳です。こうした恵まれた条件の中で交流人口の拡大という観点の中から質問している訳ですけども、まず宿泊施設は当面無理であろうという考えだとすれば、交流人口の拡大というビジョンを町長はどのように今後、お考えでしょうか。

町長： この若あゆ温泉については山形県の町村会の中で、ある首長さんが奥山町長の言う事で色々お話する中で視察に来たそうであります。「素晴らしい施設を町長持っているのですね」ということで私もそれなりに色々お話ししましたが、これは大江町の渡辺町長です。あそこも柳川温泉ということでお湯が出なかった町であります。そんな事で私と任期も近いものですから色々お話ししたのですが、その中で若あゆ温泉がリゾートということで、県民ゴルフ場もありますのでたいしたもの。ご質問の中で若あゆ温泉を中心として人口を増やしていくことは第1点だろうと思います。それから県民ゴルフ場と若あゆ温泉の連携した取り組みがまだまだ足りないように思います。これもある程度振興公社にも申し上げておりますけども、もう少しお客さんが来れるような仕組みも必要だろうと思います。それからコテージの利活用も、もう一歩やっついていかないと交流人口は結び付かないと思います。今大体9,400人とありましたけども、前も大分入った関係もあります。その辺の具体的なコテージの利用、或いはあそこの下にありますレストランの利活用も一つのメインであろうと思います。それから何と言っても史跡、或いは歴史探訪が先程言った通りにまだまだ足りない。折角芭蕉の「南に近し」というものも立ちましたので、そういう面から羽州街道の跡地をリンクしたような長沢和紙もあるので、それを一つのルートとして考えていかないと、なかなか観光の人口が増えないだろうと思います。交流人口の中でも今支え合っているのが、まんさくも大分人口的に増えているようであります。教育的な旅行で五橋小学校、或いは今叶内議員も一生懸命やっております旅行も噛み合わせていながら交流人口の拡大、交流人口の拡大は人口1人が増える、1人が減るということが交流人口20人で1人の人口を支えているというデータもありますので、くどいようですが、収益性は固執する訳ではありませんけども、まずそういう面での交流人口なり、観光人口の拡大が宿泊施設に結び付ければ大変ありがたいと、そういう目的でこれから推進して参りたいと思います。

9番： 町内の観光資源が点在しているという答弁でありましたけれども、ここに岩手県の葛巻町というような町のパンフレットがあります。議会でも昨年視察をした訳ですけどもこの町は町そのものが株式会社のようにありまして林業公社、或いは畜産公社の殆どが町介入の事業施設で成り立っています。この葛巻町においても交流施設と言いますか、こういうものは2つ持っているんですね。そういう意味で町内の観光資源というもの1ヶ所に纏めるという町長の考えがあるのだとすれば、是非参考にして頂きたいと思います。先程、今年度の温泉の決算見込みという数字があった訳ですけども、ここに去年の振興公社の経営状況の報告資料を見てみますと、去年は温泉売り上げ、コテージ売り上げ合わせまして1億761万円だと思えます。先程の数字をトータルしますと1億1,087万円で326万円程増加していると思える訳ですけども、こういう理解でよろしいのでしょうか。

それは置きまして、この若あゆ温泉は先程日帰り温泉だという答弁がありました。しかしながら今温泉全国的に広がりを見せているのは所謂スーパー銭湯というものであります。今後一つの資料があるんですけども、ただお湯に浸かって帰るのではなくて、例えばボディケアでありますとか、或いは垢すりマッサージ、或いはエステというか、そういうものを取り込んだスーパー銭湯の展開が今主流であります。振興公社の社長もいる訳ですけども、のんびり構えていますと忽ちお客さんがいなくなるかもしれません。そういう中で、先程三菱商事の国際戦略研究所アドバイザーによる民間活用を見据えた学習会の立ち上げという話がありました。これについてももう少し詳しくお聞きしたいと思います。

町長： 今の若あゆ温泉の現況と申しましょうか。この入客の人数関係については社長もおりますので、社長の方からお願いしたいと思います。現実としては年々減っている状況にある変わりはないようです。後は三菱商事の国のファンドでありますけども、これは24年度から始める国の施策であります。これを産業振興課長から一つ答弁させますので、宜しくお聞きしたいと思います。

副町長： それでは先程来、町長から色々分析されてる訳ですけども、この間3月5日に取締役会を開催しまして、先程の数字決算の見込みを立てたところでございます。私も社長として一番責任を感じる所は絶対赤字をしてはならないことであります。赤字をすることは町の予算なり職員の賃金カットなり、そういう事に発展する訳でありますので、町民の皆さんに大変申し訳ないということで、まず赤字にしてならないことが第一であります。あと日頃職員に言っておりますのは、お客さんを増やさなければなりません。お客様は神様ですという立場で接客なり快く温泉に来て頂く、泊まって頂く、そういう接客を徹底して欲しいと。先程八鍬議員がおっしゃるように、また来て頂きたいという施設なり、お客さんの接客なりをしていかなければならないと考えています。

売り上げの関係でありますけども、先程八鍬議員がおっしゃるように3,200万円位のプラスの決算を見込んでおります。ただ、その分析をしてみますと先程来答弁してますように、今回の温泉の方は1,000万円位の赤字と、しかしコテージは1,400万円位のプラスであります。このプラスの要因は先程もお話していますように福島からの被災者、福島県から1人1泊5,000円の補助がある訳です。それを受け入れた関係で1,993万円の増収になっております。その福島関係だけです。1泊5,000円。これを23年度のコテージの収入が3,448万円でありますので、それから差し引きますと570万円位の赤字になります。福島からの1,900万円除きますと、その辺は福島から来ているコテージ関係で一般のお客さんを断ったという例もある訳ですので、そっくり1,900万円がマイナスという訳にはいかないと思いますけども、しかしいずれにしても大変厳しい経営状況であったなと思います。その理由も先程色々申し上げましたように、震災による1ヶ月位の休館もあったし、暑さ、寒さもありましたでしょうし、トータルしますとその福島を除けば1,600万円位の赤字だったかなと非常に厳しい取締役会でも反省をしたということでもあります。この経営は、来年度、絶対赤字にしてはならないということで、徹底した個別訪問なり、イベントの開催なり、今ご提案ありましたエステなり、そういうものもやはり若者対象の色々な面も検討する必要があると思いますので、その辺は宿泊施設も含めて今後取締役会なり、観光審議会なりでご検討頂きながら、そして色々なアイデアを皆さんからも頂戴して賜りたいし、その辺を検討させて頂きたいと思います。

産業振興課長： ファンドにつきまして説明申し上げたいと思います。ファンドにつきましては2つ今進んでおります。一つが水産業、加工部門それから販売部門、そういった6次産業進める為に一つが政府ファンドと、それから民間が合わせて、そして地域で進めようとする、今申し上げました6次産業に投資をするというファンドが一つあります。これは平成24年度から200億円農水省の方で予算を取っている事業でありますけども、これにつきましては振興公社でこういう施設を作りたいですと。その為にこれ位のお金が必要だと申し込むような形で公募という形取りますので、私達は応募していくと。そこに対する資本になる資金ですが、先程言いましたように国と民間の企業の方からファンド投資という形で援助が受けられると、支援が受けられる制度であります。ただし、その際必要になってくるのは、経営は大丈夫なのか、それから投資してその見返りはあるのかといった審査基準は出てきますので、そういった事でチェックなり、審査が入ると。ただその後にはファンドという言葉使っていますけど、経営も含めて専門家によって経営も指導して頂けるという新しい制度が今回24年度からスタートするのが一つであります。それと今農林省の資本ファンドと言いましたけど、それとまた別個に企業だけ仕組みは全く同じでありますけども、企業だけのファンドもありますので、この2つを前提にしてできるだけ外部資本を持って来れるように、また経営もうまくいくような事で検討していく必要があるかと思っている所でございます。以上、ファンドにつきまして簡単ですけども、そういう内容になっております。

9番： そういう取り組みをしているということでもありますけども、是非とも良い結果に結び付くように期待をしたいなと思います。誘客ということで一つの例ですけども、あそこには果樹園もあります。話を伺った所によりますと、30a程あるということですけども、現状というのはどうなっているのでしょうか。例えばですね、これを有効利用することでオーナー制と言いますか、お金を貰ってするのではなくて、その成長、或いは収穫までの工程をオーナーに見に来てもらうと、その為に2、3年宿泊をした形で、自分の果樹を見に来てもらう。そういう形での誘客も一つの企画ではないかと思えます。その辺今の果樹園の状況というのはどうなっていますか。

町長： 豊岡副町長の方から、一つ現況を兼ねて答弁させます。

副町長： 確かにあそこに果樹園がありまして、今後果樹園につきましても補助事業で対応した果樹園がありますので、それなりの管理をしなければならぬという義務もある訳です。色々植栽した当時は、さ

くらんぼなりラフランスなり色々な種類の果樹もあった訳でありますけども、今現在、収穫可能なものはリンゴだけであります。これについても先般の取締役会で今年の収益は78,000円位しかないということで、管理の不徹底も確かにあります。専門的な職員もいないこともありますし、なかなか管理できる技術者もいないということで78,000円位の収益と。しかし昨年は20万円程の収益あった訳ですけども、その辺も色々技術的に勉強させながらしていきたいと思います。オーナー制についても、以前その話をご提言頂いた経過もある訳でありますけれども、その辺も色々検討させて頂きながら、幾らかでも収益になるような利用の仕方も取締役会なり、職員なりと相談してみたいと思います。

9番： 有効的な利用を図らなければ、ただの無用の長物になるのではないかと思います。今技術的に管理をする人間がないというのであれば、景観的にもかえってあまり良い印象を与えないのかなと思う訳です。であればそれを転用して公園にするのも一つの手かなと思う訳ですけども、ここに農業委員会の会長もいますけども、あそこは果樹園ですから、農地になっているのでしょうか。農地ということであれば転用にはそれなりの手続きが必要なのかなと思う訳ですけども、その辺も是非お考えを頂きたいと思いません。

次に、6次産業化の受け皿、或いは町で進めております特産品開発の受け皿という観点から提供、或いは販売の場としての施設活用ということをご提案した訳ですけども、東京都内でのアンテナショップ、或いはコンビニでの売り込みも一つの戦略であると思います。また反面、町に誘客をしますか、お客を呼び込んで特産品のPRをすることも一つの考えではないかと思う訳です。そういった意味で、舟形の物だったらあそこに行ったら大抵のものは見れる、味わえるというそういう機会の設定を今後考えて頂きたいと思う訳です。如何ですか町長。

町長： 今6次産業ということで、産業振興本部会議ももう3年目になりますけども、この考え方は6次産業を据えましょうという考え方です。農協さんのアイデア、商工会のアイデア、観光協会、13団体のプロジェクトも提案型で、その提案に対しまして最高50万円という支援を制度しておりますけども、1次産業は生産者が納入する訳ですけども、2次、3次の加工等それから販路というもので幸いにして一昨年でしたか、農協さんでまんさくに加工所の設置、そしてまた商工会の観光情報館でありますけども、今アンテナショップ関係も今度ようやくと言うか、観光情報館がネットの中心になりまして、まんさくさん、一般の農家、或いは農協さんというものを東京の方に、それをネットで売り込んでいくという方式も編み出して参りましたので、まずとにかく観光情報館とか農協さんのタイアップも一番ネックになっておりましたので、ようやくこれがなりましたので、これにまず期待を申し上げたいと思います。

あとはやはり大企業と申しませうか、民間の有数な方の知恵をお借りして、この販路の拡大というものも一考ではないかと今思っております。いずれにしましても、産業振興本部を核にしながらかこの6次産業或いは加工、それから販路の拡大を目に見える形で、今度24年度以降していかなければならないと今思っている所です。以上です。

9番： こうしたものこそ今後一つの商品と言いますか、或いは産業として商業ベースに乗せていかなければこれまで多くの人材、或いは資金を講じて取り組んだ結果が無駄になるというように思う訳です。是非ともその辺を考慮して頂きたいと思いません。

次に、町長がいつも舟形町の日本一ということで縄文のヴィーナス、或いは小国川の鮎が挙げております。2月17日でしたか、山新の記事等を見ますと縄文のヴィーナスも発見から今年で20年ということだそうでありまして、多彩なイベントも企画されているようであります。また小国川におきましても例年のように、色々なメーカーさんの釣り大会が開催されまして、多くの方がこの舟形に来る機会が設けられているようでもありますけども、こうしたきっかけをしっかりと利用して頂いて、帰りにはどっさりと重たい位の舟形町を持って帰ってもらおうと。そんな交流のできるような多目的施設のある温泉であれば有効活用が可能であると思う訳です。その他にも町長色々なイベントを企画しているようでもありますけども、そうした参加者の受け皿については宿泊施設等もきちんと絡めて企画を進めているのでしょうか。

町長： 今9番議員が申された通りに、お客さんが来た方々をいかにして、この舟形に滞在して頂くかというものが大きな課題であります。松橋のわらび園でも挨拶しましたけども、わらび園で汗を流してゆっくりお風呂に入って、日本一の若鮎を食べて下さいということでもありますので、その辺の面で9番議員提案の宿泊型施設、運営方式というものをどうするかと、後は観光産業をどうするかが一番大きな課題であります。運営方式さえしっかりすれば、私は大丈夫だろうと思いません。

9番： 是非とも町長の言う、新たな結の創造に向けた施設の整備をお願いして終わります。

議長： 以上を以て、9番八鍬君の一般質問を終結致します。

ここで午後1時10分まで休憩を致します。(12:05)

議長： それでは休憩前に復し会議を再開致します。(13:11)

日程第2

議長： 日程第2 議案第3号 平成23年度舟形町一般会計補正予算(第7号)を議題と致します。朗読説明願います。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑につきましては頁款項目を名言され、できるだけ簡潔にお願い致します。最初に歳入について質疑を許可します。

2番： 14頁の歳入の町税の町民税で法人町民税1,593万5,000円の増となっていますけども、具体的にどこの法人なのかを教えてくださいと思います。

まちづくり課長： 法人町民税の主な所3法人ありまして、キリウ山形と徳洲会、それからJA新庄もがみの3法人の増収によるものが殆どになります。

2番： その会社の先は分かりましたけども、当初から見ると1,600万円程増えたからよろしいかと思えますけども、この辺が当初から想定できなかったのかどうかお伺いします。

まちづくり課長： 法人税につきましては、この3法人とも3月31日が決算で、5月末までの申告になっております。前年の精算が5月末までの申告になりますが、その半分を11月の中旬に納付する事になります。従いまして昨年の予算の編成時には、その前の年の5月の申告の確定が分からないということと、その後の中間の納付の状況についても、リーマンショック、そういったもので想定がなかなか難しいという状況もあります。そういった事がありましてぎりぎり前回の12月の時にも申し上げましたけども、法人の関係については見通しが難しいこともあり、景気に大きく左右されるということもありまして固めに見積もっているということで今回このようになりました。特にキリウ山形につきましては、エコカー減税とかそういった事もあり、国の政策にてこ入れがございまして好決算になったということでございます。

2番： そうしますと、この法人税等についてはなかなか先が見えないということで、毎年このようなかたちで発生するとの理解でよろしいですか。

まちづくり課長： それについてはちょっと先の読み方が難しいんだろうなと思えます。特に法人税につきましては色々設備投資をしますとその分が当然収益から減額される訳ですので、投資の状況とそれから売り上げ、そういったものを勘案しながらしなければならぬということになりますので、21年頃には逆に最終的な決算で戻していると、還付の形になるという場合がございますので一概に毎年この位が補正の財源になるとはならないと思えます。

2番： 私が質問したのはその現在の経営状況の中で、先が見通せないということは十分分かります。そういった中でこのような事が毎年発生するのかとただ聞いているだけなので、簡単に答えてもらえれば十分です。

まちづくり課長： 毎年発生するかと言いますとそこら辺についてははっきり申し上げられませんが、特に舟形町の法人税の場合、今言った大きい所がこの3社でありまして、他の法人については均等割が殆どの会社が多いこともありまして、この3社によって大きく左右されますので、確実にこれ位出るかということになりますとはっきりしませんけれども、私達の方ではある程度の法人については下ぶれになっても歳入欠陥にはならないように見込んでいるつもりであります。

8番： 21頁の上段の寄附金についてお伺い致します。ふるさと応援寄付金222万4,000円の内容お聞きします。

まちづくり課長： これにつきましては「ふるさと納税」ができるように平成20年頃になったと思うのですが、その時都会の方が自分のふるさとに納税額を分けて収めると言いますか、そういった制度ができた訳です。そういった事でこのふるさと納税の金額になります。今回の補正につきましては当初50万円程見ておりましたので、それに222万4,000円が最終的には入ってきたということになります。ふるさと納税につきましては、舟形町の場合は納税された方がどういったものに使われているかということをお示しする為に、1月から12月までの1年間に入ったものを一旦3月で寄附に積みまして、翌年度にそれを取り崩しまして充当していると。各納税者の教育に使って頂きたいとか、観光産業の振興に使って頂きたい

とか、そういった目的別に希望を伺っておりますので、それに基づいて振り分けをしておりますが、それらのふるさとを応援する為のふるさと納税の金額になります。ちなみに1月から12月までは71件の件数の合計であります。

8番： 納税者の件数は71件とありますけども、これ20年度から始まった新しいふるさと納税制度でありますので、毎年希望している方は何名いるのかその辺お伺いします。

まちづくり課長： ちょっとその辺は整理しておりませんが、当初は最初の年は121件程ありまして562万8,000円程ありましたが、だんだん少なくなりまして景気も悪いこともあろうかと思いますが、21年が83件、22年が66件、今回が71件で大体同じような方々から殆ど頂いているということで、今後そういった掘り起こしてみますか、PRに努めていきたいと思いますが、大体の方は毎年して頂いている方々であると見ております。

8番： これについては各市町村でも結構色んなパンフレットなりを作成しながら、一生懸命寄附する方の掘り起こしに一段と努力している町村が多々ありますけども、舟形町の場合当初の目標が53万円程、50万円ちょっとという形ではありますが、もう少し目標を大きく持ってパンフレットなり、それからまた舟形町に来た交流事業の中でも広く終始徹底しながら、これも町の貴重な財源でありますので、その辺の極め方どのように考えて、またどのように考えてこれから進めていくかお伺いします。

まちづくり課長： 東京の方の都市交流の時にふるさと納税のパンフレットをその一角に置いたりしまして、それで交流事業の時にそういったふるさと納税をお願いしますということをやっておりますけれども、大々的にPRをして納税して欲しいというPRが若干少なかったとは反省をしている所ですが、パンフレットを今回の大震災の関係で5,000円を除いた残りが税金の控除になる訳ですけども、それが2,000円に下がりまして、そういったPRも含めまして個人納税者の方に不利にならないようにということで、町の方では町のPRと兼ねて5,000円分の農産物等を希望によって送っておる訳ですけども、そういったPRの税金控除の関係もありますので、24年度についてはパンフレットをリニューアルし、PRをして参りたいと思います。

4番： それでは14頁、たばこ税についてお伺いします。この200万円という金額ですが、定期に入ってくる時が決まっているの今回補正の額の200万円でしょうか。それともある程度纏まったから200万円を歳入に入れるという措置でしょうか。

まちづくり課長： たばこ税については、たばこ会社から舟形町でたばこの売り上げた本数に基づいて、3級品とそれ以外の部分で単価が違いますけども、その申告に基づいて入ってきているものであります。今回の補正については3月末までのものを見込んでの200万円は、当初の予算の1,200万円に加えて200万円は多く歳入されるということで見込んでいる所であります。

4番： その点については分かりました。近年禁煙ということで、大分禁煙される方が多くなってきておりますけども、その禁煙される方による影響、こういったものが町税収入に影響してきていると感ぜられるような状況ですかを次に質問させて頂きたいと思っております。

まちづくり課長： この禁煙等の普及等によりまして、かなり影響があります。相当前にこれは予算的にも2,000万円以上あった税目ですので、それが今は1,200万円台まで落ちた訳ですけども、22年10月にたばこが300円から410円程になりました。その時に税率もアップした訳ですけども、それとその値段のアップによって売り上げは減少することがありましたけども、税金のアップ等で今回売り上げが減る中での増収になったということでございます。

4番： そうしますと、私他の町村へ行って感じるのですが、例えばコンビニなどに寄りますと、たばこを買って行かれる若い方が多いです。先程1回目の質問の時にその町村で買えば、その町村に入ってくると。つまり私、舟形町民が新庄へ行ってたばこを買うと、新庄のたばこ税の収入になってしまう訳です。この舟形町民の中でも町外での購入者が多いのではないかなと私は思ったんです。そこでこれだけ歳入の町税が減ってきているということであれば、やはり喫煙される方は是非とも町内から買って欲しいというアピールも少し足りないのではないかなと感じておりました。そういった所の必要性、或いはアピールですね。どうしても吸われないという方は、是非舟形町から買って頂きたいと。特に若い方はその税収がどこに入るかということ、あまりよく分かっていなくて買っているのではないかなと私は感じています。そこら辺の所を少しでも税収に繋げていくという努力をしていくべきだと思っておりますので如何でしょうか。

まちづくり課長： 町の方では、広報にたばこ税の関係を毎月の状況を掲載している訳ですけども、PRと言いますか、その所で目に入っているのかどうかということは、もう少し考えていかなければならないのかなと思います。またたばこ組合に町では毎年補助金を出して、町内から買って頂けるようにライターとか、そういったものになるように町としましては商店街の方に支援をしております、そういったコンビニさんではたばこ会社が出しているライターは付いているのですけども、町の場合はそれ以外の一般的なたばこでも付いていないライターがもらえるような仕組みとか、そういった支援をたばこ組合の方にしている所であります。

9番： 21頁ですけども、雑入の所で指定管理者納付金399万円程あります。この内容について伺います。

産業振興課長： これにつきましては若あゆ温泉からの納付金ということで、存目として1,000円入れてあったのですけども、決算の見通しの中で399万9,000円が入ると計上されて頂いた中身です。

9番： こういう手法と言いますか、今までも決算見通しの中でこういうようなやり方をやっていたのでしょうか。今までですと、決算を結んだ後に町への繰入金という形でやっていたのかなと思う訳ですけども如何ですか。

産業振興課長： 私の記憶では3月の補正の中で繰り入れしまして、そして歳入として入れさせて頂いたということで理解しております。それからその後に予算はこういう形で歳入として入れさせて頂いたのですが、その後に見込みの中で今やっておりますけども、さらに決算が確定した時点で精算金として、また納付して頂いているという形になっております。

9番： ということは、まず今後この決算を結んだ段階でもう少しと言いますか、金額が動くと言いますか、これにプラスする部分もあるという考え方で良いかなと思うんですけども、まず23年度についても良好な決算を結べる見通しにあると理解して良いですかね。

産業振興課長： 先般取締役会を開きましたけども、今八鍬議員おっしゃられるように400万円以上の納付金というのは見込めるとということで理解しております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、これをもって歳入について質疑を終結致します。

続きまして歳出の第1款議会費から第5款労働費について質疑を許可致します。

1番： 52頁。

議長： 5款労働費までお願いします。

2番： 26頁、第2款総務費第1項16目町営バス事業費の関係で、今回141万2,000円程補正ということになってはいますけどもまず、最初に町営バス会計についてどのような数字になっているのかお聞きしたいと思えます。

まちづくり課長： 町営バスとそれから乗り合いタクシーの2つの路線と言いますか、そういった事で運営しています。まず乗り合いタクシーについては今回20万円減額しますので、160万円程の補助金と言いますか、タクシー会社の方に赤字分補填していますけども、そのような状況になります。町営バスについては1,100万円位の事業費になっていると思えますけども、100万円ちょっと位の収入になっていまして、バスの場合は1,000万円程の赤字になります。大体それが決算の状況でございますけども、県の方の総合交付金の補助対象としましては23年度については64万円程、この赤字分について64万円程が補填されると、残りについては使用料を入れまして、その残りの80%が特別交付税の算定の基礎になるとなっていますが、正確な数値は特別交付税ですので、はっきりは数字的には出ない訳ですけども、赤字の80%は補填されるとなっております。そういった事で実質の持ち出しについては、この2つの路線の関係では300万円位の赤字になっているのかなと思います。利用の方については、年々バス利用者の方は少なくなっているという状況にあります。

2番： 想定した通り毎年利用者が減っているという話でありますけども、しからば増やす為の方策と言いますか、対策をどうしているのかという所お聞きしたいと思えます。

まちづくり課長： 今現在、バスの路線については国土交通省から認可を頂いて運行している訳でありますけれども、数年前に認可を頂いてから路線の組み替えとか、そういったものについてバスは1台しかございませんので、堀内からの朝のルートを中心にまずやっている訳ですので、大きな見直しについては今の所現実的にはやっていない状況になります。

2番： 私が申し上げたいのは、やはり増やす為の事を考えていかなければ、ますます町の負担が増えていくということが想定される訳であります。そういった中で、このバスの現状をまずは町民の方々に知らせることが第一に必要ではないのかなと考えます。そういった中で、他の行政においては行ってる集落の方から、一例として一戸当たり1,000円とか、500円とか金額は忘れましたが、逆にもらって運営を行っているという行政もあるんです。やはり行政だから何でもかんでも赤字でよろしいということではなくて、もう少し住民を巻き込んだ収支の改善と言いますか、利用度を高めることを是非とも検討して頂きたい。私もどこの行政だったのか持ち合わせてないので、もう一度調べてみてみますけども、この辺についてする考えがあるのかどうか最後に聞きたいと思います。

まちづくり課長： 住民の負担についてでありますけども、ちょっと私の方では、その情報承知しておりませんので、そういった事も含めて勉強をして参りたいと思います。町民の方々が500円なり、1,000円なりを負担してでもバス路線を残して欲しいという状況であるのかどうか、そこら辺も含めて町民の方々ともお話をしながら、負担が発生する場合については、そういった手順も踏まえないとまずいのかなと思っています。そういった事も含めまして今後勉強させて頂きたいと思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので、歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第6款農林水産業費から第13款予備費について質疑を許可致します。

1番： 先程は失礼致しました。改めて52頁お願いします。先程一般質問で時間がありませんでしたので質問させて頂きましても、現在計画されている計画の仕方を改めて詳しくお聞かせ頂きたいと思えます。すいません。2項1款の小学校管理費の5,797万3,000円、空調整備の、50頁です。大変申し訳ありません。頁上がって行って55頁の説明の中の方の3段、小学校空調設備、先程一般質問でされたやつの考査された内容の詳しい説明を再度お願いします。

教育次長： この度、舟形小学校の空調設備の整備の内容についてご説明申し上げますと、空調での需要面積2,472㎡です。当然各教室及び特別教室も含めて、職員室、校長室全てですけれども、その面積を全て冷暖房ということで考えてございます。台数については110台を設備すると考えております。

1番： 台数というと110台を全て電気で賄うということで、冬期間床暖房になっている訳ですけれども、先般文教民生常任の中で4校訪問させて、色々先生と懇談した中で4校の内舟形小学校に行った時に子供の目線になってしゃがんでみた時に、体を感じる暖かさが平行なので一番柔らかいと、特に低学年の中ではそういう環境で学習されるのがすごく良いのではないのかなと思ひまして、床暖房に関しましては勿論継続してやっていってもらいたいと思います。それについても自然エネルギーということで再生可能な分を導入してボイラー、バーナー等を最新型のバイオマスボイラーなり、ペレットボイラーに交換して継続する計画あるのかということと、やはり雪冷房というものを当初から考えないで、この電化製品にだけシフトしていった計画性の主旨はどうであったのか改めてお伺いします。

教育次長： 一般質問の中でもお話ありましたけれども、また先般の全協の中でもありましたけれども、床暖房の活用については基本的には使わない。ただし、前に全協でお話したように状況によっては併用できる環境もあるので、それも活用していきたいと考えています。それで色々各学校で利用している電気冷房の視察をして参っています。そうした中で暖房の効果の早さと稼働期間の短い時間で温まるということもあります。そういった事を含めまして、今回の電気冷房ということと一般質問の中でも町長が申し上げましたように、その防災面と言いますか、避難所としての考え方等も含めて、更には運転のコスト関係も含めてということで申し上げているのですけども、一般質問の中で大規模な施設での活用について私共も大変勉強不足で申し訳ありませんと思っておりますけども、新潟の安塚小学校の件、秋田の横手の中高一貫学校の件、色々見させて頂きました。雪冷房につきましては全空気循環方式とそれから冷水循環方式、それと併用ということで3つの方法があるようです。その辺のやはりおのおのの学校を見ますと、大規模改修の中で対応してきている経過があったりしておりましたので、この度うちの方で舟形小学校の方で導入する4教室分、もしくは今ある床暖房のパネルヒーターを利用するという事は大変難しいということと、もう一つ総務課長の方ともお話をしまして、雪冷房の全空気循環でしますと建物の中に20杯分の穴を開けてダクトを通さなくちゃいけないということで、大変無理があるのかなという判断をした所です。以上です。

1番： 学校の立地条件、また隣の幼稚園の立地条件見ますと南側に向いて、夏場になれば日差しが強くてかなり暖かくなり過ぎるという保護者の意見もありまして、冷房が欲しいという意見もあったと思います。今庁舎、省エネでフィルムを貼られて熱効率削減をしている訳です。そういう策を取ろうとしないのか、また各幼稚園の裏側は使用量の少なくなっている町民グラウンドを合わせて土手がありましてすごく荒廃しています。夏場になると草だらけになって虫が湧いてきてという状況で管理されていない状況が、学校の正面は綺麗だけど裏面は荒れていると、ましてや統合なってからは食育の指導もして頂ける中で川がある訳ですけども、殆ど計画がなくて利用されていないという面を利用する面にあたって、そういう新しいエネルギーが例えコストが加わるとしても、導入して頂けるような考えは持ってもらいたいと思いますが。

去る2月28日はここに新聞記事がある訳ですけども、第10回最上地域バイオマスフォーラム、各最上の8市町村の村長さんが1人1人テーマを抱えて意見発表されております。パネラーとして。その中で、我が町長の題名として読ませて頂きますけども、雪冷房施設導入を検討という形の中で、要するに公共施設等に雪冷房等の導入を検討していると書かれております。これについては町長の方から、今回学校で空調設備の改善という中で、これらのものを検討するという指示をなされたのかどうか、改めてこのフォーラムで掲げた課題についてお伺いしたいと思います。

町長： 2月18日でしたけども、第10回最上のエネルギーのフォーラムがありまして、各市町村長が今の市町村で取り組んでいるエネルギーについて意見発表あった訳です。私は冷熱エネルギー、雪の冷房ということで発表致しましたけども、その新聞にある通りに舟形小学校を目途にした訳ではなくて、最終的に公共施設に雪冷房の導入をこれから検討してみたいと申し上げたつもりであります。公共施設がこれからは順次、色んな大規模、小規模、中規模の公共施設ありますけども、平成6年からの雪冷房システム、雪と言えば舟形町というように有名になっておりますので、そういう面からの公共施設に雪冷房のシステム導入をしたいと、私申し上げたつもりです。

尚、舟形小学校については平成25年度学校統合なりましてから、今国の再生可能エネルギーということで太陽光を目的とした蓄電設備で今検討しております。できれば別にしましても雪冷房にしても雪を貯める施設、除雪ピットが非常に課題であろうと思います。今1番議員が言った通りに例えば舟形小学校に雪冷房システムした場合に裏面の方に除雪ピットをする、自然の雪の落下というものを勘案しても良いのではないかなと私なりに思った時ありますけども、これから公共施設となりますと、当然菊地会長さんがいるエコ産業研究会、こういう方々とも密接に連携を深めながら、雪冷房システムを公共施設に導入するスタートしてみたいなと思っています。

1番： 小学校2,470㎡の床や部屋を冷やす110基という形ですけども、小学校は勿論夏休みがございます。登校時間も下校時間も一般の家庭と違って稼働率はぐっと下がる訳です。その中で雪の除雪量を踏まえ稼働時間を踏まえて、この計画を練りながら先程言われたように配管設備ダクト等は色んな形状のもの考慮して、今の新しい技術を持ってなせば、そう難しい状況ではなくなるような気がします。なると思います。という中で、予算に関しては妥当だと思いますけれども、改めてお願い申し上げます。再度計算を考査して、また後で実際本当にかかるのか私の資料で言っている限りだとあそこまでかかるような感じはしておりません。数字がかけ離れている状況に感じますので、再度後で考査して頂ければありがたいと思います。宜しく申し上げます。

教育次長： 前にご提示申し上げていた5億円の話ですけども、今申し上げたように空気循環型、全空気循環型の冷房での建設コストというように考えて頂きたいと思います。多分1番議員さんがおっしゃっているのは併用型ということで、そうすれば雪のピットの数も減らす、その冷水を使うことで2次利用の話でのコストだと思います。先程、秋田の中高一貫校の例でいくと1億1,500万円程の経費と伺っております。でもその所謂パネル冷房と空気冷房となると効果が違うということもありますので、そういった所で先般ご提示申し上げた金額については、全空気循環型の冷房ということを前提に設計額でお示した所です。以上です。

4番： 45頁農林水産業費活気あふれる農業推進機構事業の中で144万9,000円の減額となっております。この理由についてお伺いします。

次の49頁、土木道路橋梁費の中の49頁の町道除雪業務委託料に関連しているのかなと思っておりますので質問致しますけれども、そのママクリーニングさん脇の公用駐車場の除雪を委託していると思いま

すけども、その委託料が幾らかかっているのかとそこには流雪溝が設備されております。これ昭和36、37年辺りに整備されたということですが、側溝自体は町のもの、流れは流雪溝組合が管理しているということで雪を投げる人達は組合に入って、お金を払って土地改良区に納めて雪を投げておる訳です。これ、町はきちんとお金を納めておりますかということ、その町が持っている側溝がどれだけ傷んでいるかを調査しつつ、そういった駐車場の雪を投雪していますかということが2点目。

3点目が土木費の住宅費の3の住宅建築物耐震改修事業、300万円強が減額になっておりますけれども、この理由についての説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長： まず45頁の活気溢れる農業推進機構の賃金関係でありますけれども、当初、町単独で町の予算で雇用ということを考えておりました。その中でも緊急雇用でふるさと雇用、これが充当できるということで、その方につきましては国の緊急雇用の事業で雇用した為に不用額となったということでありませぬ。以上です。

総務課長： 2つ目のご質問であります。除雪の経費の予算化でありますけれども、総務財産管理に、2款に町の総務課で管理しておりますので、駐車場等については2款で予算を計上しております。只今のご質問でございますけれども、始めに単価でありますけれども、隣の星川さんから管理してもらっている訳でありますけれども、40馬力のトラクター、個人の所有でありますけれども、それを使って頂いております。1時間当たりの単価が1,625円、軽油も大体3リットル程度見ていまして人件費、運転の手当てとして1,375円、それから朝7時前まで除雪を綺麗に掃いて下さいということで1時間位かかりますので、多分6時前あたりから作業をされるとお思いますので、若干早朝の割り増しで金額が1日当たり4,000円と見ている訳でありますけれども、全部持ち込み等含めて1日4,000円をお願いしております。今議員が言いましたようにバケットで入れますので前も色々言われておりますので、一度に入れますと流れを妨げて色々支障がありますので、そのあたりがなるべく砕いて入れてもらうように話しております。今年も12月から2月までで大体約40日間位の出勤をして頂いております。また流雪溝の管理に対する支払いですが、私の方でも昨年からは駐車場できた訳ですが、その時に流雪溝利用組合の方とも話したのですが、引継ぎ関係でもう少し色々あるからということで、経緯についてはもう少し待って下さいと言われておりますので、そこも事務局の方と今話をしておりますので、その金額分かれば町でも支払い準備しておりますので一つお願いしたいと思います。流雪溝の管理等については、そこまで私の方で管理しておりませぬので、担当課から説明お願いできればと思っております。

地域整備課長： 舟形本町の流雪溝につきましては、先程佐藤議員が言われたように昭和38、39年頃の事業となっておりますので、完成してから40年以上も経過しているもので、かなり傷んでいる箇所も見受けられます。今後整備するとなると単独事業では難しいと思っておりますので、今社会資本整備交付金事業という事業ありますので、そういう事業に乗せて補助事業に該当させて整備をやっていきなさいと思っております。今年度、新年度なつてから申請すれば平成25年度に該当するかどうかははっきり分からないのですが、25年度に該当させるような形で要望をする事も可能だと思っております。

それから耐震ですが、昨日も一般質問で色々あったのですが、300万円の減というのは耐震改修工事を申し込んだ方が誰もいなかったもので、300万円そっくり減という形になっております。

4番： まず耐震の方から、それではこれ申込者が要するに簡単に言えば来年もやりたいと思っておりますか。申込者が今年いなかったから今年で打ち切りたいと思っておりますかをまず2回目の質問とあともう一つ側溝についてですが、今現状だと思っております。この流雪溝組合に入っている人達はスノーダンプ、手で押してスノーダンプ入れてあります。ところが6時に出て、7時までに駐車場の雪を掃かなくちゃならないということになると、その40馬力のトラクターを使ってドドッとやる訳です。この量の違いを分かってもらいたいです。これ一目瞭然ですよ。この位の幅ですか。そこにそれだけの量を投雪されれば、どういう影響が出るかはすぐに何も言わなくても分かるはずですよ。何十年と利用料を払ってきた人達がここに2、3年そういった大量に投雪するという状況が出てきた中で、水の流れが悪くなった。今年は私の知っている範囲では3回程詰まった。いつも流れが悪い、朝には。そういう状況になってきているとなれば、これは感情的にもやはり穏やかな感情、問題ではないかと思っております。ということで投げるなどは勿論言いません。投げなくちゃいけないと思っておりますので、投げても良い状況を早急に作るべきだと思います。ですから矢野課長が来年度24年度に申請すれば25年度位にもし許可なれば、整備できるんじゃないかという話ですが、これは是非ともやって頂かなくてはならないと思っております。もし町がこのまま

ずっとそういうように駐車場として使う。雪が降れば毎朝、朝で足りなければ夕方投雪をして、そして何十年と流雪溝組合に入ってきた方々、手で投げている方々に迷惑をかけるような状況が出てきているとすれば、それは改善すべきだと思っているんです。これを真剣に考えてもらいたいと思います。更に課長がおっしゃいましたけども、昭和36、37、38年頃にそれが整備されてから一度も点検補修は整備されていないんじゃないかと思うんです。40年間。今年、大雪で私の記憶では3回詰まりました。そうすると調べてみるとかなり大きな穴が開いておりまして、そこにゴミが詰まって、雪が詰まって、水が溢れてという状況になった訳ですから、ここを是非改善してもらいたいなど、すぐ調査費でも付けて、そして調査まずやって頂いて、乗っけてもらいたいなど強く要望したいんですけれども、今現状を話しましたけれども、それについてどうお考えかと耐震の件よろしくお願ひします。

地域整備課長： 耐震の件ですけども、これは耐震診断と耐震改修工事につきましては、平成23年度から平成27年度までの5ヶ年の継続事業となっております。耐震診断につきましては、無償で診断する事ができます。改修工事につきましては60万円を限度にしまして、その内3分の1が国の補助として支払われる事になります。残りは個人負担で、3分の2が個人負担の範囲として出ています。23年度調査しまして改修工事をしなかった方も継続事業でありますので、来年度新年度になってから改修工事をしたいとなればそれは可能であります。

総務課長： 先程の件ですけども、私達の総務課の考え方と言いますか、本来であれば業者の方に委託しましてドーザとかシャベルローラとか建設業者の方が持っている大きい機械がある訳ですけども、そういったものであれば短時間で済むだろうと思ったんですけども、やはり朝早いとどうしても周辺の音の関係もありますし、トラクターですと盤が傷つかないと言いますか、なるべく駐車場を長く使いたい、白線も引いておりますので、そういった意味であまり駐車場の住民等に負荷をかけたくないということでやる方には大変だと思っておりますけども、少しずつバケット非常に小さいですし、業者の皆さんですと大きいバケットを使って一回でやるとその辺りが大変だろうと思ひまして、そこで星川さんと色々協議してトラクターで何回も何回も往復して少しずつ入れてもらうような感じでやった、そういう事もございますので、今固い雪が詰まっている話は初めて議員さんから伺ひまして、また関係者からもそういった話一度も伺ひてなかったですし、委託を受けている方もその辺りを配慮して、皆さんに配慮しながら少しずつ詰まることのないように毎日やって頂いているのかなと思ひていますし、新雪しかしませんが屋根の雪とか硬雪を入れることはありませんので、毎日の雪を柔らかい雪をトラクターで集めて、そして流すといった感じでやっておりますので、屋根からドンと落ちて防ぐとか固雪を入れるとかそういった事がございませんので、初めてそういったお話を伺ひましたので、まずそういう事のないように我々も注意致しますけども、また管理組合さんともその辺り含めてまた話をしていきたいと思ひますので、協力の方一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

4番： 近年ですね、本町付近の住宅事情も過疎化が大分進んできてまして、休みの時に一気に除雪をしてしまおうと重機を使ってしている方が何人か出てきているなど見えています。実情は。そうするとやっぱりスノーダンプを使って投雪するのと違って、硬くて大量の雪を一気にドバツと捨てる状況がこの駐車場のみならず、一般個人の家庭にも多くなってきていると感じています。そこで実際、もし聞いてないとなれば是非聞いて回って頂きたいと思ひますけども、この流雪溝の破損状況はなかなか分かりにくい、はっきり言って。つまり蓋がかかっているし、常時水が流れているので、中に入って行って点検することはできないんです。どこからそういう事が分かるかということになると、詰まって始めて分かるんです。それが今回私の知る限り3回程詰まって、更に町の駐車場のある方はいつも流れが悪いという状況も出てきている訳ですね。そういう事があるものですから、ちょっと眺めて見た人の話何人も聞くと「随分損傷してきているよ。」と話聞いておりますので、是非これは24年度で直すとか直さないに行く前に調査をしてもらいたいということなんです。調査、これは捨てている当事者に町はなっている訳ですから、すぐにでも調査して頂かないといけないと思ひますよ。ですから矢野課長、予算計上お願ひするという言葉を頂きましたので、そういう認識の基にやって頂きたいということなんです。もう当事者になっているんです。流雪溝に雪を大量に捨てるという町が多少なりとも近隣の住民に流れが悪いとか、そういう状況も出てきているということですから、それは真剣に考えて頂かなくてはならないとこういう事です。答弁があればよろしく。

それではもう一つ、まだ利用費をお支払いしてないという答弁でしたけれども、この利用料は年度毎

にお支払いしている訳だから、23年度過ぎれば滞納ですからね。そうでしょう。向こうから請求が来たら渡すとか、そういう意識ではないと思うんですよ。もうとっく役員は決まっていると思いますよ、私は。決まっていますよ。町内会の事を言えば、土地改良区から町内会から直接その誰々から集めて払って下さいと来るんです。だからもしそこに例えば第3町内会に駐車場があるから、第3町内会の方が役場にお金貰いにくるかと言ったら、これは公地だからなかなか貰いに来難いと思いますよ。貰って良いかどうか分からないと思いますよ。だから自分達で土地改良区に3,000円を私達の分ですとやっても良いと思いますよ。滞納じゃない。それ位のこちらからお支払いするという気持ちなくして、数多くある滞納者に対しての顔向けができないんじゃないかなと思います。そうでしょう。23年度中に払わなくちゃならないんですから。

総務課長： 町の駐車場と公民館でも使わせてもらっている訳ですけども、滞納という言葉で出ましたけども、流雪溝組合の関係者には話しますし、また2、3日前に土地改良区に話したら、逆に事務局の方から向こうで払って下さいということで、そこは向こうの方に私達の町の意思もきちんと伝えていまして、そういった悪意等ありませんので、ご理解の方、宜しくお願ひしたいと思います。

地域整備課長： 佐藤議員が言われるように流雪溝、側溝そのものがやはり傷んでいるということで、新年度に入りまして、雪が消えた段階で早速調査していきたいと思います。

3番： 52頁10の1の2です。右の方の53頁の説明の中に28番繰出金、教育振興資金80万円とございますけども、近年少子化と言いますか、進学する子供達が少なくなっているのではないかと思いますけども、この80万円の使い道と言いますか、補填した理由と言いますか、その辺りお願ひします。

教育次長： 教育振興修学資金制度でございまして、そちらの積立が2億円ということで条例でありますので、積立させて頂いた事が第1点ですが、この原資につきましては昨年12月に原田医院の先生から教育寄附ということで頂いておまして、その基金への充当で教育委員会から上程させて頂いております。

3番： 私の認識が違ったのか分かりませんが、これは希望があった方に大学等に行った時に貸付のお金ではないのですか。ですよ。その基金があって、そこから貸出して償還で循環しているということですね。途中でこの80万円が増えたというので、遅れている方がいらっしゃるのかなと思ってお伺ひした所です。

教育次長： 償還状況につきましては、若干滞納の方もいますけれども、今年度辺りから循環できるような貸付になってございますが、申し込みの状況もありますけれども、まだ不足しているということでもない状況です。

3番： 立場が変わってこんな事を言って、前そちらの方において中味を審査した方ですけども、あの当時から若干遅れている方がおったようでございますので、その辺りの対応等宜しくお願ひしたいと思います。終わります。

教育次長： 訂正です。すいません。教育振興資金繰出金とございますけども。

議長： 訂正と言うことですか。皆さんにお諮りしますが、今の伊藤教育次長の方から訂正という形の発言がありますけども、この場で訂正という形でよろしいでしょうか。ご了解頂けますか。了解頂けるものとして伊藤教育次長、その所説明お願ひします。

教育次長： 53頁の中段6教育振興修学資金貸付事業のその下の段に、教育振興修学資金、資金繰出金となつてございますが、基金繰出金で訂正をお願ひ致します。

議長： 繰出金の所、「資金」を「基金繰出金」という形の訂正ということですけども、ご了解頂けますか。異議ありませんか。

9番： 内容については異議ありませんけども、きちんと語句の訂正のようですので、後で修正して上から貼るとか何とかの処置をお願ひしてはどうでしょうか。

教育次長： はい、訂正させて頂きます。

議長： 訂正文を貼って頂きたいということでご了解頂けますか。

教育次長： はい。

議長： そういう事でご理解して頂きたいと思います。

6番： 私からは住宅の方でお聞きしたいと思います。それは、頁数は特に教育関係でかち合ってきますが、ただ町長は今まで舟形町の人口増を図る為に子育て支援住宅、或いは住宅団地の提供とか色々な姿で今まで政策を練ってきましたが、ただ今の所舟形小跡地に残っている住宅の敷地、場所が何戸残ってい

るのか、それからそれが終わればもうどこにも宅地造成する場所、或いは子育て支援をする場所がないのではないのかなという感じがします。その辺を今後どのように人口増を持っていく為の宅地造成なり、子育て支援住宅を今後とも続けたいという意向があるのは分かりますが、どういう場所にどのような事を今後の目玉として考えていくのかなとその辺をお聞きしたいと思います。

議長： 6番の大場議員に申し上げますけども、補正予算の質疑になっていますので広範囲の質問になって、また予算審査ということもございますので、そういう機会に質問頂きたいと思うのですがどうか。

6番： 今議長の言うのももっともです。ただ補正予算の中で審議して今後の予算の執行に対してどういう考えがあるのかお聞きしたくて今聞いた所です。議長の言う事も一理ありますが、私はこの補正予算のきっかけに、どういう姿勢をこれから持つていくのかなと聞きたくて今質問した訳です。

議長： 大場議員はこの次特別予算の委員長になりますので、質問はできませんけども、ちょっと休憩しますので。3時まで休憩します。(14:42)

議長： それでは休憩前に復し会議を再開致します。(15:00)

6番： 先程私から住宅費の中で質問致しましたが、その件を撤回し削除をしたいと思います。宜しくお願いします。

議長： 只今6番大場議員の方から先程の質問に対しまして、削除と言う申し入れがございました。大場議員の質問から休憩までの質疑に対して削除する事に対しましてご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。それでは削除お願いします。

2番： 55頁の先程1番議員が質問致しました小学校空調関係の質問であります。先程町長が発表した新聞報道の中でバイオマス最上の会という会が今回で10回目、10年を経過したということでありましたけども、私当初から感じている事で参加をさせてきた経過があります。そういった中で当初は地球環境、地球温暖化等とか、そういう事が問題になりまして、地球に優しいエネルギーということでの最初はトウモロコシのようなものを作って、そこから絞った液とガソリンと混合しまして、一般のガソリンとして使ったという所の実験とか、その後移行してきまして木質ペレット、木質による燃料という所でヨーロッパ確かオーストラリア等に行って視察した経過もあります。そういった地域では、その集落全体の暖房を一箇所、浴室でもって湯を焚いて、その地区内全部に配管をしておいて、暖を取っているという所で木質バイオマスという形で行っているということでもあります。当初は地球に優しいエネルギーという所で会が進んだ訳でありますけども、ここに来て昨年の大震災以降、電力消費という所でこれもプラスになってきたという状況下であります。そういった中で、やはりコスト面から考えていきますと、太陽光パネルにしても、小水力発電にしても、風力発電にしても、はっきり言ってコスト面ではまだまだ採算が取れていないというようなことが現実であります。そういった中においても、大震災以降再生可能エネルギーというものがこれだけ脚光を浴びてきている中で、何故この当舟形町での雪冷房というものがあきながら、何故もっと十分に精査をしなかったのかなと、あまりにも拙速な結論ではなかったのかなという感じをしております。そういった中で現段階においては、この空調関係についての導入、いや賛成、反対という所にはまだ私の頭の中では行っておらないということです。是非とも雪冷房という所で先程来秋田の横手市の星陵学園、高校中学校一貫の学校であります。ちょっとNHKのニュースで。

議長： 2番議員質問中誠に失礼ですけども、今更と言うことで申し訳ないんですけども、一つ簡潔にお願いします。

2番： はい。そういった事で再度検討をお願いしたいなと思います。現段階でのこの空調関係の導入については結論が早過ぎるということで、もう一度何ら雪冷房について検討できないかという質問です。

教育長： 今色々な形でもって再生エネルギーの問題とか、舟形町が今まで果たしてきた雪エネルギーの活用とかという形の中で、非常に趣旨的に理解できる部分が十分にあります。私達の方でも一つは教育現場の中で、その限られた期間の中で整備をしていかなければならないという課題と、それから今後維持管理をしていく時の事も十分配慮しながら結論に達しているということでもありますので、是非教育委員会の立場もご理解頂ければなと思います。再度、色々な形で検討とご意見も賜っていますけれども、私達教育委員として、この事については十分今後の事も配慮した上で一定の結論を出して今回議員の方々をお願いをしているという経緯もありますので、宜しくお願いしたいと思います。

2番： では秋田の横手市の方の学校にこの議員全員と町、役場の方での研修と言いますか、そういった事の実施は考えられませんか。

教育長： その雪冷房を利用した活用した方法を取っているという形の研修をすることについては、何ら教育委員会でも阻むものございませんけれども、今回の舟形小学校の統合に関わる建築にかかっているみに活用するという形で、期間的には視察後に活用するという事は難しいと考えております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しの声があります。これを以て歳出の第6款農林水産業費から第13款予備費についての質疑を終結致します。これを以て議案第3号の質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第3号を採決します。議案第3号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第3号は原案の通り可決されました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第4号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)を議題とします。朗読説明願います。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

それでは議案第4号を採決致します。議案第4号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第4号は原案の通り可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第5号 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。朗読説明願います。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第5号を採決します。議案第5号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第5号は原案の通り可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 議案第6号 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)を議題とします。朗読説明願います。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第6号を採決します。議案第6号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第6号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第7号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。朗読説明願います。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第7号を採決します。議案第7号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第7号は原案の通り可決されました。

日程第7

議長： 日程第7 議案第8号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。朗読説明願います。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しという声があります。これを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第8号を採決します。議案第8号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第8号は原案の通り可決されました。

日程第8

議長： 日程第8 議案第9号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。朗読説明願います。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。

8番： 146頁の繰越明許費についてお伺い致します。繰越明許費につきましては一般会計また特別会計に繰越明許費ありますけども、この繰越明許費の早期の執行をお願いしたいと思います。昨年は舟形駅前の消雪道路の執行が遅れまして、大変利用者に大きな迷惑をかけた経過がありますので、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

地域整備課長： 叶内議員が言われる通り、昨年は駅前の工事につきまして若干遅れた経過がございます。大変利用者につきましてはご迷惑をおかけ致しました。この度の公共下水道の繰越明許費でありますけども、これについてはできるだけ早く発注して参りたいと存じます。内訳ですが、下水道のマンホールポンプの修繕であります。場所は駅前にあるマンホールポンプ1ヶ所にポンプ2基が入っているんですけども、その内の1基、絶縁状態が悪いということで、交換しないと下水が溢れてしまうという状況になりますので、この度の修繕として繰越明許で挙げております。

8番： やはり繰越明許費の性質上、24年度の本予算の執行前にできるだけ可能な限り早めに執行お願いして質問終わります。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第9号を採決します。議案第9号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第9号は原案の通り可決されました。

議長： 本日の日程は全部終了致しました。本日はこれにて散会を致します。(15:38)

明日、明後日は休会とし、3月12日月曜日午前10時より再開致します。15分前まで集合お願い致します。どうもご苦労様でした。

平成24年 3月12日 (月)
平成24年第 1 回定例会第 5 日目
午前10時00分開議 欠席無し

議長： おはようございます。会議を開会する前に皆様方をお願いを申し上げます。昨年3月11日の東日本大震災が発生してから昨日で満一年になりました。日本のみならず世界の各地で追悼の儀が行われました。死者が15,854人、そして未だ行方不明者の方が3,155人おられるということでございます。亡くなられた皆様のご冥福をお祈り致しまして、黙祷を行いたいと思います。ご協力をお願いします。

全員ご起立をお願いします。黙祷始め。お直り下さい。ありがとうございました。

只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から5日目の定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第 1

議長： 日程第 1 議案第10号 太折辺地に係る辺地総合整備計画の一部変更を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： それでは議案書の6頁をお開き下さい。太折辺地に係る辺地総合整備計画（平成23年3月策定）の一部を別紙のように変更するので議決を求めます。平成24年3月8日提出舟形町長。

提案理由でございますが、太折地区の道路の防災対策を整備する為計画を変更したので、辺地に係る公共的施設の総合整備の為の財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、当該計画の一部を変更する為提案するものである。

別紙の辺地総合整備計画書をお開き下さい。2頁の3公共的施設の整備計画、計画期間が平成22年度から平成24年度まで3年間。この事業計画であります。変更前の事業費が2億20万円、財源内訳特定財源が5,000万円、一般財源が1億5,020万円、一般財源の内、辺地対策事業債の予定額1億4,490万円としておりましたけれども、変更後の事業費は2億1,930万円、財源内訳ですが、特定財源は同額の5,000万円になります。一般財源が1億6,930万円、その内一般財源の内、辺地対策事業債の予定額が1億6,630万円に変更するものであります。

次の頁をお開き下さい。別紙様式総合整備計画説明資料になりますけれども、中程の第2年次（平成23年度）になりますけれども、この上段が変更後、下段の欄が変更前になります。事業量は延長が100mから200mに変更されておりますけれども、全体の延長に変更はございませんが、道路の改良の部分とか舗装とか、そういった延長の取り方の関係で200mに変更になります。事業費が2,500万円から3,410万円に変更になります。一般財源が2,500万円から3,410万円に、辺地債の予定額が2,370万円から3,390万円になります。第3年次（平成24年度）、来年度につきましては、事業量の延長が100mから200mに変更。それから事業費が2,500万円から3,500万円、一般財源が2,500万円から3,500万円、辺地債が2,370万円から3,490万円にそれぞれ変更になります。合計の欄でありますけれども、事業費が2億20万円から2億1,930万円に、特定財源の5,000万円は変わりません。一般財源が1億5,020万円から1億6,930万円、辺地債が1億4,490万円から1億6,630万円にそれぞれ変更になります。

次の頁の4の全体計画でございますけれども、今の変更に伴いまして計画（平成22年度から平成24年度まで）の事業費であります。下段の方ですが2億20万円が上段の方に来まして、変更後が2億1,930万円になります。計が変更前6億520万円、これが6億2,430万円に変更になります。1,910万円変更になりますけれども、主な変更点でございますけれども地盤の関係で法枠工をロックボルト式に変更するという、それから町内会の要望で雪崩の為に、擁壁関係を雪崩防止の凸型の擁壁に施工する為に、それぞれ事業費が上がるということになります。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。

4番： 事業内容そのものについては全然異議はございません。財源の内容についてですが、4頁総合計画説明資料の中で特定財源に係る所ですけれども、今回の言うなれば追加工事に際して、その追加工事は町単独の一般財源と地方債によるものということですのでけれども、この特定財源から要するに国や県から来る予想外の工事に関して、そういう所から来るという手続きが取れなかったものなのかなという所が一つありますので、そこの所一つお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： この町道舟形太郎野線の道路改良事業について、補助金は基本的にございませんの

で、単独でやるということで、辺地債で当初取り組んでおります。ところが22年度の関係の繰越事業という事業がありまして、これについては地方道の防災対策関係の事業が22年度の補正予算の繰越事業で該当になっていまして、その防災対策関係に関する部分にだけ補助金が付くようになりました。その部分については、追加の工事内容で本来道路の拡幅工事を実施してはございましたけれども、防災対策工事をその部分に補助金を頂いてやっているということでございます。その補助金の残った一般財源部分について、辺地債を充当するということから、その時に辺地債を変更して、これらの事業費を加えているということでありまして、通常の道路改良工事については単独工事でやっておりますので、その部分については該当になりません。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第10号を採決します。議案第10号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第10号は原案の通り可決されました。

日程第2

議長： 日程第2 議案第11号 町長等の給与の特例に関する条例の設定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長： それでは議案第11号です。町長等の給与の特例に関する条例の設定について。提案の理由でありますけれども、国県経済が低迷しているなか、町にあっても、尚も財源確保が極めて難しい状況に鑑み、町長、副町長及び教育長の給与について23年度に引き続き減額する為提案するものであります。

町長等の給与の特例に関する条例。第1条、第2条とございますけれども、第1条が町長、副町長の給与に関してであります。第2条が教育長の給与の特例であります。期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間となっております。内容等につきましては昨年と同じでありまして、町長の給与等につきましては100分の30、30%の削減、副町長におきましては100分の15、15%の削減、そして教育長につきましては100分の10、10%の削減となっております。年間の削減の金額を見ますと町長におきまして年間295万2,000円、副町長におきましては111万6,000円、教育長におきましては68万4,000円、特別職3名で合計しますと年間で475万2,000円の削減となっております。以上であります。

議長： これより質疑を行います。

9番： これは町長の一つの町政に対する姿勢だなと評価する所でありますけれども、町の特別職の報酬審議会条例という項目の第2条にこういう文があります。第2条 所掌事項で「町長は議会議員報酬の額並びに町長、副町長、及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとする時は予め当該報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとする」とある訳ですけれども、今回は特例ということですが、この特例については所掌事務には当たらないのかなと思うのですが。

総務課長： 今のご質問ございましたように、報酬審議等の委員会がある訳でありますけれども、そこに正式に例えば審議致しますと、只今は町長、副町長、教育長の自主的な給与等の削減になる訳でありますけれども、全てにおいて審議をしなければならぬということで、その他各議員さん、それから各委員会等の手当等ございますけれども、全てに亘って見直しをしていかなければならぬ事になると思いますので、今回はあくまでも自主的な特別職の申し出によつての対応だとしてご理解して頂きたいと思っております。

9番： 今の総務課長の答弁ですと、自主的な改定であると、自主的な改定であるがゆえに、この条例には該当しないという話ですが、私から見るとこの特例であっても条例改正であっても、これは必要な事項ではないかと思う訳です。この内容を見ますと別に意見を聞くことになっていまして、それを報酬審議会で決めるということでもなっていない気がします。そういう意味では、今回特例措置は初めてではない訳ですが、そんな事で私としてはそういう報酬審議会の開催も必要かなと思う訳ですがいかがですか。

総務課長： 報酬審議会も何年か開いておりませんので、今の議員の方からもそういったご質問がございましたので、広く各委員の皆さんの意見を聞いてみるということもやぶさかでないと考えておりますので、その辺りも町長の方とも相談しながら対応の方を検討して参りたいと思っております。

9番： 私の見解からいきますと、これは例え特例であっても該当するような気がします。是非その辺

のもう一回考慮をお願いしたいと思います。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第11号を採決します。議案第11号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第11号は原案の通り可決されました。

日程第3

議長： 日程第3 議案第12号 舟形町空き家等の適正管理に関する条例の設定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長： それでは議案第12号です。舟形町空き家等の適正管理に関する条例の設定について。提案の理由でありますけれども、近年、管理されていない放置された空き家等が多くみられ、豪雪による倒壊の恐れや空き家等の除雪が大きな課題となっています。地域の安全と安心の確保と生活環境の保全を図ることを目的として提案するものであります。

始めに目的でありますけれども、第1条であります。空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止することにより、町民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図ることを目的としております。定義の中に空き家等とありますけれども、これは町内に存在する建物、常時無人の状態にあるものを指しております。管理不全な状態につきましては積雪、台風また自然災害により建物等が崩壊し、もしくは建材等が飛散するおそれがある状態またはその建物に不特定の者が侵入することにより火災若しくは犯罪が誘発されるおそれがある状態のものをいいます。それから空き家等の適正管理でありますけれども、第3条です。空き家等の所有者は、空き家等の敷地の整理整頓を行うと共に、空き家等が管理不全な状態にならないよう適正に管理を行わなければならないと定めております。第4条 これは情報提供であります。町民は、管理不全な状態にある空き家等があると認めた時は、町長にその情報を速やかに提供するものとあります。それから実態調査、第5条です。町の方で空き家等の実態調査を行うことができるとしております。第6条 助言、指導及び勧告であります。空き家等が不適切な状態になっている場合は町長の方から適切な管理を行うように助言または指導を行うことができるとしております。また第2項の方には更に勧告、例えば助言、指導等を行ったにも関わらず適正な状態に管理されていない時は、町長から更に必要な勧告を命ずることが行うことができるとしております。第7条が命令であります。助言、指導また勧告等になかなか応じない場合は町長からきちんと管理等行うように命ずることができるようになっております。そして第8条としまして、関係機関の協力を得る事もここで明記されております。附則でありますけれども、この条例は平成24年4月1日から施行する。以上になっております。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長： これより質疑に入ります。

4番： 近年この空き地、空き家が大変問題になってきております。そこで町では正確な空き家の情報を掴んでおりますでしょうかという質問と、ニュースを見ておりましたら今月だったか、秋田県内において行政代執行が行われて家が倒壊する恐れがあるということで、その家を壊してそして所有者に請求書を送ったというニュースが報道されておりました。この条例の制定に関してはそこまでするようには書いていないのですけれども、場合によってはそこまで考えている、或いはそうするかもしれないというところまで踏み込んだ条例なのであるかをお伺ひしたいと思います。

総務課長： 始めに件数でありますけれども、これまでも議会の方でも何回か空き家につきましては議論された経過がありまして、まちづくり課で各町内会長さんから情報を得まして、80数件というデータ頂いておりますけれども、町の方で全てきちんと調査した事はまだありませんので、あくまでも申し出に基づいた数字でありますので、この条例が設定になりましたらきちんと、例えば小屋等も含めまして整備をしていきますと、さらに件数が増えてくるのではないかなと思います。

2点目の質問でございますけれども、ニュースでも大きく扱われまして、秋田の大仙市で強制執行のような形でやられまして、市の方でも指導、助言、勧告そして命令等にも従わなかったということで市が強制的に小さい建物の方でしたけれども、周辺に非常に被害を及ぼすので、やっている様子が全国放送で流れたようでありますけれども、それは国の法律の方でもできるようにはなっておりますけれども、ここで町

の方で条例、今回新たに制定する訳でありますけれどもそういった強制はできますけれども、例えばやっとなしにしても最終的にそのかかった経費をきちんと請求して、その経費を町で頂けるかが最後の問題になると思いますので、そこはあくまでも管理者なり、また所有者なり明確になればそこはきちんと協議、話をしながら進めていくのが一番良いのではないかなと思います。また大きい市ですと公表等とかという言葉は使っていますけれども、私達の町にはそういう公表までしていく必要がないのかなと思ひまして、そういった公表は、この条例の中に今回盛り込みはしておりませんが、あくまでも町長から指導、助言、勧告、または命令までいくか分かりませんが、そこは話を通じてきちんと適正に管理運営していくようにしていかなければならないのかなと考えております。

4番： まず調査についてですけれども、私の手元にある調査の資料を見ますとそこに年度が書かれてありまして、それは19年度の調査でした。ということで、約5年位は調査していないんだなと感じておりますので、是非早くその調査を行って、把握を早急にして頂きたいということが一つと、あともう一つ代執行に関してですけれども、そこまでに至る前にまず一番ある問題として、空き家が倒壊するという状況は雪、冬期間に起きるケースが殆どだと思います。そこに至る前に、その屋根に乗った雪が、雪止めが無いせいで道路に落ちてきて、通行者に危険を及ぼす可能性があるということで、非常に問い合わせを私は受けております。この条例の中にはないですけれども、是非屋根の雪の雪崩止めを設置する件に関して、町から強く言って頂きたいと、当該の町内や付近の近隣の方々からも直接言ってもらうようなでもそれなりに話はしていますけれども、やはり昔ながらの人だと言ひ難くて、町にお願いするケースが多いそうですので、是非その所をよろしくお願ひしたいと思ひておるのですけれども。

総務課長： 件数については、ちょっとデータが古いというご指摘ございましたけれども、例えば私達の住んでいる私の隣近所見ましてもここ1年、2年で2件が外で見ると人が住んでいる家ですけども、そこも空き家になっている事例も沢山あると思いますので、早急にその辺りの実態と言ひますか、明確に数値として出させて頂きたいと思ひます。

それから今雪崩止め等の話がございましたけれども、1月10日に防災対策本部を設置しまして、その後チラシ等で各町民の皆さんに通知をしている訳でありますけれども、直接屋根からの雪が道路とか、また歩道とか、また流雪溝に直接落ちたりするという事例として結構ありましたので、冬期間に雪崩止めをやるのは難しいと思ひますけれども、そうした危険が多く見られますので当然事故等あれば家の所有者、管理者が責任を持たなければならぬ事も含めて、今回チラシにも書かせて頂きましたので、またそういう事がないように、色々な機会に町内会の会長の会議等ある時も含めまして、危険をなるべく防いでいくように対応していきたいと思ひますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。またご指摘ございました内容につきましては、条例の他に規則等できめ細かく、これから定めていきたいと思ひますのでどうぞ宜しくお願ひしたいと思ひます。

7番： 4番の佐藤議員さんのそれに付け加えるのですけれども、私も民生委員から頼まれて、除雪を2件程やっております。この度にして2月7日付けでえんじゅ荘に2人入所しております。それでまず除雪も屋根の雪下ろしもしなくても良いと、空き家になったからしなくても良いと民生委員からの連絡がありました。2軒とも道路沿いにあるものですから、2階の屋根が道路に来るのが2回程両方合わせると4回程来ております。本当に通行に対しては道路の真ん中まで来ますからね。結構危ない。そうして、前には私も総務課に連絡を取って、ぐしに残っている雪が本当に危ないので何とかしてもらえないかと電話したら、即来て落としてもらいました。本当にあの時は助かりましたね。雨気で来てあの雪が落ちてきた場合は、特にうちの方では舟建さんから駅前町の道、歩道が通行止めになりましたので、今の県道通学路として歩いた訳ですから、結構危ない時朝晩、朝のうちはたいした事はないが、夕方は危ないなと思ひて直ぐに連絡した所でした。今後とも空き家というので雪崩止めとか、そういうのでこれからの空き家に対しての対応をお願ひしたいです。以上です。

2番： 9頁の当該所有者等という言葉入っていますけれども、これがどこら辺まで該当してくるのかということが第1点。あともう1点はその所有者等に連絡できない場合、どういう方法でこれを解決するかこの辺について聞きたいと思ひます。

総務課長： 基本的には建物の所有者が第一に責任ある訳でありますけれども、例えば管理しているとか、あとは親戚にその管理を委託しているとか、例えば私達も何件か今回もそういった事例がありまして、ずっと辿っていてもなかなか所有者は遠くにいて、実際に親戚の誰々さんに管理をお願ひしているとかあ

るのですけども、そういった事も含めて所有者の他にも管理者と言いますか、文書か何かでは正式に契約とかないと思うのですけども、誰々に頼んでいるというのが多いようですので、そういった感じで頼まれている人はある程度所有者と同じような管理の責任というか発生してくるのではないかなと思いますので、その辺りは私達の方でも当然所有者は最終的には責任持たなければいけないと思うのですけども、管理者の責任等について、明確にしていかななくてはならないのかなと思ひまして、ここで所有者等とありますけども、これは所有者、またはその管理や親戚が頼まれているとか、そういった少し範囲を管理に携わる人を、全てを網羅する意味で、その等という言葉を入れさせて頂きました。

一番やはり問題になりますのは、連絡がつかないということと、代が変わったりして、息子さんとか娘さんが亡くなったりして、全然こちらと直接関係なかったりする場合もあるものですから、その辺りないよと言いますか、これまでの反省も踏まえて、例えば空き家等を調査した場合にきちんと所有者とか、または実際に管理している人とか、親戚とかなるべく細かい情報は明記しまして、何かあった時はその方に連絡がずっと行くように整備をしていかななくてはならないかなと思います。どこの町村も同じようですが、なかなかその所有者まで辿りつけなくて、最終的にかかった経費が、町が最終的に支出しているのがあるようですので、なるべくないようにしていかなければならないですし、放っておけば町で全部してくれるんだとなると、これまた全く違った考えになりますので、きちんと所有者に対してかかる経費として請求していけるような体制だけは作っていきたくて考えております。

2番： 確かに連絡つかない場合はそういう形ですとは分かるんですけども、現実その付近に住んでいる方々からすれば、やはり危険ということについては、早期に解決をしてもらわないと困る訳であります。そういった中で連絡つかない場合はそのまま放置しておくというニュアンスに取れるのですけども、もう少し踏み込んだ対応も行政で考えていかないと、この事については解決できないのではないかなということ、県の内容等を見ますと、そこまで突っ込んで作っているようなので是非とも行政で突っ込んだ対応にできないのかなというような再質問であります。

総務課長： ちょっと私の方の説明不足ですけども、国の方からも通知来ておりまして、今の2番議員からお話ありましたように、例えばその建物、道路とかまた周辺の子供達の通学路となって危険だとなれば、それがもし町でキャッチできれば危険を取り除くと、安全として例えば除雪など行う事は町でもしていかなければならないとなっております。当然町でしないといけないのですが、経費等については当然そこで発生しますので、ですから危険の通知を受けて、町では知らんふりはできません。あくまでも、地域住民の安心安全を町で確保しなければならぬということ、国からもそれはそのようにしなさいと通知来ていますし、またかかる経費については、その辺りはまた別の問題ですけども、決して町で危険を隠して、そのまま放置することはありません。あくまでも一時的に危険を取り除くことは、それは対応していくということでございます。またそこで生ずる経費を請求するのは難しい問題ありますけども、それはあくまでも知らんふりする、そういう事ではございませんので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

3番： 一点要望でございますが、今課長の最後の言葉に経費の問題ありましたけども、今回条例適正管理という面でございますが、私が申し上げたのは固定資産税の関係でございます。聞く所によりますと、私の町内の近くに戸ある訳でございますが、近親者と言いますか、所有者の親族と言いますか、その方の居場所は分かるんですけども、長年放置された家屋がございまして、その家屋に関わる固定資産税が全然納付されていないという話もありましたので、先程の経費の話と合わせまして、納付は町民の義務でございますので、その辺りの固定資産税の納付につきましても請求と言いますか、督促と言いますか、その辺りの対応お願ひしたいと思ひます。要望です。

9番： 今までの質問とも関連する訳ですけども、この7条の命令にという部分について言いますと、今議論になっていますように、危険な状態の空き家について一番重要な事であると思ひます。この7条を見ますと、全般的な管理不全にある空き家に捉えている訳ですけども、先程大仙市の代執行の話も出ましたけども、その辺危険な家屋とそれから別にそのままでも管理は不全であっても、要するに被害に影響するような状態ではない部分と分ける必要がないのかなということでもあります。というのは、この大仙市の例を見ましてもその実質的な解体費用は、恐らくは市の負担になるであろうと言っている訳です。そういう意味から見ますと、逆に言えば放っておいたら先程課長も言っていましたけども、町でやってくれるというような観念を持たれるのもこれも大変かなと思ひます。その辺いかがですか。

総務課長： 今回の豪雪で町内におきましても実際に倒壊した小屋が中心とか物置とかあるのですけど

も、例えば所有者からしますと言葉は悪いですけども、「どうせ潰れてもいいんだ」とそういった方がおりました。と言いますのは、周りに一切影響を及ぼさないといいいますか、隣近所とか道路とかそのように害を及ぼさないといいことで耐用年数も経っているし、このまま雪の重みで潰しても良いという方がおりました。また、例えば今まで住んでいたんですけども、今、人はいないんですけども、道路から自宅に行くまでの除雪も一切してなくて、そのまま今まで生活していたんですけども、潰してしまった例があります。ただ、あとの例ですと大堰土地改良区さんの水が流れていますので、水利組合の方からしますと色々影響及ぼすということで、その後大堰さんの方に影響を及ぼさないように後始末と言いますか、残渣等がありますので、そこではきちんとして下さいということで、その方と連絡はしているようでもありますけども、色んなケースバイケースがあるようですので、あくまでも最終的に町の方で隣近所とかまたどうしても危険があるというように通報を受けた場合は町の方でもきちん判断しなきゃいけないと思いますけども、中には今言ったようにそのまま潰しても周りに影響がないということで、何軒かそのまま潰れたという事例もございます。

9番： だから、私が言おうとしているのは一つの区分けと言いますか、それを危険な部分とそれからそのままにしても他に被害等危険を及ぼす影響がない家屋を分ける必要はないのかという部分です。でない町と町の負担が増えるのではないのかという心配をしている訳ですけどもいかかですか。

総務課長： そこは町の方に連絡等があった時に現地を確認して、また周辺の地域の意見を聞きながら町で判断をしていきたいと思えます。

町長： この空き家については、この議会の中でも色々これまでも質問もあった訳でありますけども、特に昨年の豪雪の時にもかなり一般質問でもあったように思えます。今八畝議員が言った通りに、空き家の管理をする義務がまずこの条例の大きな狙いであろうと思えます。今議員が言った通りに一つは管理義務を徹底する為にも、今の現況の空き家というもの実態調査をするということで、その実態の中では3つあるだろうと思えます。一つは倒壊の恐れがある空き家、それから危険を生ずるような恐れがある空き家、それから問題なしというもの3つがあるのかなと思えます。これを空き家条例が設定になってその実態というもの、3つの中でまず実態を把握して、そして所有者が誰なのかも実態を調査しなければならないのがまず優先なのかなと。それから、これから空き家が発生するものについては、何らかの届出と申しませうか、そういう行為も必要なのかなと。今の現況というものは、実際の空き家の調査は分かりませんが、これから空き家がどんどんどんどん増えてくると予測しなければなりませんので、これから増えてくる予測を確実に実態調査していくということで、この条例が良い方向に向かえばなと思えます。ですから、これは災害基本対策法で昨年の12月に国の方で、まず市町村で命令に従わなかった場合は、町でも強制というものはちょっと言葉語弊がありますが、雪下ろしも町でもしても良いという内容の文書も来ておるようにお聞きしておりますので、その辺も勘案しながら県の方でも、来年度以降大分空き家については本腰を入れているようでもありますので、それぞれの市町村の条例など、或いは県の対応というもの見ながら条例プラス規則なり、或いは規定を吟味したいなと思えますので、一つ皆さんからも宜しくその辺もご提言賜りたいと思えます。

8番： 助言、指導及び勧告が第6条、それから命令では第7条で町長の権限である程度まで空き家の防止対策をできることになってはいますが、この第7条の下段の履行期限を定めて必要な措置が講じられるよう命ずることができる、にも関わらず、もし空き家の所有者が適正に対処しない場合、罰則規定があっても良いのかなという考えがありますが、罰則規定を設ける考えがあるのかどうかその辺。

総務課長： 第7条の命令等にも従わない場合でありますけども、全国にこういった条例制定している所ございますけども、条例の方で罰則等設けているという事例がございませんでしたので、町でも今の所罰則を設ける考えはございません。

8番： ある程度まで罰則規定を設けて歯止めをかけておかないと、所有者が何ら管理しないで、倒壊の危機があると行政がそれを全て町民の税金で処理するという時代が心配されます。また今年の場合、大雪による建物の一部損壊、一部倒壊などが見受けられます。これからの季節に集中豪雨、また台風等の被害がもし発生した場合、一部倒壊なり破損した建物の一部が風によって飛ばされて、そして辺りの民家に影響を及ぼすという時代がこれから心配されます。これも不可抗力という形で処理されるのかどうか、その辺をお伺いします。

総務課長： 今8番議員さんの方からご質問ありましたように、そういった事例もこれまでも発生して

おりまして、あくまでも管理者、また所有者等に対して、例えば適正な管理を行って下さいと、当然かかる経費につきましても請求していくのが基本だと思いますので、あくまでもそのルールに則って対応していきたいと思います。

先程、町長からも答弁ありましたけども、これから舟形町を離れたり、空き家になる可能性が分かるような時代に入ったと思いますので、事前にその辺り所有者なり管理者なり、舟形を転出される方はきちんと明確にしていくのも、今8番議員さんがその心配される事を未然に防ぐ為にもそういった事もこれから考えていかななくてはならないのかなと思っております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第12号を採決します。議案第12号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第12号は原案の通り可決されました。

日程第4

議長： 日程第4 議案第13号 舟形町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長： 議案第13号です。舟形町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由でありますけども、職員以外の者が町の依頼等により出張する場合の旅費の支給等について、関係条例を整備するものであります。

新旧対照表の1頁をお開き願いたいと思います。旧と新とございますけども、左の方が旅費等の旧になっておりますけども、第3条 第4項の「職員が」とありますけども、これまでは特別職、職員等についてはそれぞれ明記になっておりますけども、この「職員」という所を「職員または職員以外の者」、それから下の下線の「当該職員」を「当該職員等」と「旅費を支給する。」とありますけども「別に定めるところにより旅費を支給する。」

新の方の第3条6項の依頼等の旅費とありますけども、これはあくまでも町の業務を執行する為に職員または特別職、非常勤、特別職員以外でどうしても町民の方にまたは外部の方に委託しなければならない場合がある訳でございます。例えばでありますけども、裁判等でどうしても証人としてとか、町がその方に依頼して出張等をお願いしなきゃならない場合等を想定している訳でありますけども、そういう場合の旅費の支給についてここで提案させて頂いております。1号の方の町の依頼、または要求する職務の内容が極めて困難または高度の知識、技術または経験とありますけども、これはあくまでも一般職等が特別職の旅費規程がある訳でありますけども、そういう特殊な業務または高度な技術等を有する方については特別職等の旅費で対応しますと。下の(2)はそれ以外については一般職と同じように旅費等支給しますと、そういう内容になっている訳であります。例えば、先程訴訟とか言いましたけども、それ以外でも町民の方が例えば色んな特別表彰とか受けて、その方が当然職員とも特別職員でも非常勤、特別職員でもなくて一般の方であっても、町でその方お願いしまして、出張をお願いする場合、今までは職員、特別職員以外は旅費を支出する事ができない内容になっておりましたので、そこを町で業務上、どうしても必要な方について出張等お願いする場合の今回の旅費等の規程の改定になっておりますので、一つ宜しく願いしたいと思います。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第13号を採決します。議案第13号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第13号は原案の通り可決されました。

日程第5

議長： 日程第5 議案第14号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： それでは議案書の11頁をお開き下さい。舟形町税条例の一部を改正する条例を次の

ように制定する。平成24年3月8日提出 舟形町長。

12頁の提案理由の所をお開き下さい。提案理由でございますが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る為、並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災の為の施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が公布されたことに伴い、町税条例の一部改正が必要であり、提案するものであります。

新旧対照表をお開き下さい。2頁になります。たばこ税の税率であります。第100条 たばこ税の税率は1,000本につき4,618円とする。この「4,618円」を「5,262円」に改正するものであります。これにつきましては、法人実効税率が国と地方合わせて5%引き下げられたこと。課税ベースの拡大に伴う県と市町村の税収を調整する為県のたばこ税の一部を市町村のたばこ税に移譲したものであります。次の附則（町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等）であります。第6条につきましては削除になります。第6条削除、これは形骸感を残す為に第6条を削除する形にしまして、附則の条文の条ずれを起こさないような形になります。これにつきましては平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当等から10%の税額控除をここの附則の第6条でしておりましたけれども、この10%の税額控除が廃止するという改正が行われましたので、この附則の第6条が削除されるということになります。第13条の2 たばこ税の税率の特例であります。これにつきましては旧の紙巻たばこの3級品でありますけれども、これが第100条の規定に関わらず等分の間1,000本につき2,190円の税率で課税されておりましたけれども、これを「2,495円」に改めるものであります。この改正になります。第19条 東日本大震災に係る雑損控除等の特例でありますけれども、これにつきましては災害関連支出についてやむを得ない事情により、災害が止んだ日から1年を越え、3年以内に支出されるものを追加したことによって文言の訂正が図られました。この下線の部分が右側の新の改正文に変わったことでございます。あくまでもこれは災害関連支出の追加に伴って文言を訂正したということになります。それに伴って、第2項第4項が削除されることになったことでございます。4頁をお開き下さい。4頁につきましては、第22条 個人の町民税の税率の特例等ありますが、これが新たに追加されております。第22条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に係り均等割の税率は第17条第1項の規定に関わらず、同項に規定する額に500円を加算した額とするということで町民税の500円、県民税が500円加算される事になりました。それで先般の全協の時にちょっと説明が間違っしてしましまして訂正をさせていただきますが、この個人均等割につきましては、以前は世帯主と配偶者どちらか一方に課税させていた訳でありますけれども、ここ改正がありまして両方の方に課税がなされております。均等割は基本的には納税者みんなに係るというようになりますが、課税にならない方というのは所得割が本人のみの場合は28万円を超えない方が均等割は課税されておられません。それから扶養が1人増える毎に計算式がありまして、扶養1人の場合は74万8,000円まで、所得がない方については課税されません。基本的には全ての方に所得が出た方には全ての方に均等割が課税されることになります。それから納税義務の納入義務のない方は、生活保護の規定による生活扶助を受けている方、障害者、未成年、寡婦それから夫の寡夫で所得が125万円以下の方につきましては、この方々についても均等割は課税されません。このようになっておりますので、先般の説明の訂正をさせていただきます。

それで議案書11頁の方に戻って頂きます。下の方になりますが、附則（施行期日）第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。第1号 附則第6条の改正規定及び次条の規定、これが平成25年1月1日。第2号 第100条の改正規定、附則第13条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定につきましては平成25年4月1日になります。町民税に関する経過措置であります。第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の町税条例第47条に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の町税条例附則第6条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。たばこ税に関する経過措置ですが次の頁になります。第3条 平成25年4月1日前に課した、または課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。以上になります。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

異議無しの声がありますけれども、これを以て質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから議案第14号を採決します。議案第14号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第14号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第15号 舟形町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育次長： 議案書13頁の方お開き下さい。議案第15号 舟形町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成24年3月8日提出舟形町長。

提案理由でありますけれども読み上げます。第2次地域主権一括法の制定を受け、社会教育法第30条の公民館運営審議会委員の委嘱・任命基準が削除されると共に、委員の委嘱・任命の基準を文部科学省令を参酌して市町村条例を定めることとされた為提案するものであるということで、新旧対照表の5頁をお開き下さい。公民館運営審議会の第4条の2項の規定であります。「、法第30条により」という部分を「、法第30条により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」と改正します。先程申し上げましたように社会教育法の中で法第30条に規定されていた事が文部省令の方に規定される事となって、その省令の参酌してということで、省令の文言の規定を市町村の条例に規定文を設けたという内容になっています。附則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上です。

議長： これより質疑に入ります。

2番： ここで言っている公民館設置という文言、要するに中央公民館の事を指しているのか、地区公民館全体を指しているのか、対象がどの内容なのか教えて頂きたいと思います。

教育次長： 新旧対照表の方に公民館運営審議会ということで、現在舟形町に25名の公民館長さんの審議会を結成しています。その方々のいわゆる委嘱する条件という内容になっています。

2番： そうしますと地区公民館長全員が、この審議委員に入っているという理解でよろしいですか。

教育長： 次長の答弁の中で不具合な所がありましたので、訂正させて頂きたいと思いますが、ここで言っている今ご質問ありました公民館の運営審議会委員は、舟形町の場合は中央公民館の運営委員会運営委員の審議会委員と、それから社会教育委員を2つ兼ねた形の中で今準用していますので、あくまでも地区のものではなくて、舟形町中央公民館という形の理解をして頂きたいと思います。

2番： 只今の説明ですと、その審議委員は全部で25名ということは、どういう選定基準になっているのか、ちょっと聞きたいですけども。

教育長： 条例上は20名以内という形になっていますけれども、現在においては9名をご委嘱している形になっております。

9番： 1点だけ、この社会教育法第30条という規定ですけども、中身を掌握していませんけれども、改定する事によって、公民館運営審議委員の委嘱の範囲は広がるんですか。狭くなるんですか。

教育次長： 大変申し訳ございません。社会教育法の30条につきましては、旧の条例で申し上げますと学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から規定が所謂削除になりまして、文科省令のようにそのまま規定になったということです。範囲については同じになります。

9番： 繰り返しのようになるんですけども、対照表を見ますと今次長が言ったことが我々から見れば付け加えられたような感じになる訳です。そういう意味で、今まではできなかったものができるようになるのか、それとも今までできたものができないようになるのかをお聞きしたのですが。

教育次長： 社会教育法で規定になっていた文言が削除になって、その分が省令の方に移行した格好です。ですので、30条をそのまま上位法として町の条例で活用することではなくて、省令で規定された文言をそのまま町の条例に規定として改正したという格好です。

教育長： 補足します。単純に言いますと、この改正する前の30条というのは社会教育法の中で旧条例にありましたけれども、30条そのもので今改正するような内容がその30条の中に含まれていたものです。その30条という表現ができなくなったが為に、別の文部省令でその文言を30条の中身を文部省令の中で示しておりますので、それを今回の条例の中でしていますので、言葉的には語彙的には長くなっていますが、中身については全然変わらないと理解下さって結構です。補足します。30条という表現が使えなくなったものです。その30条の中には今ご説明申し上げた内容が含まれていませんので、旧条例の中では。そ

ういう形でそのような事を付け加えないと、意味をなさないということで指導あった為に、そこで文科省令を参酌してという形の中でその言葉を入れさせて頂いた訳です。

9番： だとすれば、新の法第30条によりというこの文章も要らないんじゃないですか。

教育次長： 法第30条というのは社会教育法の第30条です。その30条の中には細かい規定がなく、省令を規定しています。その省令の規定について、ここでは省令を用いて各市町村でそれを規定するという格好なのです。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第15号を採決します。議案第15号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第15号は原案の通り可決されました。

日程第7

議長： 日程第7 議案第16号 舟形町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長： それでは14頁お願いします。始めに提案理由でございしますが、20年4月から休止しておりました「舟形町立南部保育所」を廃止及び解体する為にこの度提案するものでございます。

舟形町保育所設置条例の一部を改正する条例。舟形町保育所設置条例（昭和40年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

新旧対照表をお願いします。6頁になりますけども、左側が現在の旧ということで、右側が新でございます。現在は3保育所、ほほえみ保育園から南部保育所までありますけども、今回の改正では町立南部保育所を削除しまして、ほほえみ保育園とそれから長沢保育所2箇所に変更するものであります。

議案書の方に戻って頂きまして、附則 この条例は、平成24年4月1日から施行するということであります。以上でございます。

議長： これより質疑に入ります。

8番： 南部保育所の跡地利用がなかなか暗礁に上がりまして、なかなか難しく今回の解体に繋がったと思いますけども、南部保育所は去年、一昨年だったか、500万円以上のお金をかけて雨漏りの補修等整備した経過があります。その中では、跡地利用に前向きに行政も地区民も一生懸命取り組んだ経過がある中で、解体に至った経過をもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

健康福祉課長： 修理関係につきましては2年程前ですけども、500万円ではなくて130万円程だったと記憶しております。それでこれまで保育所の活用につきましてはまず診療所或いは工場施設、老人福祉施設とか色々な事で提案も検討してきたのですが、なかなかそれが実現できなかったということでもあります。昨年大雪によりましてその後雨漏り、教室の1室と廊下が雨漏りするような状態になりまして、見積をしたところ、修理するには約590万円程度かかるのではないかという概算見積を受けております。その中で、若干建物共済の保険の補修もあるんですけども、やはり今後を考えてみますと解体した方が良いのではないかという地域の声もありましたし、昨年の堀内地区の町内会長さん方、或いは地域の意見交換会等においても、解体して駐車場等の整備の方が良いのではないかということで、特に隣接するグラウンドの活用ということで、スポ少を中心としました野球場がある訳ですけども、大変水はけが良いということで、土日ですと最上管内から集まりまして駐車場が狭い状況もありますし、それで農道とかに駐車するような形も見られますので、今回解体してそういう形で活用していきたいと考えております。

8番： 維持管理は大変な上にまた利用者がいないということで、解体に至ったという経過でございんですけども、同じ長沢小学校、保育所も舟形にはほほえみ保育園同時統合になって、長沢保育園も今跡地利用で色々な委員会ありますけども、保育所の立地条件もあまり良い立地条件ではないので、跡地利用する方がまだまだ見えない中で毎年のように雪の除雪は町職員がボランティアで雪下ろしをしながら、維持管理に努めているのが現状であると私も認識しております。この長沢保育所も建物も平屋建ての関係上、なかなか雪下ろし関係で大変多くの苦勞をしております。また付近住民から見ましてもあんな状態では維持管理は大変だろうと、早急に廃止なり解体に向けての議論を進めて欲しいという話が出ております。そんな関係上、これからの町の考えとしては長沢保育所の利用をどのような事で考えているのか、その辺伺い

します。

健康福祉課長： 長沢保育所につきましては、活用についてはNPO、介護関係で活用というお話もあったのですが、色んな条件が整わないということで、中座している所でございますが、特に長沢保育所につきましては今の所雨漏り等もないということもありますし、特に環境整備面では色んな草刈関係で指摘された時もありますけども、今の所特に議員さん言われるような事での解体という要望は担当課には始めて聞いた状況でありますし、もし利活用について解体する前にもう少し時間を置いて検討したいと考えている所でございます。

8番： やはり利活用は大事な長沢保育所も町の財産でありますので、利活用全面的に推し進めて考える事も一つの一考かと思えますけれども、何せ維持管理が大変かかりますのでこれを民間なり何かに、更地にして解体して民間なりに代替した場合、固定資産税何年かの税収も上がってくるのかなと考えますので、その辺を加味しながら色んな関係で難しい点あるかと思えますけども、住民との話し合いを進めながらより良い方向に持って頂きたいと思えますので、今後とも宜しくご検討の程お願い申し上げます。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第16号を採決します。議案第16号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第16号は原案の通り可決されました。

日程第8

議長： 日程第8 議案第17号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長： それでは16頁お願いします。始めに提案理由でございますが、第5期介護保険事業計画に基づく介護保険料の設定及び、被保険者の負担能力に応じた保険料とする為、現行7段階を8段階化とし、4段階では、一定所得額以下の者に対するの負担軽減を設置し、細やかな保険料段階を設定する為提案するものであります。

15頁お願いします。中段になりますけども、舟形町介護保険条例の一部を改正する条例。舟形町介護保険条例（平成12年条例第36号）の一部を次のように改正する。第2条を次のように改める。内容につきましては、新旧対照表をお願いします。

7頁になりますけども、左側が現在の旧、現行でございます。右側が改正する新の内容でございます。保険料率第2条でございますが、これにつきましては現在21年度から23年度までの保険料を定めておりますが、これを24年度から26年度までということで改めるものでございます。

内容につきましては、第1号につきましては介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる内容でございますが、第1段階の設定で生活保護世帯等に対する第1項でありまして、年額で現行24,000円になっておりますけども、これを年額30,000円、月にしますと2,500円プラス500円ということでアップになりまして、基準額が5,000円でございますので、第4段階でその0.5、半分になっております。

第2号につきましては、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額プラス課税年金収入額80万円以下の方でございますが、この方については65歳以上の方につきましては所得税、それから住民税で年金額から120万円の控除がございますので、それを引いた分の80万円以下の方ということでなりますので、第2段階の対象ということでなります。この方についてはこれまで年額で24,000円だったのですが、年額で30,000円ということでアップになりまして、金額については1号と同じ金額になります。構成割合については、この割合については全体の15.4%で3番目に多い階層になっております。

それから第3号につきましては、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額プラス課税年金収入80万円以上の方になりますが、現行では年額で36,000円になっておりますけども、この方については年額で45,000円、月額にしますと3,750円で750円のアップになります。ここの階層については基準額の0.75%というようになります。

それから第4号につきましては、本人非課税で世帯の中に課税者がいる世帯で第4段階の基準額となりまして、これまで年額で48,000円だったのが60,000円で、月に直しますと5,000円、これまでより1,000円アップになります。基準額になります。構成割合はこの階層につきましては19.2%程おりまして2番目に

多い階層になります。

それから5号につきましては、次のいずれに該当する者となっておりますが、本人が住民税課税で前年の所得金額が125万円未満の方ということで、第5段階の比になりますけども、この方についてはこれまで55,200円年額だったのですが、69,000円で月当たりにしますと5,750円で1,150円アップになりますけども、この層については基準額5,000円の1.15%ということになります。

それから次の6号でございますが、この層につきましては本人が課税になっておりまして、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方でございますが、第6段階の方に位置する訳ですが、この方についてはこれまで年額60,000円だったのですが、今度改正75,000円、月当たりになりますと6,250円で1,250円のアップになります。基準額のこの階層については1.25%になります。

次8頁お願いします。第7号につきましては、本人が住民税課税で前年所得金額が190万円以上そして400万円未満の方ということで、第7段階に位置しておりまして、これまで年額で72,000円だったのですが90,000円で改定をさせて頂きたいということです。月当たり7,500円で1,500円月アップになります。基準額の1.5%ということになります。

あと8号はこれまでなかったのですが、新たに追加ということになりまして年額で10万2千円、この層につきましては本人課税で合計所得金額が400万円以上の方ということでありまして、月額で8,500円、基準額の1.7%となります。

議案書の方に戻って頂きまして、16頁お願いします。附則ですけども、施行期日第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。経過措置と致しまして第2条 改正後の舟形町介護保険条例第2条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例第3条 令附則第11条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第2条の規定にかかわらず、54,000円とする。この層につきましては特例の第4段階になっていて、前回からしている訳ですけども、本人住民税非課税、世帯の中に課税者がいる方、そして前年の合計所得金額プラス課税年金収入額が80万円以下の方ということで、月額に直しますと4,500円で900円月当たりアップになりますけども、基準額の0.9%でございますが、構成割合にしますとここが一番多い階層でございますが、32.7%程占めているという状況でございます。以上です。よろしくお願いします。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第17号を採決します。議案第17号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第17号は原案の通り可決されました。

日程第9

議長： 日程第9 議案第18号 舟形町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

地域整備課長： それでは議案書の18頁お聞き願いたいと思います。始めに提案理由でありますけども、「地域の自主性及び自立性を高める為の改革の推進を図る為の関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、「公営住宅法」が改正（平成24年4月1日施行）されます。公営住宅法改正に伴い町営住宅の入居者資格である同居親族要件については廃止され、これまで法律から委任された政省令で定められていた基準等が、条例委任の規定となります。

当町では、町営住宅の空きが少ないこと、応募者は子育て世帯を含む一般世帯や母子世帯が多くを占めること、既存の住戸は全て3Kなどの2人以上の世帯向けになっていることなどから、入居者資格についてはこれまでどおりに「原則として同居する親族がいること」を要件としつつ、高齢者や障害者などに真に住宅に困窮している一定の単身世帯については例外的に単身入居を認める現行の取扱いを今後も継続していく為「舟形町町営住宅管理条例」の一部を改正するものです。

17頁お聞き願います。舟形町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。舟形町町営住宅管理条例（平成9年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表をお聞き願いたいと思います。10頁です。第5条の入居者の資格であります。第5条中の下

線を引いております「として令第6条第1項で定める者」とありますけどもこれを削りまして、「第2号及び第3号」を「第2号から第4号まで」に改めます。そして同条に次の2項を加えるということで、2項と3項を加えております。中身ですけども、2項 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に住居の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上または精神上著しい障害がある為に常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる者を除く。1号 60歳以上の者。2号 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がイからハまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれイからハまでに定める程度である者。イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までいずれかに該当する程度。ロ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度。ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度。3号 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは同法別表第1号表ノ3の第1款症である者。4号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者。5号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者。6号 海外からの引揚げて本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者。7号 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。8号 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において、「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でイまたはロのいずれかに該当する者。イ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者。3項 町長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定するものに該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。第6条に入居者資格の特例とありましてこの中で、第1項中「前条各号」とある項目を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「前条第2号ロ」とある所を「前条第1項第2号ロ」に改めます。そして「同条各号」を「同項各号」に、「同条第2号及び第3号」を「同項第2号から第4号まで」に改めます。

次に、第28条の収入超過者等に関する認定でありますけどもこれにつきましては「第5条第2項」とある所を「第5条第1項第2号」に改めます。そして附則の第11項中「同条第1号」とありますとげもこれを「同条第1項第1号」に改めます。附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上でございます。

議長： これより質疑を行います。

2番： まず、第1点が町営団地の入居状況全てが入居しているのかということが第1点。

あともう1点が入居している方で家賃の滞納の方おるかと思っておりますけども、この件数、金額と具体的な回収状況等をお聞きしたいと思います。

地域整備課長： 奥山議員が言われている全て入居していますかという質問ですけども、今現在町営住宅は全て塞がっております。先週ですけども空いている所に募集をかけまして、3戸入居が決まっております。更に今入居を募集しているやつが1戸ありまして、それもこれから審査委員会を開いて入居を決める予定になっております。

そして滞納者ですけども、今詳しい資料手元に無いものですから、人数と金額分からないですけども、滞納者はおります。金額もそれなりにあります。滞納の徴収でありますけども、徴収につきましては前にも述べたかと思うんですけども各個別訪問、延滞金の滞納の葉書等を出しまして納めて下さいよという滞納の督促状を差し出してしております。以上です。

議長： 2番議員、今条例改正の事で質疑をやっていますので、なるべくそこから出ないような形の質問で質疑の一つ集中して頂きたいと思います。またの機会にお願いしまして、また色々これから予算審議ありますので、他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれを以て質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第18号を採決します。議案第18号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第18号は原案の通り可決しました。

議長： これから休憩に入ります。(11:45)

1時まで休憩をしたいと思います。

議長： それでは休憩前に復し再開を致します。(13:02)

日程第10

議長： 日程第10 議案第19号 平成24年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第20号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第21号 平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第22号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第23号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第24号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第25号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上7会計議案を一括上程します。読み上げ。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： 只今上程されました7会計予算の審査の方法についてお諮りします。議案第19号から議案第25号まで7議案を審査する為、9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査する方法で如何でしょうか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査する事に決定致しました。

次に委員の選任についてお諮りします。只今設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議席番号1番佐藤勇君、2番奥山謙三君、3番斎藤好彦君、4番佐藤広幸君、5番加藤憲彦君、6番大場清之君、7番野尻益夫君、8番叶内富夫君、9番八楸太君、以上9名の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。只今指名した9名を予算審査特別委員に選任する事に決定致しました。続きまして、予算審査特別委員会の正副委員長を選任についてお諮り致します。

5番： 予算審査特別委員会委員長に大場清之議員、副委員長に叶内富夫議員を推薦します。

議長： 只今5番議員より委員長には大場清之議員、副委員長に叶内富夫議員との発言がありました。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認め、委員長に大場清之議員、副委員長には叶内富夫議員が決定致しました。

議長： これより予算審査特別委員会に入りますので本会議を15日まで休会します。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認め、本会議を15日まで休会致します。(13:12)

それでは、大場清之予算審査特別委員長より委員会の開会とご挨拶を受けたいと思います。暫くの間お待ち下さい。

平成24年 3月15日 (木)
平成24年第 1 回定例会第 8 日目
午後 2 時30分開議 欠席無し

議長： 只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から 8 日目の 3 月定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第 1

議長： 日程第 1 議案第19号 平成24年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第20号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第21号 平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第22号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第23号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第24号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第25号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上 7 議案について議題と致します。予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。大場予算審査特別委員長をお願いします。

予算審査特別委員長： 平成24年 3 月15日舟形町議会議長 信夫正雄様。予算審査特別委員長 大場清之。予算審査特別委員会審査報告。平成24年 3 月 8 日召集の 3 月定例会において、3 月12日付託されました議案第19号 平成24年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第20号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第21号 平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第22号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第23号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第24号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第25号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上、7 議案につきまして本委員会は 3 月12日より 3 月15日までの 4 日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案通り可決すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告致します。なお、本委員会は、特に留意すべき事項として、下記の付帯決議を付することに決定しました。

記 1 特に留意すべき事項、①歳入歳出予算の執行に当たっては、法令等を遵守し、適切に処理し住民福祉の向上に務めること。②建設事業については、計画段階から早期に説明を求める。③地球温暖化、原子力発電の事故等により再生可能エネルギーの導入が重要な課題となっており、当町の自然条件やこれまでの取組みを活かし、導入について十分に検討すること。④採択した請願陳情については、実現に向け十分に検討すること。

議長： それでは只今の予算審査特別委員長報告に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認め討論を終わります。これより採決に入ります。お諮りします。議案第19号から議案第25号まで 7 議案に対して一括して原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第19号から議案第25号まで 7 議案は原案の通り可決されました。

次に付帯決議についてお諮りします。委員長報告にありましたように付帯決議を町長に提出する事に異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって付帯決議は町長に提出する事に決定しました。

日程第 2

議長： 日程第 2 閉会中の所管事務調査報告を議題と致します。始めに野尻総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長： 平成24年 3 月15日舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 野尻益夫。所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記の通り報告いたします。記 平成24年 1 月10日に舟形町豪雪対策本部が設置されたことを受け、1 月20日に総務振興常任委員会所管事務調査を行った。

1. 調査した事項、(1) 各課の対応について。

2. 現地視察、(1) 若あゆ温泉～内山間の除雪道路。(2) 定住促進住宅ひだまり地区。(3) 西堀地区排雪状況。(4) 松橋地区積雪状況。(5) 洲崎地区導入の除雪機。

3. 調査結果、①各課の報告を受けた結果、積雪が目安150センチメートルに達した時点で対策本部を設置し迅速に町民に対し啓蒙した結果、人的被害や家屋の破損、農作物やハウスの倒壊など大きな被害は無く、町道の除雪もスムーズに行っているとのことで良好に対策がとられていた。しかし、ほほえみ保育園の手すりの破損やドーザーの脱輪事故、光ケーブルの切断事故等、軽微ではあるが当事者の注意不足による事故があったのでより一層、注意して除雪を行う必要があると思われる。②現地視察をした結果、今年から開通した若あゆ温泉～内山間の道路については、雪崩の危険性がある区間があり対応が必要であると思われる。次に旧舟形小学校跡地の住宅街と西堀地区を視察し住宅密集地の除雪や雪置き場等に課題があり今後も解決の為に尽力されたい。また空き家の視察では関係者の協力により雪下ろしや、家屋の解体が進展したところもある。町では空き家が多くなっているが、国の方針では「持ち主が不明確でも町が対応すべき」とのことで基準を決めて対策に当たられたい。なおその後の豪雪により、新たな被害が多発しているので、注意を喚起し被害の把握と対策を検討されたい。以上です。

議長： 只今の総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いものと認め質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから閉会中の総務振興常任委員会の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって閉会中の所管事務調査報告は委員長報告の通り決定致しました。

次に大場文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長： 平成24年3月15日舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長大場清之。所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記の通り報告いたします。記 ○統合等により廃校となった学校施設の利活用について。

1. 日時 平成24年1月17日～18日。

2. 研修内容 (1) 新潟県村上市「山北ゆり花温泉交流の館『八幡』」地域資源を活用した交流事業推進と、学校近くに湧出した温泉の有効活用などの行政課題について、公募による「さんぼく未来づくり検討委員会」を組織し、住民参加型の地域づくりの検討を行い、平成12年に旧国土庁の補助事業(事業費:1億2,000万円、国庫補助:6,000万円)により、山村地域の特性を行かした体験・交流の出来る宿泊施設として整備を行ったものである。施設運営は公募による企業組合の設立(資本金1,150万円、組合員14名)による指定管理者制度であり、宿泊施設運営の他、地元の食材にこだわった食の提供による食堂の経営や各種の体験教室等の企画・支援業務も数多く実施しており、利用者数も年々増加傾向にあった。当施設の周辺は「瀬波・笹川流れ・粟島県立自然公園」区域にあり、舟形町とは環境的にも違いはあるが、今後の検討において「住民参加型の地域づくりの取組み」は参考にして行きたいと感じました。(2) 新潟県新発田市「猿橋コミュニティセンター」小学校の移転改築に伴い推進委員会を設立し、地域からの要望書の提出を受け、「既存施設の有効活用による施設の充実、公共施設(幼稚園等)の老朽化の解消など地域課題の解決」を基本方針に、事業費2億5,700万円を投じ新たな地域拠点を目指したコミュニティ施設である。施設管理は、小学校区の自治会長等で組織する「管理運営委員会」による指定管理者制度であり、複合施設として児童クラブ、地域ふれあいルーム、親子プレールーム、サークルルーム等があり、各施設の使用にかかる水道光熱費等は市の各課で負担している。当施設は町中心部に位置しており利便性に適しているが、利用団体構成員の高齢化が進み、活動が困難となっている団体が見受けられるなどの課題があり、舟形町で同様の施設整備を検討する場合、地域住民の要望に沿った施設整備・運営体制を構築する必要があると感じました。

○町内小中学校の施設視察および授業参観

1. 日時 平成24年1月27日。

2. 調査内容(校長より学校経営状況について概要説明を受けました。)(1) 長沢小学校 ①教育目標「豊に学び、笑顔輝く子どもの育成」②保護者アンケートによる教育活動の取組み(2) 舟形小学校 ①

経営テーマ「こどもも教師も笑顔輝く元気な学校」②学校統合に向け、受入れ校としての取組み（３）堀内小学校 ①経営の基本方針「子どもも教師も学び続ける学校」②教職員のアンケートによる教育課程の取組み（４）富長小学校 ①教育目標「深く考え進んで学習する子ども（技）」「協力し合い思いやりのある子ども（心）」「心身ともに健康でたくましい子ども（体）」②学校統合に向け夢や期待感を持たせる教育を推進。（５）舟形中学校 ①立志式は例年と違い群読発表、合唱、代表者による決意の言葉の発表②めざす生徒像、学校像、教師像の実現に向けた取組み。

３．課題 学校からの経営上の課題提起は特に有りませんでした。

４．今後のあり方 小学校統合に向けた児童交流の充実および統合時のリハーサル等の実施により、スムーズな新小学校の開校が必要である。以上です。

議長： 只今の文教民生常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

無いものと認め質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから文教民生常任委員会閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって閉会中の所管事務調査報告は委員長報告の通り決定致しました。

日程第３

議長： 日程第３ 議員派遣について議題と致します。事務局朗読。

事務局： 議員派遣の件。平成24年3月15日次の通り議員を派遣する。

１．議会報告会。（１）目的 議会活性化の為の活動として。（２）期間及び派遣場所 平成24年3月19日。内山公民館・経壇原公民館。平成24年3月21日。一の関公民館・紫山公民館。平成24年3月22日。沖の原公民館・富田公民館。平成24年3月23日。実栗屋公民館・真木野公民館。（３）派遣議員 議員全員。

２．舟形町立舟形中学校卒業式。（１）目的 出席要請の為。（２）派遣場所 舟形中学校。（３）期間平成24年3月16日。（４）派遣議員 議員全員。

３．舟形町立各小学校卒業式。（１）目的 出席要請の為。（２）期間 平成24年3月18日。（３）派遣場所及び派遣議員 長沢小学校 大場清之議員、野尻益夫議員、叶内富夫議員。舟形小学校 佐藤勇議員、佐藤広幸議員、八鍬太議員。富永小学校 奥山謙三議員、斎藤好彦議員。堀内小学校 加藤憲彦議員。

４．舟形町立舟形ほほえみ保育園卒園式。（１）目的 出席要請の為。（２）派遣場所 舟形ほほえみ保育園。（３）期間 平成24年3月27日。（４）派遣議員 議員全員。

５．舟形町教職員辞令交付式。（１）目的 出席要請の為。（２）派遣場所 中央公民館。（３）期間 平成24年4月2日。（４）派遣議員 文教民生常任委員、八鍬太議員。

６．舟形町立舟形ほほえみ保育園入園式（１）目的 出席要請の為。（２）派遣場所 舟形ほほえみ保育園。（３）期間 平成24年4月5日。（４）派遣議員 議員全員。

７．舟形町立各小学校入学式。（１）目的 出席要請の為。（２）期間 平成24年4月7日。（３）派遣場所及び派遣議員 長沢小学校 大場清之議員、野尻益夫議員、叶内富夫議員。舟形小学校 佐藤勇議員、佐藤広幸議員、八鍬太議員。富永小学校 奥山謙三議員、斎藤好彦議員。堀内小学校 加藤憲彦議員。

８．舟形町立舟形中学校入学式。（１）目的 出席要請の為。（２）派遣場所 舟形中学校。（３）期間平成24年4月8日。（４）派遣議員 議員全員。以上です。

議長： 只今朗読した通り議員の派遣について、ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

異議無しと認めます。よって議員派遣については原案の通り決定致しました。これをもちまして3月定例会に付された事件は全て審議終了致しました。

町長よりお礼の申し出があります。お受け致します。

町長： それでは一言ご挨拶申し上げます。平成24年度第1回の定例町議会、3月8日から今日まで8日間に亘る長い日程の中での審議本当にご苦労様でありました。そしてありがとうございました。この会期中においては平成23年度の一般会計並びに特別会計に関わる補正予算、更には平成24年度の各会計の当初予算の審議、加えて条例の設定、改正、辺地計画の変更などの単項議案も含めまして、23件の案件につきまして満場一致ご決議賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、平成24年度の予算であります。統合小学校の関連事業、子育て定住促進雇用対策、或いは農業等の産業の振興、地域づくり推進等に重点を置いた予算編成でありましたが、一般質問或いは予算審議を賜る中で、今求められる防災機能の強化、或いは雪氷等の再生可能エネルギーへの取組み、そしてまた地域で支え合う互助の精神作り、或いは現在計画中のハード・ソフト両面に亘る事業の早期の具現化、そして流雪溝等、雪に強いまちづくりなど皆さんからご意見なりご提言があった訳ですが、3年目に入りますこの第6次舟形町総合発展計画の具現化を核にしながらも、何と云っても財政運営の基本原則であります収支均衡の原則、財政構造弾力性の確保、行政水準向上の確保、或いは財政運営効率化の原則、そして長期財政安定の原則、この5つの基本原則を踏まえた財政計画を機軸にしながら、全職員一丸となって取り組んで参りたいと思います。

なお細部に亘ってのご質問、ご提言等につきましては、課長等会議或いは政策推進室などでの精査協議をして、緩急性或いは財源の見通しを加味して執行して参りたいと思います。

いずれに致しましても、本議会で議決頂きました平成24年の一般会計36億8,000万円、6つの特別会計であります。20億1,500万円。合計しまして56億9,500万円。加えまして、23年度から24年度への繰越事業予算2億781万1,000円、総合計で59億281万1,000円の総予算額で来年度24年度がスタートする訳であります。時代の変化に対応しつつ、しかも今求められている発想、創意工夫を持って行政を経営していくという視点に立って取り組んで参りたいと思いますので、議員の皆さんにはさらなるご意見、ご提言、お力添えを賜りますよう心からお願い申し上げまして御礼の挨拶とさせていただきます。8日間本当にありがとうございました。

議長： 以上をもちまして平成24年第1回舟形町定例会を閉会致します。(14:57)

8日間に亘る長い審議ご苦勞様でした。